

2014 年度 埼玉大学大学院教育学研究科修士論文

「ケアの倫理」の視点から見る 若者の「依存」と「自立」

An Analysis on the “Dependency” and the “Independency” among the Young:
From the Perspective of the “Ethics of the Care”

埼玉大学大学院
教育学研究科 学校教育専攻
学校教育専修 教育学分野
12AA003 坂本絢香

目次

序章	1
----	---

第1節 課題意識と研究目的

第2節 研究方法

第3節 先行研究の検討

- (1) 若者の「自立」と社会構造をめぐる議論の進展
- (2) 若者の「依存」と社会構造への着目の薄さ
- (3) 本研究の位置づけ

第1章 日本における若者の「自立論」の語られ方と若者の「自立」をめぐる現状	13
---------------------------------------	----

第1節 第二次世界大戦後の日本社会の変容

- (1) 高度経済成長期における日本社会の変化と特質
- (2) マクロレベルにおける「社会解体」－企業社会、行政システム、消費社会の変化
- (3) ミクロレベルにおける「社会解体」－認識・意識の変化

第2節 日本における若者の「自立論」の射程

- (1) 新自由主義的「自立」と「依存」
- (2) 企業社会秩序と家族主義に即した能力主義的「自立」
- (3) より個体化された新自由主義的「自立」
- (4) 「エリート」と「ノンエリート」「自立困難者」への「自立」の語られ方

第3節 若者の「自立」をめぐる現状

- (1) 経済面における「自立」の困難
- (2) 社会面における「自立」の困難
- (3) 政治面における「自立」の困難
- (4) 道徳教育から見る日本政府が目指す人間像、社会像

第2章 近代「自立」概念の問い直し－エヴァ・フェダー・キテイの『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』を用いて	41
--	----

第1節 エヴァ・フェダー・キテイのケア論の位置づけ

第2節 フェミニズムにおける平等 — 「依存」を中心とした関係性に着目して

- (1) 「依存」の無視・軽視に起因する不平等
- (2) 依存関係をめぐる不平等
- (3) 入れ子状の「依存」を公的に支える必要性
- (4) 平等をめぐるリベラリズムとフェミニズムの違い
- (5) 「依存」を前提とした人間像、社会像へ — 道徳的人格、基本財、社会的協働の再考
- (6) 依存関係をもとにしたジェンダー平等な社会へ

第3節 「依存」への責任を果たす社会における人間像

- (1) 誰もが「依存」に関われる権利の保障
- (2) 「依存」に応答できる人間像と社会像

第4節 依存者の「自立」を描く

- (1) 依存者の成長と安寧の保障
- (2) 依存者の「自立」の道筋 — 「正義の倫理」と「ケアの倫理」を兼ね備えた関係性

第3章 デンマーク社会が想定する「自立」と「依存」のあり方の再検討 — 社会的存在としてすべての人の「自立」と「依存」を社会が包摂し保障しようとする試みとしてのフォルケホイスコーレ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78

第1節 デンマーク社会の方向性

第2節 フォルケホイスコーレの教育が目指すもの

- (1) 「共に生活し、対話し、共に学び合う」学校
- (2) フォルケホイスコーレを支えるデンマーク社会

第3節 フォルケホイスコーレにおける学びの実例 — International People's College での経験をともに

- (1) International People's College の特徴
- (2) 2014年春学期の学びを成立させる環境
- (3) 「ケアの倫理」から見る International People's College での学び
 - ① 差異に気づく経験
 - ② 応答した・された経験
 - ③ 変容した経験
 - ④ 社会的文脈と照らし合わせる視点
 - ⑤ その関係性から退出することを認める視点
- (4) International People's College での学びの構造

終章・・・107

第1節 結論

第2節 残された課題

序章

序章

第1節 課題意識と研究目的

若者の非正規雇用の増加、ニート・ひきこもり「問題」など、若者の「自立」が困難になっていると言われる。

このような現状に対して、行政政策は例えば「若者自立・挑戦プラン」といった支援を行っている。特に企業社会に包摂されない若者の「自立」を主問題とするこの政策は、大別すれば大衆的スキルの獲得と就労意欲の向上に焦点が当てられている。また支援方法としても個人々人へのカウンセリングによるスキルの獲得が効果的という見方がなされている。このような支援の背景には、ニートやフリーター問題および若者の早期離職なども含めた若者の「自立」の困難さは、個人の意欲に問題があるという認識がある。しかしながら若年者における非正規雇用の増加や失業率が増加したのは、日本社会の経済構造が大きく転換したことに起因しており、個人々へのスキルや意欲の問題に還元すべきでないとの意見が出されている。

だがそもそも「問題」認識として、企業社会に包摂された経済的な「自立」を若者ができていないことが「問題」だ、とするのはなぜだろうか。経済的な「自立」以外にも「自立」とは多様な面があるのではないだろうか。

例えば、内閣府の「平成 26 年度版 子ども・若者白書」の特集より、日本を含めた 7ヶ国で行われた、満 13~29 歳の若者 1000 人ずつ（日本では 1175 人）を対象としたインターネット調査の結果を見てみよう。自分自身に満足しているかという問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた者の割合は、日本 45.8%、韓国 71.5%、アメリカ 86.0%、イギリス 83.1%、ドイツ 80.9%、フランス 82.7%、スウェーデン 74.4%であり、日本では半数以上の若者が自分を肯定的にとらえていないことがわかる。この 1 週間の心の状態についてゆううつだと感じたことが「あった」「どちらかといえばあった」と回答した者の割合は、日本 77.9%、韓国 63.2%、アメリカ 41.0%、イギリス 45.6%、ドイツ 36.9%、フランス 38.6%、スウェーデン 42.1%であり、ゆううつだと感じる心理状態が日本の若者の間に広がっているといえる。さらに、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」という問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は、日本 30.2%、韓国 39.2%、アメリカ 52.9%、イギリス 45.0%、ドイツ 52.6%、フランス 44.4%、スウェーデン 43.4%であり、自分の行動が社会に影響を与えられると感じられる日本の若者は約 3 割にとどまっている。「自分の将来について明るい希望を持っていますか」という問いに「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答したのは、日本 61.6%、韓国 86.4%、アメリカ 91.1%、イギリス 89.8%、ドイツ 82.4%、フランス 83.3%、スウェーデン 90.8%であり、明るい将来展望をもつことが困難な日本の若者の姿がうかがえる。以上みてきたように、自分の価値が見いだせずゆううつな感情をもち、自

分の将来展望を描けずにいる一方で、民主主義社会の成員であるにも関わらず自分の行動が社会に影響を及ぼすと感じられない日本の若者の姿がうかがえる。

市民一人一人の生や幸福追求を保証していくために国家があることから考えれば、人権感覚を育くみ幸福追求をしていけるような民主主義的「自立」をすべての人に保証することなく、経済的な「自立」ばかりに着目しているのは歪であるように感じられる。つまり、現在の日本社会においては、経済的な「自立」をしている者こそが社会の成員であるという前提が存在しており、だからこそ政府は個々の若者が「自立」をあたかも獲得するかのように取り扱い支援しているのだと指摘できよう¹。

これは何も日本社会に限ったことではなく、国家や人間のあり方について探求してきた政治哲学においても同様である。そもそも政治哲学史において、女性や高齢者や子どもや障がい者は社会を構成する存在として想定されてこなかった。「社会を構成しているのは、健常な生産者である」という考えは、プラトンにはじまり現在でも根強く存在している。そして、男性が健常な生産者としてモノを生産し政治的存在として考えられた一方、女性は家庭内で出産や育児をする存在であり教育を受けるに値しないと「家庭内で果たす役割によってその性質が決められ」²てきた。さらに、「家は国家のなかに属しているにもかかわらず、なぜか、国家を構成する重要な要素とは考えられてこなかった」³。すなわち、公的領域である政治や経済を行う社会と私的領域である家庭とが二分され、女性は家庭で「依存」を「ケア」する役割を果たすことがあたかも自然であるかのように語られることで、男性健常者の「自立」は社会の成員として達成されるものとして考えられてきたのである。

だが、人間にとって「自立」は当然のものではない。人間はみな誰かに「依存」し「ケア」を受けることで成長する。一度「自立」したとしても、外部に晒される身体は脆弱であり、環境や偶然の出来事によって「依存」することもある。年を経て老いれば、また誰かの「ケア」を必要とする存在である。そして、女性も高齢者も子どもも障がい者もいるのが、社会である。「自立」を至上命題とする既存の人間観や社会観は、人間の全体としての生の在りようを見逃し、「依存」することは望ましくないものとして退ける。このような人間観、社会観をこそとらえ直し、新たな社会構想をつくっていくことが求められているのではないだろうか。

本研究の目的は、今まで社会が想定してきた「自立」の虚構性を明らかにすると同時に、社会が若者の「自立」と「依存」とを保障していく展望の道筋を描くことである。

現在語られている若者の「自立論」を相対化し、「自立」している／していない境界線を明らかにしていくうえで、「ケアの倫理」を用いる。なぜならば、「ケアの倫理」からすれば人間はすべて「依存」状態を経るのであり、「依存」を前提に「自立」を捉えなおせるからである。つまり「自立」のみを至上命題とし個人の所有物かのように取り扱う現在の「自立」の虚構性を問うことができる。そして「自立」の虚構性を明らかにすることで、

「依存」と「自立」とが連続している若者期を社会がどのように保障するのか展望を描いていけるだろう。

第2節 研究方法

第1章では、日本における若者の「自立論」の語られ方と若者の置かれている状況について明らかにする。

そのため、第二次世界大戦後の日本社会の変容をおさえ、日本社会のなかで若者の自立論がどのように語られているのかを検討する。それを踏まえ、若者の「自立」をめぐる現状について明らかにする。

第2章では、第1章で検討してきた若者の自立論を相対化するために、フェミニストで政治哲学者のエヴァ・フェダー・キテイの『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』を用いて検討する、それによって、近代以降想定されてきたリベラリズム的「自立」を、フェミニズムの特に「ケアの倫理」を用いて批判的に検討し、「自立」と「依存」を組み込んだ新たな「自立論」の構築の道筋を探る。

まず、ジョン・ロールズをはじめとしたリベラリズムの考え方とフェミニズムの「ケアの倫理」からの批判の流れを整理し、キテイの議論が両者の議論を止揚する立場であることを確認する。

次に、キテイの議論を中心に、「依存」を中心とした関係性から平等を志向する道筋を整理する。それによって、依存関係を中心とした個人が単位となったジェンダー平等を志向する必要性を確認する。

「依存」を前提とした上で、すべての人が人生のいかなる時期でも「依存」に関わることができるようにするために、ケア権を市民権とすべきことを確認し、社会と人間像が大きく転換することを整理する。

そして、「依存」を前提とした社会において、人間が「自立」することとは何なのかを明らかにする。依存労働が「依存者の成長と安寧を達成する」という目的を有することから考え、どのような道筋になるのか見る。

キテイの議論を踏まえたうえで改めて、新自由主義的な「自立」と、「依存」を前提とした「ケアの倫理」的「自立」の違いを明らかにし、「ケアの倫理」に基づいた自立を明らかにしたい。

3章では、「自立」と「依存」を対置させず、「依存」を人間の条件として社会が包摂し保障していく事例としてデンマーク社会に着目し、その若者の「自立」を支援する1つの

教育機関として、デンマークのフォルケホイスコーレを取り上げる。

デンマーク社会は、福祉レジームで分類するところの社会民主主義に該当する。日本の家族主義型と異なり、性別や年齢に関係なく、個々人がケアを受けることができる社会モデルである。またケアを受けるのみならず、ケアをすることも全ての人に保障しており、ケアが社会化されている。

フォルケハイスコーレとは、デンマーク人 N.F.S.グルントヴィによって提唱された「共に生活し、対話し、共に学び合う」ことを掲げた自由成人教育の1つである。17.5歳以上の成人全員に開かれた学校であり、北欧を中心に存在し、現在デンマーク国内には約70校が存在している。原則的に全寮制であり、「人生を学ぶ学校」とも称されるフォルケハイスコーレでは、共同作業や共同学習が重視されており、試験はなく修了しても資格が与えられるわけではない。いつでもだれでも4学ぶ場があり、他者と出会い自分と出会う場があり、しかも社会においてそのような場に行くことが不利益に働かないように設計されている。デンマーク社会において、年齢や性別に関係なく全ての人を対象に「自立」と「依存」とが教育の場でゆるやかにとらえられていることを明らかにする。

フォルケホイスコーレには様々な特色をもったものがあるが、その中でもデンマーク国内の差異のみならず、地球上の差異と出会い応答する特色を持った International People's College (IPC) に着目する。筆者が2014年4月1日から2014年6月23日まで Spring Term 2014 に参加してきた時に得た資料、記録等をもとに IPC での学びの様子を取り上げることで、デンマークのフォルケホイスコーレである IPC において、デンマーク人だけではないさまざまな国の出身者たちが、フォルケホイスコーレにおいてどのような学びを行っているのかを見ていく。

そのうえで、フォルケハイスコーレが社会に位置づけられている意義を改めて確認し、「自立」と「依存」を社会全体で支えていく構想を改めて確かなものとしていく一助としていく。

終章では全体を通じて改めて、フェミニズム的「自立」の射程とその境界線を考察したい。

また、本稿においては、「若者」は『『自立』へと移行している過程にある者』と捉え、論を進めるものとする。ファーロングとカートメルは「若者期は、法律や文化的規範によって構成される、社会的な半依存状態の期間」⁵であり、「学校から仕事への移行過程の長期化とともに、若者たちが半依存の状態にとどまる期間も長期化しており、これはライフサイクルにおける新たな段階として認識すべきだ」⁶と指摘する。日本においても若者の移行過程が、階層やジェンダーや学歴に強く影響を受けながら、長期化・複雑化していることが指摘されている。実際に日本社会においても「若者自立支援」の現場に40歳代の人

が来ているという佐藤洋作の指摘や、日本の政策においても、例えば「ジョブカフェ」が対象とするのは自治体によって異なり、30歳代や40歳代を含んでいる場合がある。また、若者という語ではなく青年という語も使われるが、青年とは「男性」を想定してきた。例えば、乾彰夫の「戦後型青年期」⁷という語は正社員として就職していく男性をモデルとしている。若者の移行期の長期化・複雑化への指摘および現状、また「青年」という語が内に含むジェンダーバイアスを踏まえ、本稿では上述した定義を用いるものとする。

また本稿で扱う「ケアの倫理」が想定する「依存」は、「乳幼児期や子ども時代、病気やある種の障碍、老衰のように、依存が人間の生の不可避の結果である」⁸ものであり、「誰かに従属することを意味する、社会的・政治的な状況の産物」⁹¹⁰とは区別して用いる。「依存」それ自体は人間が生きていくうえでの1つの特徴である。しかし「ケアの倫理」で取り扱う「依存」と「ケア」をめぐる関係性とは、返報を期待できないような一方的なものであり、リベラリズムの描く平等な人間関係からはほど遠い。だからこそ「最も不遇な状態にある人に対応するのならば、すべての人のための正義の要求を受け止める見込みは高まる」¹¹と考えられる。以上から「ケアの倫理」とそこで想定される「依存」とを用いていくこととする。

第3節 先行研究の検討

(1) 若者の「自立」と社会構造をめぐる議論の進展

若者の「自立」をめぐる議論は、「パラサイト・シングル」や「フリーター」「ニート」等の言葉が社会的に認知され問題とすることで議論が活性化してきた。「パラサイト・シングル」という語をつくった山田昌弘は、親をあたかも宿主のようにして学校卒業後も実家に住み家事を親に任せることで、時間的経済的に豊かな生活を送っている若者の増加が未婚化の要因と分析した¹²。「フリーター」という語は1980年代から非正規雇用の増大に伴い生まれてきた語であるが、注目されるようになったのは2002年に小杉礼子らがフリーターという若年非正社員層の職業意識を問題としたことが大きい。小杉は若年非正社員フリーターをモラトリアム型、夢追求型、やむを得ず型の3種に分類したうえで、非現実的な就労意識を持つモラトリアム型が多いと指摘した¹³。「ニート」という語はイギリスの労働政策において出てきたNEET (not in education, employment or training) という語をもとに、2004年に内閣府がまとめた『青少年の就労に関する研究調査』で用いられた言葉である。委員長の玄田有史は無業者の若者を求職型、非求職型、非希望型に分類し、職型無業者が増えていることを指摘しつつも非求職型無業者を「ニート」と名付け増えていることを問題とした¹⁴。

これら一連の研究は、若者の「自立」をめぐる移行が従来のようにいかない原因を、社

会構造の変化よりも若者の意識に求めているところで一致している。そして若者の意識が「自立」できない原因であり「問題」だという見解をマス・メディアも共有し報道することで、「やる気のない若者」として若者の「自立」は「社会問題」とされるようになった。

これら「若者バッシング」とも言えるような、若者の「自立」の困難の原因として若者の意識を「問題」とする流れが勢いを増したのが 2000 年代前半であった。しかし一方で、社会構造こそが問題の核心だという指摘もすでに同時期になされていた。乾彰夫は 2000 年時点で、移行過程の複雑化・長期化の原因は日本社会が学校から企業へと連続していた「戦後型青年期」が解体したことにあるとし、社会構造の変化こそが問題と主張した¹⁵。また竹内常一と高校生活指導研究会は、高校生の進路をめぐる問題と直接対面する中で、〈学校から仕事へ〉の移行過程が労働市場の変化にあることを指摘した¹⁶。

さらに「ニート」言説がひとり歩きするかのように日本社会に広がっており、若者の「自立」の困難さが意識へと問題を矮小化され社会構造の問題に欠けていること、つまり「ニート」言説らが若者自身やその家族にだけ責任を負わせる機能をもっていることが示された¹⁷。貧困問題の指摘¹⁸や「ワーキング・プア」への着目により¹⁹、若者の「自立」が社会構造に起因しかつ経済的格差や教育的格差の広がりにより色濃く影響を受けた相対的貧困が広がっているとの指摘と共有がなされるようになっていった²⁰。

その上で、乾彰夫を中心とした東京都立大学「高卒者の進路動向に関する調査」グループは、若者の移行過程をめぐって、その時々就労状況を点として見るのではなく、線として長期的にかつインタビューなどの質的調査をしながら調査を行った。乾らは、日本社会の構造が大きく転換し経済的・教育的な格差の影響をより強く受ける形で、それでもなおインフォーマルなネットワークによって若者が「自立」しようとしていることを、若者の移行過程の現実として克明に描いた。そして、イギリスでの分類法に従い移行過程を分類し、若者の「自立」をめぐる困難が社会構造の問題に起因することを説得的に示した²¹。

このように、当初、若者の意識の問題とされがちであった「自立」をめぐる問題は、社会構造上の変化に起因しているという認識に達しつつある。そうであれば、若者の「自立」をめぐる困難を解決するためには、どのような若者の「自立」と社会構造を新たにつくるべきなのか、という課題を解くことが求められる。この課題に関しては、大きく 3 つの見解が生まれていると整理できる。

①復古型

正社員となれずスキルが積めないことがキャリア形成上の足かせになっていることを問題とし、正社員になることを「自立」の到達点とすべきとの考え方である。これは日本において若者の「自立」と想定されてきた正社員になることを推奨しており、社会構造上の

変化を従来型に戻すことを求めている。例えば、堀有喜衣編『フリーターに停留する若者たち』が当てはまる²²。

②職業訓練国家型

非正規雇用が増加し、不安定な就労かつ低賃金状態にとどめ置かれている人々が生活できていないことを問題とし、非正規雇用であっても食べていけるような生活を保障すべきだという議論である。正社員以外の雇用では生活が十分にできない構造を変え、それぞれの「能力」に適した職業でも十分に食べていけるよう、社会構造を変革すべきだとする。この「能力」を形成するのが教育であるため、この議論はしばしば弾力性のある教育選択をすべきであるとの議論と重なり、若者の「能力」に適した教育と仕事を与え保障すべきと主張される。例えば、本田由紀『若者と仕事 – 「学校経由の就職」を超えて』が当てはまる²³。

③「フツー」の生活創造型

若者の生活が「人間らしい健康で文化的な最低限度の生活」、すなわち民主主義国家において「フツー」とされるべき生活が保障されていないことを問題とし、その人の幸福追求を基盤に置いたうえで生活や文化を創造していくべきであるという議論である。その際特に着目するのは、若者の生きる世界が他者と安心し信頼を結べるものではなくっており、ゆえに彼らが自分への肯定観を奪われ希望を喪失し委縮しているという事実である。そのため、安心できる人々との間で自分らしく生活する環境をつくり、その中で彼らのしたいことを支援し、生きる力を取り戻すことを問題解決の糸口とすべきであると主張される。

佐藤洋作や宮崎隆史は、就労という場を若者たちと創造する。安心できる生活圏をつくったうえで、労働市場へと連続的につながる空間をつくっていくことを実践し、そのような場を社会的に創出していくことを求める²⁴²⁵。

平塚眞樹は、公共圏という場が若者を排除していることを問題とし、若者自身が参加し発言できる場の形成を行い、社会的包摂を目指すべきだとする²⁶。

中西新太郎は、「フツー」の生活を今生きている現実から作るべく、若者が今生きている世界で「フツー」をつくる知恵とワザの在り方をさぐり、今ある現実の生活からの変革を求める²⁷。

以上3つである。では、それぞれの議論の有効性はどのようなものか。

①の復古型は、そもそも社会構造の変化がグローバル化の流れを受け企業が従業員を抱え込むという経営戦略をもはやとることができなくなったことに起因しゆえに若

者の「自立」が困難となったことを忘れている。もちろん現実的に今の日本社会において十分に生活していく手段がほぼ正社員だけであることを鑑みれば一時的戦略にはなりえるが、若者の「自立」の根本的解決にはなりえない。さらに、日本の従来社会がどのような排除構造を持っていたのか、という点に対しても検討がなされていない。

②の職業訓練国家型は、非正規雇用が増えておりかつその流れの変更ができないことを見すえたうえで人々の生活を保障できるような雇用と社会保障をすべきだという認識に立つ点で①の復古型の課題を乗り越える。しかし、「能力」によって職業を振り分けることは、国家や企業が使い捨てられる人材を育成する流れに乗る危険性がある。格差が拡大・固定化し「経済格差が教育格差につながり、教育格差が職業格差につながる」という社会構造の変革へと至らず、むしろ生まれ持った経済的および文化的資本の有無によって教育と職業が制限される危険性を有する。

③の「フツー」の生活創造型は、日本の社会構造自体が排他的であり、他者と安心して信頼して取り結ぶことができないという、生活・文化基盤への問題着目であり、根源的で壮大な問いを提起し解決しようとする。民主主義的な国家としてすべての人の人権を保障していくことが前提であることを考えれば、全体的かつ包括的に若者の「自立」を見直すというこのアプローチが、理想を現実のものとして創造していく有効な道筋を示すと考えられる。そして人々の今生きている現実から問題を立て解決を探ろうとしている点で、変革可能性も有していると考えられる。しかしながら、根源的で壮大な問いであるがゆえに、排除型社会の図式がなぜ今まで成立して不問とされてきたのか、またその理論軸となるべきは何なのか、またなぜ「フツー」の生活をつくるのが社会にとってよいのか、という根拠を探っている過程にある。

つまり、若者の「自立」をめぐっては③、すなわち人間らしい健康で文化的な「フツー」の生活を創造していくアプローチをとることが望ましいが、その理論根拠をより固めていく必要があると考えられる。

(2) 若者の「依存」と社会構造への着目の薄さ

若者の「自立」に関する議論は蓄積がなされ深化してきた。しかし少し考えれば自明のことだが、私たちは生まれてすぐから本を読み、友人と会話し、コンピューターを操作し、文章をつくることができたわけではない。「依存」していた時期があり、そしてその時期に誰かからケアをされることで「自立」して活動ができるのである。

では、この「自立 independence」の対義語である「依存 dependence」は、どのように社会で想定され社会構造の中に位置づいてきたのだろうか。

結論から言えば、「依存」の社会的構造上の位置づけと若者の「自立」の困難性について

て関連付ける試みは、若者の「自立」のあるべき姿とそれを支える社会を探る研究が進展してきたのに比して、十分に行われてきたとは言い難い。

確かに「自立」過程において「依存」する必要があるということは、特に③の「フツー」の生活を創造することを目指す研究群から多くの指摘がなされてきた。

例えば平塚眞樹は、竹内章郎の能力の共同性論—能力とは個体として存在しているのではなく共同的なものであるとする概念—を参考にしながら「心理主義化された“自分さがし”から、自分はつかめない。個別化された学習から、社会で生きるちからは生み出されない。私たちは今、これからの時代をきりひらいていく“ちから”を大いに欲している。が、“ちから”とは、個体に宿るのではなく、関わりとつながり、そして社会にこそ宿るのだ、ということをおぼろげに忘れてはなるまい」²⁸と述べ、他者との共同を指向する。

また例えば佐藤洋作は、新自由主義的な自立を折出健二のいうような「依存的自立」からとらえ直すべきだとする。折出健二は「依存」という語が2種類の語の対義語であると説明し、「孤立」に対するもの、すなわち他者との共同という概念で「依存」をとらえそのような関係性でこそ人間は「自立」していけるのだと主張した。佐藤は折出の考え方を支持し、「しばらくのあいだ、居場所（親密圏）は彼らが外の世界（公共圏）へとカミング・アウトしていくのを支え、世間のきびしさからお互いを守り合う出撃基地としての機能を果たさなければならないだろう」²⁹と述べる。

これらの考え方は「自立」をしていくうえで他者との関係を結ぶゆえに「依存」が必要だと言及している。しかし、あくまで「自立」にとって必要なもの、としての位置づけであり、「依存」そのものを対象としているわけではない。特に佐藤は「しばらくのあいだ」は「依存」することが必要だが、その上で公共圏において「自立」できるように支援すべきであるという図式を持っている。

すなわち、若者の「自立」が強調される一方で、若者の「依存」は無視・軽視されてきた。それは、「依存」そのものが、「望ましくない状態」「二流」「無価値」といったステイグマが付されてきたことに起因すると推測できる。特に若者は過渡期にある存在だからこそ、「社会」の「構成員」たる「自立」した「大人」になる存在だ、という図式のもとで考えられ想定されることが多い。しかしこの図式は、「自立」していない「依存」している者たち—例えば重度の障害者や乳幼児や高齢者—は「社会」の「構成員」ではないとする図式を、暗黙のうちに支持し強化する。「依存」することを直視せず、無価値で忌避すべきものとし続ける限り、私たちは「依存」をマイナスに捉え誰かに押しつけ続けるか、もしくは「依存」にかかわる事柄をブラックボックスに入れていくしかない。

実際にこのような図式によって、若年女性の「自立」が見過ごされてきたと植野ルナは指摘する。横浜市の男女共同参画センターで若年無業者女性の支援を2009年から行っている植野は、シングルの若い無業女性が社会的に見えにくい存在であり支援が行き届いて

いないことを明らかにする。なぜならば、厚生労働省の定義では、仕事や求職活動をしていないが「家事をしている」者はニートとカウントされず、ゆえに実質的に無業者状態であっても「家事手伝い」とされれば支援対象として問題化されないからである。「若年無業者女性は、働くことを家族からも周囲からも期待されないことが多く、働くことに踏み出せない状態が男性よりも続きやすい」³⁰上に「家族から『家事』『介護』などのケア役割を期待され、就労の機会を失っている」³¹ことも起こりやすい。つまり、日本社会において女性は「家事手伝い」という「職業」があるがゆえに、若年女性の実質的「依存」状態は不問とされて隠ぺいされてきた。

しかし、「自立」した「大人」こそが「社会」の「構成員」なのだ、という図式によって誰かが排除され続けるという事実、そして「依存」状態がケアを受けることで「自立」するようになる人が存在するようになるのだとしたら、私たちは発想を逆転させ、今まで「依存」がどのように社会で想定され、配分され、誰がその世話をしてきたのかを考えていくべきだ。そして、どのように「依存」を社会が引き受けることが望ましいのかを考えることで、人間の「自立」とは何であり、誰がどのように支え保障していくべきなのか、を考えられるようになるはずだ。

(3) 本研究の位置づけ

以上の先行研究の到達点と課題の上に本研究を位置づける。

本研究は、若者の「自立」が社会構造の問題に起因しており、しかも他者と安心し信頼して関係を取り結ぶことができない生活・文化基盤への根源的見直しが必要だという問題の指摘とそれを踏まえた上での若者の「自立」と社会の在り方を探る研究と関心を同じくする。しかしそれらの研究において「依存」と社会構造上の関連が薄いことを課題とし、その課題を解決するために、「依存批判（依存による批判）」によって真正面から「依存」を社会的正義の問題として取り扱った、エヴァ・フェダー・キテイの議論を参考にする。そして「依存」と社会構造の問題を考えていくことで、新しい若者の「自立」と社会像を探る一助としたい。

¹ 実際に例えば、非正規雇用や失業率の増加が社会「問題」として取り上げられるようになったのは、若年男性の経済的な「自立」が困難であることがマス・メディア等を通じて社会的に認知されたからである。若年女性の非正規雇用率が低いことは日本において「問題」とされてこなかった。ジェンダーによる「自立」の違いについては1章で後述する。

² エヴァ・フェダー・キテイ著、岡野八代、牟田和恵編著・訳『ケアの倫理からはじめる正義論 支えあう平等』白澤社、2011、25頁。

³ 同上。

⁴ デンマークは社会民主型の高福祉国家であり、性別や人種、宗教に関わらず個人が平等にアクセスできるような制度を持っている。日本においては「エリート」のみに開かれている点と対照的である。

⁵ アンディ・ファーロング／フレッド・カートメル著、乾彰夫／西村貴之／平塚真樹／丸井妙子訳『若者と社会変容 リスク社会を生きる』大月書店、2009、108頁。

⁶ 同上、28頁。

-
- 7 乾彰夫『『戦後型青年期』の解体 ―青年期研究の今日的課題』教育科学研究会『教育 第50巻第3号』、国土社、2000。
 - 8 前掲、『ケアの倫理からはじめる正義論 支えあう平等』77頁。
 - 9 薬物依存や精神的依存のような、いわゆる「嗜癖 (addiction)」のことを指す。
 - 10 前掲『ケアの倫理からはじめる正義論 支えあう平等』77頁。
 - 11 同上、14頁。
 - 12 山田昌弘『パラサイト・シングルの時代』筑摩書房、1999。
 - 13 小杉礼子編『自由の代償／フリーター』日本労働研究機構、2002。
 - 14 内閣府『平成17年 青少年の就労に関する研究調査』。
 - 15 前掲、『『戦後型青年期』の解体 ―青年期研究の今日的課題』。
 - 16 竹内常一、高生研編『揺らぐ<学校から仕事へ> 労働市場の変容と10代』青木書店、2002。
 - 17 本田由紀、内藤朝雄、後藤和智『「ニート」って言うな!』光文社新書、2006。
 - 18 湯浅誠『反貧困 ―「すべり台社会」からの脱出』岩波書店、2008。
 - 19 NHKスペシャル「ワーキングプア」取材班『ワーキングプア ―日本を蝕む病』ポプラ社、2007。
 - 20 後藤道夫、吉崎祥司、竹内章郎、中西新太郎、渡辺憲正『格差社会とたたかう ―<努力・チャンス・自律>論批判』青木書店、2007。
 - 21 東京都立大学「高卒者の進路動向に関する調査」グループ著、乾彰夫編『18歳の今を生きぬく ―高卒1年目の選択』青木書店、2006および乾彰夫編著『高卒5年 どう生き、これからどう生きるのか ―若者たちが今<大人になる>とは』大月書店、2013。
 - 22 堀有喜衣編『フリーターに停留する若者たち』勁草書房、2007。
 - 23 本田由紀『若者と仕事 ―「学校経由の就職」を超えて』東京大学出版会、2005。
 - 24 宮崎隆志「中間地帯の再建による社会空間の変容 ―『若者問題』が要請する新たな社会教育像」日本社会教育学会60周年記念出版部会編『希望への社会教育 ―3.11後社会のために』東洋館出版社、2013
 - 25 佐藤洋作「<不安>を超えて<働ける自分>へ ―ひきこもりの居場所から」、佐藤洋作、平塚眞樹編著『ニート・フリーターと学力』明石書店、2005。
 - 26 平塚眞樹「日本の若者問題をめぐる‘公共圏と規範’」樋口明彦、上村康裕、平塚眞樹編著『若者問題と教育・雇用・社会保障 ―東アジアと周辺から考える』法政大学出版局、2011。
 - 27 新しい生き方基準をつくる会著、中西新太郎監修『フツーを生きぬく進路術 17歳編』青木書店、2005および新しい生き方基準をつくる会著、中西新太郎監修『フツーを生きぬく進路術 28歳編』青木書店、2007。
 - 28 平塚眞樹「次代をひらくシティズンの形成 ―信頼再生プロセスへの参加保障」佐藤洋作、平塚眞樹編著『ニート・フリーターと学力』明石書店、2005、280頁。
 - 29 佐藤洋作「<不安>を超えて<働ける自分>へ ―ひきこもりの居場所から」佐藤洋作、平塚眞樹編著『ニート・フリーターと学力』明石書店、2005、215頁。
 - 30 植野ルナ「若年無業女性“ガールズ”の自立支援に取り組んで」、月刊社会教育『月刊社会教育 第58巻第12号』、国土社、2014、35頁。
 - 31 同上、35頁。

**第1章 日本における若者の「自立論」の語られ方と
若者の「自立」をめぐる現状**

第1章 日本における若者の「自立論」の語られ方と若者の「自立」をめぐる現状

第1節 第二次世界大戦後の日本社会の変容

第二次世界大戦後日本社会はそれまでの労働と生活様式が変化し定着していった。しかし1990年代に入り、「国際的には、冷戦構造の崩壊、IT化の進展、社会経済のグローバル化と企業の多国籍化が本格化し、国内的には、バブル経済崩壊以降の不況の長期化、55年体制の崩壊と政治改革による2大政党体制への移行の動き、人口減少と高齢化社会が進むにつれ、従来の日本型経営とその存立基盤である国家・社会の構造（税財政、行政、司法、社会保障等の諸制度）を改革すべきとの要求が経済界を中心に高まって」¹きた。その結果、経済・社会構造的なシステム面（マクロレベル）でも、また認識・意識といった個人の内面（ミクロレベル）でも「社会解体」ともいふべき事態が進行し、個人化が進行している。それは若者にとって単に＜学校から仕事へ＞の移行の危機というだけでなく、＜社会なき社会＞ともいふべき事態が出現し、人と人との信頼関係を結びにくい社会的状況が存在することを意味する。平塚は「＜社会なき社会＞での育ちは、人の内面に、社会関係を取りむすぶうえで最も基礎となる『信頼』を育まない」²のであり、「最低限の信頼が内面に育まれる保障のないとき、人が社会へと十分に足を踏み出せず、社会参加主体へと形成しそびれ、結果的に＜社会性＞の不足などに見なされる経過が生まれたとしても、それは不思議なことではないし、ましてや若者個人やその家族に帰せられる責任でもない」³と述べる。この平塚の指摘を共有しつつ、本節では第二次世界大戦後の日本社会の在りようと、特に1990年代半ば以降の変容について述べる。

(1) 高度経済成長期における日本社会の変化と特質

1950年代後半から70年代前半にかけてのいわゆる高度経済成長期に日本ではいくつかの大きな社会構造の変化があった。まず挙げられる変化は、第1次産業から第2次産業、そして第3次産業へと産業構造が転換したことである。1950年⁴と1970年での各産業に就業した人口割合は第1次産業が48.3%から19.3%に減少し、一方で第2次産業は21.9%から34.0%に、第3次産業も29.7%から46.6%へと増加した。大幅な産業構造の変化を支えたのは若年労働者であった。「低賃金で柔軟性のある若年労働者」⁵が企業に求められたからである。企業は終身雇用と年功序列を前提とし、若年労働者を雇用した。第1次産業から第2次産業への移動も進み、60年代以降には農家の長男までもが流出し、また農村に残った者も兼業しなければ自活が困難な状況となり農家をやめ他産業に就業する者や企業に出稼ぎに行く者が増えていった。このような産業構造の変化に伴い、大量の若年労働者が地方から大都市へと移動していき、農村に存在していた人々の労働と生活の様式が大幅に変化していくこととなった。また技術革新によってそれまでの熟練労働を必要としなくなり、知識や技能が既存の方法で継承されなくなった。「既存の世代サイクルのシステム

が崩壊していくなかで、学歴を通じて企業に入職するという意味でも、新時代に必要な知識や技術を獲得するという意味でも、学校教育への期待が高まり、また、実際に、職業社会への移行において学校教育が重要な位置を占めるようになっていった」⁶のである。大多数の人々が義務教育を終えたのちも進学をするようになったという事実は、「人びとが進んで戦後の学校制度をライフサイクルのなかに位置づけたことを意味する」⁷。

さらに「よりよい学校」に行くことで「よりよい仕事」を手に入れられ十分な技能が身に付くとの期待が人びとの間で高まり、大学への進学欲求が高まっていき、受験競争は学歴競争から学校歴競争に姿を変えていった。大学(学部)・短期大学(本科)への進学率(過年度高卒者等を含む)は1954年に10.1%、60年に10.3%、70年に23.6%、80年には37.4%へとこちらも増加した。そして受験競争で勝つために学習塾や中高一貫私立学校の人気が高まり、私的教育支出は増加していった。

企業は終身雇用と年功序列を前提とした雇用を行っていたが、1950年代に入り若年労働市場において需要が供給を上回った。そこで企業は労働力の確保のために、また高等学校側も労働実態のつかめる企業に生徒を入学させたいことから、学校と企業とが密接に結びついた一人一社制や学内選考による企業推薦などが広がり確立していった。大学においても新規卒業者一括採用を通し、間断なく<学校から仕事へ>の移行がなされてきた。

しかしながら、女性はずっと経済的な「自立」をすることが困難な状況であった。なぜならば、女性は最終的に結婚をし家庭で夫や子どものケアをすることが期待され続けたからである。確かに高度経済成長期に、農業や家内労働、繊維労働以外にも、女性事務労働者が増加したことで、60年代以降女性の高校進学率は増加していった。しかし、女性事務労働者は非管理的・被専門的職業として職業社会の周辺に位置づけられ、結婚を機に離職することが前提とされていた。そのため、「20代のうちに結婚退職して、核家族をつくり、夫の給与で家計をやりくりしながら家事・育児に専念するという戦後女性のライフコースが形成され」⁸、「子育てがひと段落した後、中高年女性向けのパート労働に再就職して家計を支えるという、いわゆるM字型就労パターン」⁹が形成されていった。

つまり、企業社会に強く規定される形で学校と家庭が配置されていたのである。学校は企業へと子ども・若者を間断なく送り出す場として、家庭では女性が企業戦士たる夫を世話し、子どもには「よりよい学校へ」行けるよう教育的まなざしを注ぎ勉強に打ち込める環境をつくることが求められた。一方で、地域社会は労働と生活が分離し世代サイクルが衰退していったこと、技術革新によって知識伝達様式が変容していったことから、衰退していった。また3者が密接に結びついているため、社会保障や公的職業訓練といった福祉国家的な社会的諸制度や社会保障は弱いものであり、「1970年代初頭には、社会保障は、理念的にも、一時的あるいは恒久的に勤労能力を失った世代を主たる対象とするもの」¹⁰して存在していた。

ここにおいて、性別役割分業を前提とした「依存」と「自立」の図式が存在した。男性は、「戦後型青年期」と呼ばれる「自立」、最終学校の卒業と企業への就職を境に学校と家庭における「依存」から企業社会で働く「自立」への移行過程が想定され、さらに企業で働いたのちには結婚をし家を持ち子どもを育てるという「自立」が標準とされた。女性は、学校卒業後にすぐに実家等で「ケア」役割を担う場合と、卒業後企業に勤め「自立」する場合が存在した。しかし企業に勤めた場合も結婚後離職をすることが前提となった雇用形態がほとんどであり、経済的「自立」は一時的なものだった。そして結婚後には家庭で夫と子どもとを「ケア」する役割を担い、それゆえ「依存」状態にとどめ置かれた¹¹。また、企業社会秩序に強く規定された、男性は学校を卒業し企業に入職し結婚をする、女性は学校を卒業し結婚をし育児や家事をするという「自立」像は標準として機能した。そして、「ケア」をしない稼ぎ手男性と、「ケア」をする女性が結婚し、1つの家族という単位を形成する。この家族を前提とした社会では、経済的な「自立」が人間の「自立」と想定され、男性が「ケア」をしないこと、女性が他者への「ケア」をすることで経済的「依存」になることは不問とされる仕組みになっている。そのため人々は普通の生活を求めれば求めるほどこれら「自立」を追い求めることとなり、同時に標準的「自立」から外れた人々は例外的少数者もしくは逸脱者として扱われ、「自立」を妨げる諸々の要因を取り除く方向に進まず、社会的排除は隠ぺいされることとなった¹²。

また、第二次世界大戦後、日本では企業社会秩序に強く規定された「開発主義国家体制」が成立した。「開発主義国家体制」とは、「国家財政がまず大企業群や各種の業界、利益諸団体を中心とした経済成長を促進するために用いられ、それらを通じて、雇用・賃金、営業収益などの市場収入が上昇することが期待されるという間接的な国民生活安定策がとられ」¹³、企業を支援することで国民の生活を間接的に支援する体制である。そのため社会保障制度も、福祉国家と呼ばれた他の先進諸国のようなものではなくむしろ未発達であり、家庭と企業とに多くを任せられた制度設計であった。

(2) マクロレベルにおける「社会解体」－企業社会、行政システム、消費社会の変化

1990年代に入るとグローバル化が進んだことで企業間の競争は一層激化し、東南アジアをはじめとした海外に生産拠点を移し人件費を削減し、大量のリストラが起り始める。そして年功序列を前提とした終身雇用制度を特徴とする「日本的経営」は崩壊し、「企業の賃金コスト削減と政府の『労働力雇用柔軟化政策』」¹⁴を背景に、非正規雇用者が増加した。総務省統計局の労働力調査によれば、労働者全体に対しての正規と非正規雇用者それぞれの割合は、1990年に79.8%、20.2%であったが、2000年に74.0%、26.0%、2010年には66.3%、33.7%、2014年では62.1%、37.9%にまで増加した。さらに19～24歳の若年者(在学者を含む)では、1990年に79.5%、20.5%だったのが2000年には59.5%、40.5%、

2010年に54.2%、45.8%、2014年で48.6%、51.4%にまで上昇し、若年者において特に顕著に非正規雇用が増加した。非正規雇用の増加は、1人の社員を長期間雇用し配置換えをしながら仕事を教え人材として育成してく、企業社会に存在していた教育・訓練が失われていくことを意味した。また非正規雇用は不安定就業で低収入の場合が多く、離家することや結婚が困難な人々が増加した。

また新自由主義的行政改革によって、福祉が縮小されるとともに民主主義的運営も失われ、相互扶助や民主主義的なコミュニケーションの場が減少させられてきた。そもそも第二次世界大戦後の日本は、日本型雇用依存した開発主義国家体制を敷いており、福祉サービスも企業と家族によって担われる部分が多く、公的社会支出は高くなかった。実際、対GDP比社会支出をみると、日本は1980年の時点で10.3%であり、アメリカの13.2%、イギリスの16.5%、ドイツ22.1%、フランス20.08%、デンマーク24.8%に比して低かった。しかし脆弱ながらも存在していた福祉や社会保障はサービスとしての社会保障制度へと変化し、個々人のリスクやニーズを社会的に支え合うという制度化された相互扶助から、自己選択—自己責任の論理を組み込んだ制度へと変化している。実際、OECDが2005年に出した“growing unequal?”によると、公的移転による再分配効果も税による再分配効果も日本は共にOECD平均を下回り下位グループに属している。つまり、再分配効果が国際的に見ても低いレベルにあるのである¹⁵。自己選択—自己責任の論理を組み込んでいるというのは新自由主義のポリティクスにあり、後述するように、福祉を受けることによって、「自立」できていない、自己責任がとれない者だと見なされる傾向が強まった。また行政活動が商品化され「住民・国民と職員とが行政活動のあり方をめぐって討議し合意形成していくような民主主義的行政運営可能性」¹⁶が奪われ、また「行政職員相互の関係においても、権威主義的企業化の進行がトップダウンの組織運営をつくり出し、そこにあった・あり得たコミュニケーションと集团的決定の実態・可能性を奪ってきている」¹⁷。

また、高度消費社会化の進展は「一方で私たちの日常生活から、生の実感を媒介する手作り＝生産の世界を極端に狭めていくと同時に、もう一方では消費商品は今もって無数の社会関係を土台にして生産されているにもかかわらず、消費者としての私たちはそこに埋め込まれた社会とは切れて、個々人の選択にだけに関心を集中させられがちになる」¹⁸状況を生み出す。そのため「人間が生存するために絶対的に必要な労働の意味」¹⁹や「新しいものをつくり出す文化的存在としての人間の価値」²⁰を感じる場面は減っていった。

(3) ミクロレベルにおける「社会解体」—認識・意識の変化

日本の若者たち自身の認識や意識はどのようなものなのか。若者支援の現場に携わる人々から見た若者たちの声を見てみよう。

「こないだサポステでね、Dくんがボソッとと言うのがね、みんながネット上の話してたわけ。セカンドライフがどうかさ、ミクシーがどうかさ。そういう話がワーンと始まってきちゃって。そしたらDくんが『僕は何も知らないからダメです。僕みたいに何も知らない人は生きてても面白くないですね』って始まるんだよ」²¹。

「D君こないださ、『こういう若者の支援の場所に来て僕はその中でも下位だ。こんなところまで来て僕もダメなんですよ』って寂しい笑顔で言うんだよね」²²。

「F君の場合なんか典型的だと思うんだけど、『ダメな僕じゃダメだから必死になってやっつて、必死になったのが褒められたからそこからおりられなくなってさらに必死になって』っていう…（中略）出来る自分をずっとつくらなきゃいけないとかさ。そういう『過剰適応』ともう1個は『僕がやんなきゃ』だと思う。個として求められるという。自分個人の力の発揮によってそれが達成されるんだっていう感覚。だから援助を求められないんじゃん、彼らは。とことん求められない」²³。

以上のような若者たちの語りからは、競争的な関係とその中で評価される存在であり続けなければならない、そうでない自分・求められるものができない自分はダメだとする認識、そして解決するのも自分個人のみですべきであり他人に援助を求めることはいけないのだ、という認識が存在していることがうかがえる。

このような「日本の若者たちに広がる『生きづらさ』の背後にある『自己責任』的意識は、一般に言われる新自由主義イデオロギーの影響にとどまらない、若者たちの移行を取り巻く『後期近代』的状況の反映があるということでもある」²⁴と、乾彰夫、西村貴之、平塚眞樹、丸井妙子らは指摘する。

新自由主義は、市場原理に基づいた競争的な関係を拡大させていく。その際、「自分の行動のリスクや結果は自分の責任であり、自分で何とかすべきである」という自己責任の論理が展開される。そして、新自由主義社会に適応的に生きようとすることは、自己責任の論理を内面化していくことにつながる。湯浅誠は、彼が事務局長を務めるもやいの生活相談に来る人々のほとんどは「自己責任論を内面化してしまっているので、生活が厳しくても『人の世話になってはいけない。なんとか自分でがんばらなければいけない』と思い込み、相談メールにあるような状態になるまでSOSを発信してこない。彼／彼女らは、よく言われるように『自助努力が足りない』のではなく、自助努力にしがみつすぎ」²⁵ているのだと指摘し、自分自身からの排除が起こっているのだと主張する。自分自身からの排除とは、「何のために生きぬくのか、それに何の意味があるのか、何のために働くのか、そこにどんな意義があるのか。そうした『当たり前』のことが見えなくなってしまう状態を指す。第1から第4の排除（筆者注：第1は教育課程からの排除、第2は企業福祉からの排除、第3は家族福祉からの排除、第4は公的福祉からの排除である）を受け、しかもそ

れが自己責任論によって『あなたのせい』と片づけられ、さらには本人自身がそれを内面化して『自分のせい』と捉えてしまう場合、人は自分の尊厳を守れずに、自分を大切に思えない状態にまで追い込まれる」²⁶ことである。すなわち、「生きることと希望・願望は本来両立すべきなのに、両者が対立し、希望・願望を破棄することでようやく生きることが可能となるような状態」²⁷である。

さらに、中西新太郎は特に子どもや若者において、自己責任を獲得することによって自己の尊厳を守ろうとするメカニズムがあると指摘する。子どもや若者は、学校や家庭において「よい子」像への適応が強く求められており、そのことが、自分自身がありのままの自分で大丈夫だと思えなくなることに拍車をかけている。さらに、求められる自分や「なりたい自分」を追求しつづけなければならないという圧力は、同世代間の社会においてより強固に存在している。このような社会および同世代間の規範を考えれば、弱さやつらさをもった「欠損」をもつ自分を肯定することは困難である。そのため、「欠損」は個人的に対処すべきものとして扱われ、その方策として平気感覚を用いるようになる。平気感覚とは、メタな自分を想定し、「欠損」があっても自分は平気だとメタ自己が了解することにより解決することを意図することである。このような「平気感覚」は『大したことはない、自分はちゃんと生きてゆける』という自己肯定を促す梯子²⁸としての機能をもつ。それゆえに自分が「ダメ」だと感じられるのは平気感覚が働いていないからだとして、誰かに相談をすることではなく、一層平気感覚を強化することこそが解決策として支持され個人的対処の対象としてとらえられてゆく。

また後期近代社会とは、「グローバル化とポスト産業社会化の進行する後期近代（近代化の第2段階）は、個人化と脱標準化によって特徴づけられ」²⁹。ファーロンとカートメルは以下のように説明する。「現代世界において若者たちは、新たな危機と機会に直面しているということだ。家族、学校、職場といった伝統的な場との関係は以前より弱まり、若者たちは、多くはその行く末が不透明な、さまざまな道筋を含んだ成人期に向けて乗り出しているように見える。しかしながら、以前より多くの選択機会があるかのように見えているため、現在ある不平等のどこまでが、以前とは異なるかたちで再生産されているにすぎないのか見えづらくなっている。さらには、以前よりはるかに多くの種類の人生経路があるために、若者たちはともすれば、自分の道は自分独自のもので、したがって自分が直面するリスクにも、何かしらの集団の一員としてではなく、自分個人で乗り越えなければならないというイメージを持つことが多い」³⁰。そして、このような主観的な感覚と客観的な社会構造がもたらす状況とのかい離を「認識論的誤謬」として説明する。

そのため後期近代社会においては、「以前であれば政治的行動を引き起こしただろう状況が、いまや、何かしら個人的なレベルで、個人的な行動によってのみ解決しうる事柄と解釈されがち」³¹になり、「より多くの人々が不快な環境を与えられながら、それを、ある

程度までは彼ら自身の失敗によるものと解釈しがちになる」³²のである。その結果「社会問題が直接に、罪責感や不安、葛藤、神経症などの心理的な状態へと転化する」³³ことになるのである。

つまり、後期近代社会において「若者たちは、社会構造的に生成されるリスクにさらされながらも、それらのリスクの根源や性格が見えにくくなったもとの、個人的不安感を高めている」³⁴。さらに、新自由主義イデオロギーの広がりによって、自己責任論を内面化し、他者と競争的でない関係をつくっていくことが困難になっている。認識や意識のレベルにおいても、「なお実際にはあるはずの相互連関・相互依存関係まで見失い、自己と他者をともに孤立視することで、内面における社会をも解体し始めている」³⁵といえるだろう。

第2節 日本における若者の「自立論」の射程

(1) 新自由主義的「自立」と「依存」

ナンシー・フレイザーによると、産業社会が進展するにしたがって賃労働者が「自立」しているとみなされるようになり、「依存」という言葉のスティグマ化と個人化が進行した。

前産業社会においては、地位的ヒエラルキーの頂点に立つ大地主のように労働から自由である者が「自立」しており、ほとんどの人が他者に従属していると捉えられていた。そのため「依存」は「(逸脱に対立するものとしての) 正常な状態を、そして(個人的特徴に対立するものとしての) 社会的関係性を指した。そのためそこにはどんな道徳的恥辱も伴わない」³⁶ものとして解されていた。

18世紀から19世紀に産業社会化が進展しラディカル・プロテスタンティズムが広がることで、「個人の自立についての新たな肯定的イメージと、社会＝法的小および政治的依存に対する批判」³⁷が起こる。白人男性労働者が依存者の立場から市民権と参政権を勝ち取るようになったが、人間は平等であるとの掛け声のもと付与される市民権は「自立」をベースとしており、「依存は市民権に真っ向から対立させられた」³⁸のである。また、白人男性労働者が社会的・政治的・法的「自立」を訴えることは、「規律と労働に価値をおく労働倫理」³⁹であるプロテスタンティズムの価値を賛美することにつながり、結果「労働者男性は、財産の所有と自己雇用に加え、賃労働の一形態を含むものへと経済的自立の意味を拡大していった」⁴⁰。そして「賃労働がますます規範的となり—そしてますます自立を定義づけるようになるにつれて—依存を人格化した形で体現しているように思われたのは、まさに賃労働から排除された者たちであった」⁴¹。賃労働から排除され「依存」している者とされたのは、救済貧民、原住民、奴隷、そして主婦らであった。白人男性労働者は経済的に「自立」し市民となり、経済的に「依存」している妻を養い、救援金に頼って生活することや女性を従属させられない人種ではないと区別されるようになる。それら理想の

結実が家族賃金制度であった。

資本主義がますます進展しポスト産業主義段階に突入すると、「依存」の意味はさらに変化する。「依存」の形態として自然で妥当なものは存在せずすべて避けることができるものとされ、「依存」は関係を表すのではなく個人の特徴により焦点を当てたものとなり、道徳的・心理学的用法が拡張してきたのである。ここにおいて、「すべての依存は疑わしく、自立がすべての人に強制されるようにな」⁴²り、「誰もが『労働』し、『自活』していることを期待される」⁴³ようになった。さらに、社会構造上は「依存」が存在していても法律上「依存」がなくなることで、「残存する依存はすべて、個人の落ち度と解釈されてしまう」⁴⁴ような議論が高まり、「依存」は個人化されることとなった。「依存」は「自立」は、「経済的自立と経済的依存が変更不可能なものとして相互に対立させられる、新しいシャープな二分法」⁴⁵として構成させられることになったのである。「自立」は経済活動によって賃金を得ること、すなわちペイドワークに焦点が当てられ、アンペイドワークやケアワークは労働としての価値を剥奪されることにもなった。

産業社会や資本主義社会において、家族が単位とされることで、男性が「自立」、女性が「依存」を担う図式ができあがった。そこでは性別によって「自立」と「依存」とを担い、また社会も「依存」と「自立」とを私的社会と公的社会とに偏在させていた。そして資本主義の進展に伴い、一層賃労働による経済的「自立」のみが目指されさらに個人化されていったのである。

(2) 企業社会秩序と家族主義に即した能力主義的「自立」

日本における「自立」は、強く企業社会秩序と家族主義に規定されておりかつ男女に異なる「自立」像を与えるものだった。『平成 10 年版 厚生白書』のなかの高度経済成長期の家族像の描写を引用してみよう。

「1970 年代半ばころの日本は、男女の固定的役割分業が徹底された社会だった。

一定の方向に向かった急速な変化の結果、1970 年代半ばころ、日本社会は極めて同質性の高い社会⁴⁶になっていた。当時の日本の家族として広く見られた姿は次のようなものだった。

夫はサラリーマン、妻は専業主婦、郊外の住宅団地に住み、子どもは 2 人、高等学校進学は当然で、できれば女の子は短大又は大学まで、男の子は大学までの進学を目指して勉強している。親は自分たち夫婦とは別居しているが、田舎で長兄夫婦と同居している。生活は特別豊かなわけではないが、苦しいわけではない。近所付き合いや親戚付き合いはあまり親密ではない。

専業主婦率が最も高かったのはこのころであり、1970 年代前半（昭和 40 年代半ば）

いわゆる団塊の世代が大量に結婚したことによるものである。

一言でいえば『男は仕事、女は家庭』という男女の固定的役割分業が最も徹底されていた世代であり、時代であった。」

上記に見られるように、まず男性に対しては、企業戦士として企業で働き家族の大黒柱となる「自立」が求められた。先に述べたように、日本では企業は新規学卒者を一括で採用し、専門的知識や技能といった仕事に関わる能力は企業で育てていた。企業の内部では、高い企業目標を達成するべく落ちこぼれないように自分の能力を開発し、年功序列の内部昇進の階段をのぼっていくよう促された。また企業が新規学卒者を採用する際に重視したのは、仕事に関わる知識や技能ではなく、訓練を受け十分に育っていくことのできる潜在的な能力と一般学力だった。すなわち、男性は将来妻子を養いまた郊外のマイホームを手に入れるために十分な収入を得る必要があり、そのために受験競争に勝ちできるだけ「よい学校」に進み、企業に入社後は企業内で落ちこぼれることなく企業の求める能力を開発していくことが求められた。また、長時間労働であったために家庭や地域に参加していくことは重視されておらず実際困難な状況であった。

女性に対しては、専業主婦として家庭内で夫と子どもの世話をする「自立」が求められた。核家族化が進み、新しく人々が流入した郊外でも人々が都会で働くために流出していた地域でも地域の人々の間のつながりは薄く、また夫は仕事中心の生活を送る中、結婚した女性には家庭内での一切のことを取り仕切ることが求められた。特に子どもに対しては、将来「よりよい学校」から「よりよい企業」に行き、そして「幸せな家庭」を築くことができるよう、教育的まなざしを注ぐことが強く求められた。

そしてここには「男に公的な職場で有償の生産労働を、女に私的とされる家庭においてもっぱら無償の再生産労働を割り当てる」⁴⁷ドメスティック・イデオロギーが作用している。「男の甲斐性」は生活の糧を得て家族を養うことだとする価値観や言説が、男を定職につなぎ止めるもっとも確実な方法として採用されている。ドメスティック・イデオロギーは家族単位で国民を管理する近代国家において、「幸福な我が家」をすべての男性の「手の届く」ゴールとして設定し、資本主義内の労働へと男性を駆り立てる戦略を有する。ここでは、家族は国家にとって管理しやすい単位として採用されているのである。

あるべき「自立」した男性像とは、「定職に就き、結婚（異性愛を前提とした法律婚であり死ぬまで永続するもの）をし、子ども（血のつながりがある「摘出子」）を産み養うことのできる、男性」である。子どもや老親への「ケア」や、自分自身の洗濯や食事の支度や片づけといった「家事」への参加は期待されておらず、誰かに「依存」している状態であるが、経済的「自立」のみを評価する社会構造のなかで、そのことは不問とされる。そしてあるべき「自立」を選択できない・しない男性は排除されるか、「自立」できていない

「二流」の地位にとどめ置かれる。

女性は「幸福な我が家」に入り、愛の名の下で子どもや夫、高齢になった祖父母の世話をすることが「女の幸せ」とされた。男性のように経済的活動をすることや、彼女自身のニーズに応えることは「過ぎたこと」なのである。代わりに、『幸福な我が家』に入りさえすれば、「自立」した男性によって、他の男性から「守られ」経済的に「依存」し支援される。経済的に「依存」することは二次的依存を引き起こすが、そのような脆弱な状態になることも「女の幸せ」なのである。ここで想定される「自立」した女性像とは、「結婚をし、子どもを生み、子どもが男の子ならば労働者に、女の子ならば家庭での労働者になれるよう配慮をし、家族の家事をし、介護や看護もこなし、『愛のある共同体』として家庭を守る、異性愛女性」である。

確かに高度経済成長期に入り、「地域共同体に埋め込まれていた青年の社会的自立のあり方が本格的に融解し、共同体から解き放たれた若者やそれを取り巻く市井の人々が、変動する産業社会の波にのみこまれながらも、社会的自立への道が多様に準備され、それぞれが個別に社会的自立を選択していくというものに変容した」⁴⁸面はある。しかし最終的には、企業社会秩序と家族主義とによって規定された、性別によって異なる標準的な「自立」像が確立していったのである。そして、法律や制度もこのあるべき「自立」を前提に作られていったのである。

(3) より個体化された新自由主義的「自立」

1990年代後半に入ると、日本において新自由主義が広がっていく。世取山洋介によれば、フリードマンの議論が新自由主義において古典としての地位を占めるようになった理由は「福祉国家を『公的独占』と性格づけ、公的独占に対する処方箋として、個人の多様な欲求が最もよく満たされ、各人の自由を最もよく調整しうるものと彼が性格づけるところの『市場』を提起し、それに基づいて、福祉国家の再編を論理づけ」⁴⁹たところに求められるという。すなわち、新自由主義は、「市場主義」にたち、それまで国家が担ってきた福祉コストや社会保障を削減し民間に委託したり個人の自己責任に任せることで「小さな政府」にしていくことを求める。そしてよりよい成果が出る部門や人を選抜し集中的に投資をすることで、更なる成果を求めていく。企業にとっては市場領域が広がるため利潤を得る機会が増すことになる。

例えば、小渕元首相直属の諮問機関であった経済戦略会議が1999年に出した答申「日本経済再生への戦略」を見てみよう。経済に活力のある「個々人の自己責任と自助努力をベースとする健全で創造的な競争社会」をつくるため、「リスクに果敢に挑戦する姿勢が高く評価され、その成果に対して正当な評価が与えられる」ようにすべきであるという。そして「日本経済の将来を決めるのは、究極的には教育のあり方である」とし「画一的で競

争のない義務教育に複数校選択制を導入し、生徒が自らの適性に応じた学校を選択できる自由を与える。それによって、学校間の競争促進を図るとともに、多様な人材を輩出できるよう各学校毎の多様な教育カリキュラムを認める」と書かれている。また例えば、企業経営者によって構成される経済同友会は憲法問題調査会意見書「自立した個人、自立した国たるために」を2001年に出し、戦後の国と個人の関係について「お上依存」であったとし、「『お上』からの押し付けでもなく、私的な利害追求の寄せ集めでもない、自立した個人を主体とする社会秩序を確立していくことを目指すべきである」とする。

これらから見られるように、新自由主義が求める「自立」とは、自己責任の下リスクと結果とを引き受け、公的支援を受けることなく努力し続けることができる個人的なものとして想定されている。そして「個人別にまずそれぞれの将来志向・適性を自覚させ、その志向に応じた多様な『自立』ルートを保障」⁵⁰しようとする。さらに、多様な「自立」ルートとして雇用流動化政策に対応する形で学習流動化を想定しているのである。この多様な「自立」ルートの頂点には新自由主義型上昇自立コースが置かれ、個人が望むか否かではなく社会的に非難を浴びない推進原理として機能する。新自由主義型上昇自立コースとは「動員することのできる資源を駆使して社会内に位置を占めようとする努力と能力の発揮」⁵¹のことであり、「より徹底した個体能力獲得に基づく能力主義への転換、深化を求める」⁵²のものである。そのため、「自主独立という意味での自立は、現代のような激しい競争的關係の文脈においてとらえると、競争關係にうち克ち、他者を押しつけてでも自分は勝ち残っていく競争的な自立の意味合いを肥大化させてとらえられがち」⁵³になっていく。

しかし新自由主義は競争原理を内包しており、十分な経済的・人的資本を持ったものが有利であり、しかも成果に応じて報酬を配分するため格差が助長されていく。また例えば、企業が1990年代後半から正規雇用で代わり大量に非正規雇用へと置き換えているように、また経団連が1995年に出した「新時代の『日本的経営』」が、少数の「長期蓄積能力活用型グループ」と「高度専門能力活用型グループ」、大量の「雇用柔軟型グループ」に分けて雇用形態を提言したように、新自由主義はごく少数の「勝者」たる「エリート」と大量の「敗者」たる「ノンエリート」をあらかじめ設定している。「エリート」が安定的な雇用の下で技能を積むことができ十分な報酬を得られる一方で、「ノンエリート」は不安定な雇用にとどめ置かれて技能を積むことや十分な報酬を得ることが困難なために、「自立困難者」へとなるリスクを有している。つまり、「ノンエリート」と「自立困難者」の境目はあいまいなものであり、「ノンエリート」層が拡大するということは「自立」が困難になるリスクが人々の間に広がっていくことを指すのである。

中西新太郎は、上昇自立コースが限定的なものであり人々を統制しえないため、「限られた上昇自立コースを選択しない・し得ない層に対して、新たな能力主義秩序を受容したうえでそれなりのポジションに落ち着けるよう努力する心性の形成と対抗的自立像に吸引

される階層、意識への強い抑圧機能とがともどもに働く補完的な制度構築が必要となる」⁵⁴と指摘する。その上で、前者として「自分探し」批判言説、各人が満足できるポジションを見つけさせる自立支援策等を、後者としてニート・フリーターへの恐怖・批判言説、「自立困難者」へのスティグマの強化等を挙げる。

(4) 「エリート」と「ノンエリート」「自立困難者」への「自立」の語られ方

新自由主義は競争主義を内包しており、しかも格差を助長していく。選択することもできる「エリート」たる少数の「勝者」と、選択しない・し得ない「ノンエリート」たる多数の「敗者」、さらに、「自立」をすることが困難な「自立困難者」が存在するのである。

「エリート」は、前述した上昇自立コースを選択しグローバル社会で活躍し利益をもたらすことが期待される。例えば、企業に独占的な利益をもたらす知識を使いこなせるシンボリック・アナリストや、リスクを自己責任の下に引き受けチャレンジ精神を持つ起業家などである。「エリート」へ語られる「自立」とは一層上昇自立コースに邁進し努力していくことを求めるものである。

「ノンエリート」は、例えばルーティンワークを担う労働者であり、フリーターや契約社員など企業にとって利用しやすい雇用形態や正規労働者であってもワーキングプアと呼ばれる過酷な労働環境かつ低賃金にとどめおかれている人々として想定される。そのため、働いてはいるが十分な賃金がないばかりか企業の福利厚生もほとんどなく、結婚や離家は困難である。すなわち「努力し続けることでようやく破綻せずにすむ水準での『自立』にほかなら」⁵⁵ず、「低処遇に応じた生活という<労働—生活>関係が固定化されざるをえない」⁵⁶のである。さらに、「選別され格差化された現実を自分の能力に応じ満足すべきものとして受忍させる」⁵⁷自己責任論を内面化することを求める。

「自立困難者」は「自立」ができていないもしくは何らかの困難を抱えている者である。「自立困難者」の若者を対象とした政策が、構造改革の際に出された「若者自立・挑戦プラン」だ。だが、そもそも構造改革は公的保障を削減することを目的としていた。そのため自立支援政策である「若者自立・挑戦プラン」も「公的支援を必要としなくなるように『支援』することにほかならず、そうであれば、公的支援にかかるコストが切りつめられる程度に応じて自立の度合いが判断されることになる」⁵⁸のである。コストがかかるか否かを選別する際に用いられたのは「自立意欲」の有無であり、実際に「若者自立・挑戦プラン」には「全てのやる気のある若年者」を対象とすることが明記されている。さらに事業者として NPO や社会福祉法人に任せ短期間で就労という成果を要求されることで、就業できるという意味で「自立」しやすい者のみを支援対象者として選別していかざるを得ない。またアクションプランの1つとして就労意欲を高める支援をしていくことが明記されている。つまり、労働市場そのものは変更しないため、不安定就労者を再生産する社

会構造自体は不問とされてきたのである。ここから「自立困難者」に対しては、まず前提として「自立」していない「依存」状態をマイナスとし、「自立」をする意欲をもつ者については意欲をさらに高めつつ労働市場へと参入することが促された。しかしそれは「エリート」「自立」ではなく、「ノンエリート」の不安定な就業という「自立」だった。そして自立支援政策からこぼれる「自立困難者」は無視、切り捨て、排除する方向へと進んでいるのである。

第3節 若者の「自立」をめぐる現状

高度経済成長期には標準的「自立」像が誕生し定着した。しかし高度経済成長期に標準とされていた経済的なそして結婚を通しての「自立」も、90年代後半に新自由主義が進展し経済・社会構造が変動していくなかで立ち行かなくなり、さまざまな困難が生まれることとなった。しかし、特に政策レベルにおいては既存の「社会」を不動の位置に置き、「問題とされる若者たちをいかに『社会』内へと引き戻すか、その手段や手法が検討され」⁵⁹がちである。しかし問題は若者ではなく「比類ない規模と深さで青年層を孤立させてきた社会そのものであり、当の社会（構造改革時代を通じて出現した新自由主義社会）をどのように転換させることで排除を解消するかなのか」⁶⁰が問われていくべきである。

本節ではこのような認識を念頭に置きつつ、改めて日本における若者の「自立」の困難を概観していく。まず、就職や収入に主に着目した経済面、離家や結婚に主に着目した社会面、シティズンシップに主に着目した政治面の3つの面から整理を行い、その上で後期近代社会とされる中で全体を通じどのような「自立」をめぐる困難が発生しているのかをまとめる。

(1) 経済面における「自立」の困難

1990年代後半から、新規学卒就職の崩壊および若年労働市場の不安定化と格差化がもたらされてきた。このような雇用変動の影響は、高卒就職者がまっさきに受けた。そのため、高卒後に正規労働者としての就職する、という自立経路は標準として機能しなくなり、高校卒業後の進路は4年生大学進学を中心とした高等教育への進学と、非正規雇用を中心とした不安定就労とに二極分化されていった。しかし高等教育の学費が高く奨学金制度も充実していない日本においては、家庭の経済状況によって進学が可能か否かが決まる面が大きい。そのため、高校卒業後の進路形成の二極分化は経済格差がより直接的に影響している。さらに大学など高等教育卒業後の就職にも、雇用変動の影響は及び、例えば大学卒業後の非正規雇用者が増えている。

「こうした状況は、若年労働市場の二極分化とも対応」⁶¹している。実際に、経団連の

「新時代の『日本的経営』」が少数の「長期蓄積能力活用型グループ」と「高度専門能力活用型グループ」、大量の「雇用柔軟型グループ」に分けて雇用形態を提言したように、一部の専門職と大量の単純労働者との雇用を二極分化していくことを示している。すなわち、企業の経営戦略として大量の学卒者を自社に抱え込み管理する方法から、正社員の採用を減らし代わりに非正規雇用者を増やす方法へと転換したことが、若年労働者の多くが非正規雇用となっている主要原因である。大量の単純労働としては第1次産業、第2次産業、サービス労働等が該当する。大量の単純労働者は確かに就労の機会を提供はするものの、長期にわたるキャリアの形成はなされず、失業と隣り合わせの不安定な雇用から抜け出すことが困難である。

不安定な雇用は、無業者を容易に生み出す。内閣府・青少年の就労に関する研究会の「若年無業者に関する調査(中間報告)」によれば、若年無業者⁶²は2002年時点で約213万(15~34歳人口全体の6.3%)であり、1992年から約82万人増加した。この増加した82万人のうち、求職型⁶³は約65万人、非求職型⁶⁴が約17万人であり、非希望型⁶⁵は横ばいではほとんど増加していない。つまり若年失業者の増加の要因は、個人の意識の低下が進んだのではなく、社会の就業構造自体が変化したととらえるべきである。さらに、仕事に就きたくても就けない若者は、既存の不平等に沿った形で再生産されていることが指摘されている。「無業者の学歴構成は当該年齢全体に比べ中卒・高卒が多いなど低いほうに偏り、また世帯収入では無業者のそれがやはり低所得に偏っているばかりか、この10年で全体平均との差が開いている」⁶⁶など学校歴や家庭の収入によっているのである。また総務省統計局「労働力調査」によれば、2012年時点で非正規雇用者が占める割合は、15~24歳(在学中を除く)では男性26.0%に対し女性36.4%、25~34歳では男性15.3%に対し女性40.9%であり、ジェンダーによって異なっていることがわかる。このように若者の「成長と社会化の経路全般にわたって階層化が進行している」⁶⁷ことが指摘される。

これら若者の就職をめぐる「自立」の困難の新しさは、「不安定就業に陥る就業・社会化コースが、その規模を大きく広げ、大卒若年者までもとらえる低層の標準的コースとなってい」⁶⁸くこととである。すなわち、大量の単純労働者という「ノンエリート」層を生み出し維持し続ける社会構造があり、「ノンエリート」層には十分な賃金が保障されずまた労働環境も悪いものとなっていく。このような状況が「就職難、不安定就業と失業、転職の増大といった働き方をめぐる困難を、ノンエリート青年層の間に劇的に広げ」⁶⁹ていっているのである。

(2) 社会面における「自立」の困難

まず、結婚がどのように変化してきたのかを「平成25年度版厚生労働省白書」の「第2節 結婚に関する意識」をもとに見てみる。

初婚年齢は1980年時点で夫が27.8歳、妻が25.2歳であったのに対し、2012年時点では夫30.8歳、妻29.2歳となっていることがわかる。また生涯未婚率（50歳時点で1度も結婚したことのない人の割合）も1980年では男性2.5%、女性4.6%から、2010年時点では男性19.3%、女性9.9%と上昇している。

次に年収と結婚のつながりの例えば20歳代・30歳代男性の既婚率は、年収300万円未満の場合20歳代8.7%、30歳代9.3%であるが、年収300万円以上400万円未満になると20歳代26.5%、30歳代25.7%であり、600万円以上では20歳代29.7%、30歳代37.6%となる。これは、女性が結婚相手の条件として考慮・重視するものとして経済力が高いこととも一致している。経済力を熟慮・考慮する割合は2010年の時点で、考慮すると答えた男性が33.6%、重視すると答えた男性が3.9%で合計37.5%であるのに対し、考慮すると答えた女性は52.5%、重視すると答えた女性は41.2%で合計93.7%であるからだ。そして若年者の非正規雇用率は前述したように上昇している。非正規雇用の労働者の年収は20～24歳男性で245.8万円、25～29歳男性で281.1万円、女性では20～24歳で219.4万円、25～29歳で241.5万円である。つまり、低収入の非正規雇用の若者が増えており、男性は低収入であるほど結婚できない状況が存在しているのである。

現状の社会では、男性は収入が安定して十分にあることが結婚形成に重要だと認識されており、そのような選択を行わざるを得ない状況が存在している。たとえば、渡辺大輔は「親密な他者」⁷⁰たる彼女が「何度も仕事を辞めてきた彼に『辞めるんなら籍入れるよ』とって『おどした』」ことで、すなわち「決断力や稼ぎを担うことなど既存の男性性に依拠するかたちで」⁷¹はげましが行われることで、離職を繰り返していた男性が「一家の大黒柱」というライフコースへ移行した事例を取り上げる。そのうえで、「若年男性が家族を形成するにあたり、共働きせざるをえない賃金体系であったり（現在の女性労働市場を見るとそれすらも可能とは限らない）、その一方で男性の働き方として『一家の稼ぎ手』となるロールモデルが限られたかたちでのみ企業内に確立」⁷²していることを指摘する。このような状況では、「自分のジェンダー／セクシュアリティ意識に基づいた選択を意識的／無意識的、積極的／消極的に自らおこなうこととなる（ならざるをえない）。それにもかかわらず、『だから仕方がないこと』として、その選択の責任を自らが負うという認識がつくられている」⁷³のである。

次に、離家に着目してみよう。

非正規雇用やワーキング・プア状態におかれた人びとは、収入が低く、実家から出るという選択肢が困難である。

日本においては、若者への住宅政策が不足しており、公共住宅利用率も低調である。それは、企業の福利厚生が社宅や独身寮といった住宅関連に関するものをもっていたからである。しかし、これら企業の福利厚生は非正規従業員にはほとんど適用されない。明治安

田生活福祉研究所が 2008 年にまとめた調査結果によれば、導入している福利厚生制度（企業調査）は社宅 34.8%、独身寮 28.9%、住宅手当や家賃補助 52.3%、持ち家取得のための融資制度 21.8%であるが、非正規従業員向けの福利厚生制度（企業調査）では社宅 4.9%、独身寮 4.6%、住宅手当や家賃補助 4.2%、持ち家取得のための融資制度 0.7%となっている。さらに非正規雇用者は失業のリスクが高く、もし企業の寮に入っていたとしても失業すれば同時に住居を失うことにもつながる。つまり、非正規雇用者は住居に関するリスクが高いと言える。このような住宅をめぐる困難はハウジング・プアとも呼ばれ、ネットカフェ難民のような貧困層の人々を生み出す要因の 1 つとなっている。

また、長男や女性には両親や祖父母の介護や兄弟の世話といったケア役割をすることが求められ、離家することが困難である場合も存在する。ケア役割をするためには正社員としてフルタイムで働くことが困難であるため、仕事を辞めるかもしくは時間の融通が利く不安定就労を選択せざるを得ない。そのためキャリアを積み収入が上がることは期待できず、ケア役割から解放されたとしても不安定な就労にとどめ置かれてしまう。この背景には、「介護は子どもがするもの」といったケアを家族内で行うことを前提としてきた日本社会がある。

(3) 政治面における「自立」の困難

「私的なことは、公的なことである」という第 2 波フェミニズムの主張を鑑みれば、「シティズンシップ」とは公的に政治とされる事柄だけにとどまらない。また新自由主義が後半に影響を及ぼしている現状においては、より一層さまざまな事柄が「自己責任」の論理に収斂されかねない。

本項では上述した点に留意をしつつ、しかしそれでもなお公的な政治とされるものを対象としたシティズンシップを中心的に見ていく。公的な政治とされ正統性が付与されるものを国家がどのように取り扱っているかを見ることで、逆に何を排除しているかその境界線も明らかになるからである。また、シティズンシップという概念自体も「健全な男性生産者」を前提としており、そこで目指される人間像や社会についても 2 章以降「ケアの倫理」を見ていくことでその境界線が明らかになっていくだろう。

本稿では衆議院選挙の投票率を中心的に見てみる。総務省によると、1967 年（昭和 42 年）の投票率は、20 歳代 66.69%、30 歳代 77.88%、全体平均 73.99%であった。1976 年（昭和 51 年）時点では全体平均 73.45%に対し、20 歳代 63.50%、30 歳代 77.41%であった。1990 年（平成 2 年）では全体平均 73.31%に対し、20 歳代 57.76%、30 歳代 75.97%である。そしてこの 1990 年での選挙ののち、20 歳代では投票率が 50%を下回り続ける。2000 年（平成 12 年）では 20 歳代 38.35%、30 歳代 56.82%で全体平均 62.49%を両世代

とも下回り、2012年（平成24年）では20歳代37.89%、30歳代50.10%で、全体平均59.32%を下回っている。このように、1967年時点から若年層の投票率が低かったとはいえ、近年日本において若年層の投票率は顕著に下がってきているといえる。

表1 衆議院選挙の世代別投票率（%）

年	1967年	1976年	1990年	2000年	2012年
回	31	34	39	42	46
20歳代	66.69	63.50	57.76	38.35	37.89
30歳代	77.88	77.41	75.97	56.82	50.10
40歳代	82.07	82.29	81.44	68.13	59.38
50歳代	82.68	84.57	84.85	71.98	68.02
60歳代	77.08	84.13	87.21	79.23	74.93
70歳代以上	56.83	71.35	73.21	69.28	63.30
全体	73.99	73.45	73.31	62.49	59.32

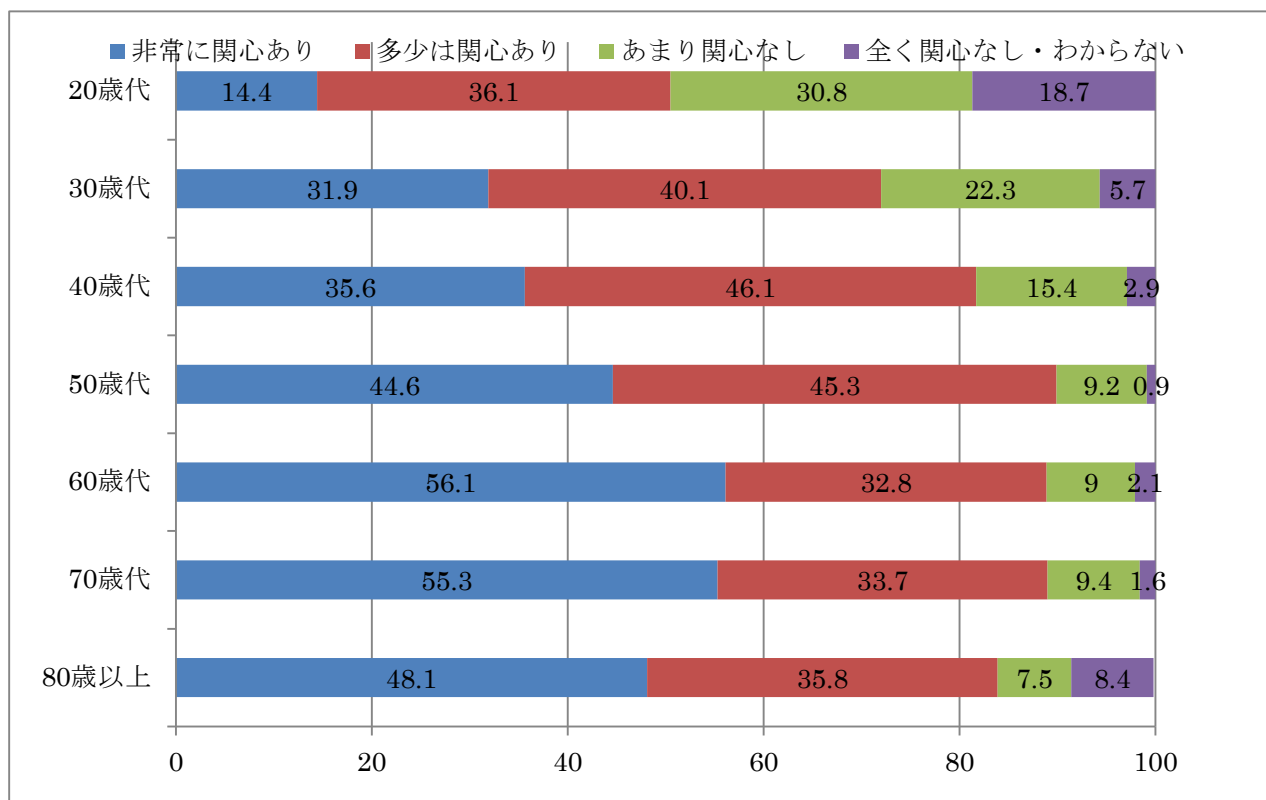
（総務省ホームページ「国政選挙の年代別投票率の推移について」より、一部抜粋）

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/

最終アクセス日 2015年1月19日

図1 年代別選挙関心度

(明るい選挙委員会『第46回衆議院議員総選挙全国意識調査 調査結果の概要』より)

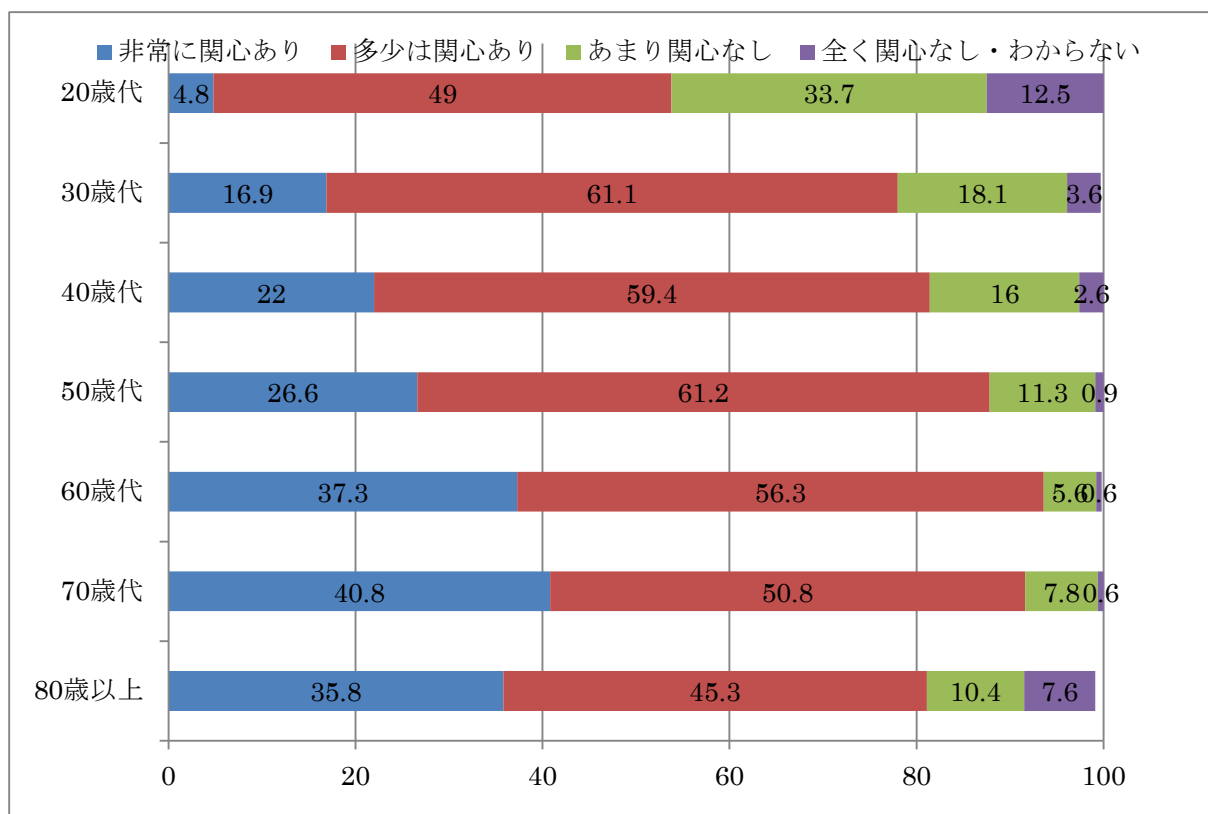


明るい選挙委員会が2013年に出した報告書をもとに、2012年に行われた第46回衆院選挙の結果を年代別関心度の点から見てみよう。

第46回衆院選への選挙関心度について「昨年12月の衆院選について、あなた自身は、どれくらい関心がありましたか」という質問に対し「非常に興味あり」「多少は興味あり」と答えたそれぞれの割合をしてみる。20歳代で14.4%と36.1%、30歳代で31.9%と40.1%、40歳代で35.6%と46.1%、50歳代で44.6%と45.3%、60歳代で56.1%と32.8%、70歳代で55.3%と33.7%、80歳以上で48.1%と35.8%である。20歳代では関心があると答えた割合が約半数であり、しかも「まったく興味なし・わからない」と答えた割合も18.7%と他の世代に比べ高くなっている。また20歳代、30歳代の若年層は選挙関心度が低いが中年層になるにつれ選挙関心度が高まっている

図2 年代別政治関心度

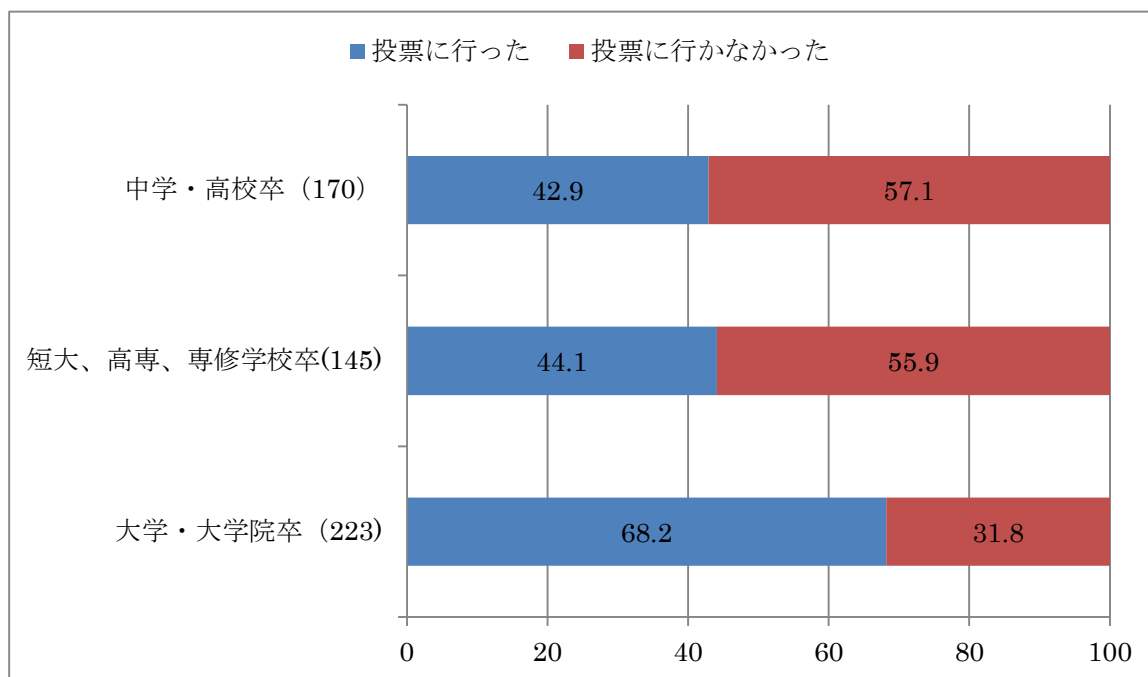
(明るい選挙委員会『第46回衆議院議員総選挙全国意識調査 調査結果の概要』より)



次に「あなたは、ふだん国や地方の政治についてどの程度関心を持っていますか」という問いに対し「非常に興味を持っている」「多少は興味を持っている」と答えた割合を、各年代別に見てみる。20歳代でそれぞれ4.8%と49.0%、30歳代で16.9%と61.1%、40歳代で22.0%と59.4%、50歳代で26.6%と61.2%、60歳代で37.3%と56.3%、70歳代で40.8%と50.8%、80歳代以上で35.8%と45.3%であった。政治関心についてもやはり若年層であればあるほど関心をもっている割合は低く、20歳代においては「全く関心なし・わからない」と回答した割合も12.5%存在している。

図3 学歴と投票・棄権（20～30歳代）

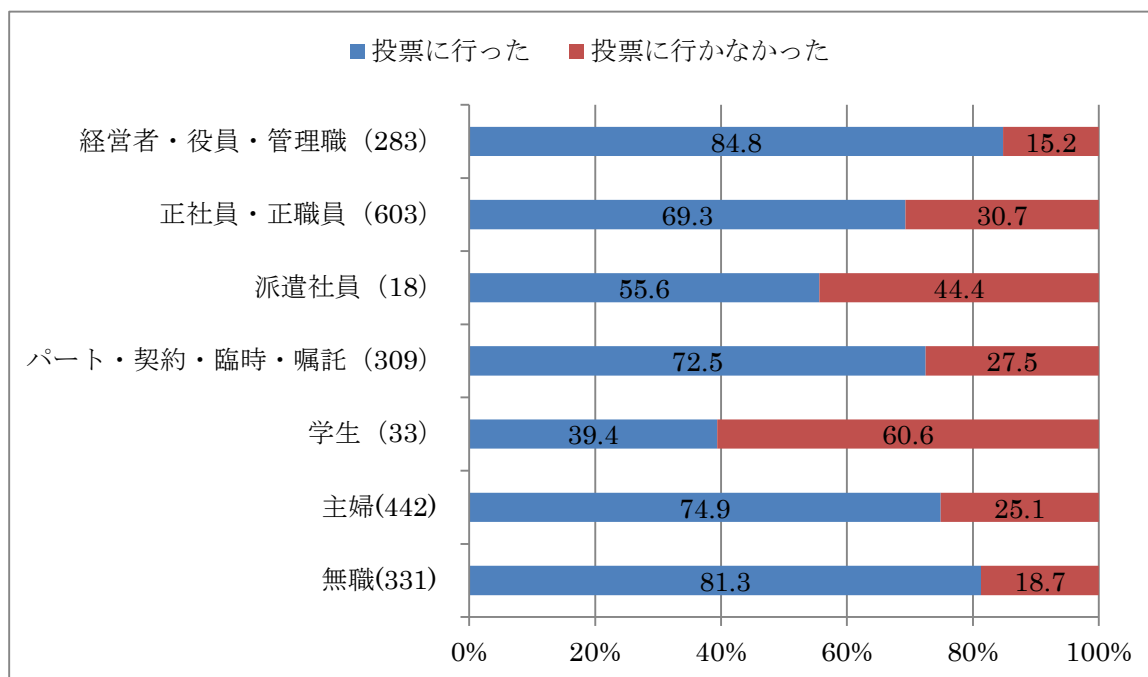
（明るい選挙委員会『第46回衆議院議員総選挙全国意識調査 調査結果の概要』より）



学歴と投票傾向の関連について、若年層に絞り見てみよう。なお、ここでは在学中の場合それを最終学歴とみなしている。投票に行った割合は、中学校・高校が最終学歴の場合42.9%、短大、高専、専修学校が最終学歴の場合44.1%である。対して大学・大学院が最終学歴の場合68.2%と学歴の影響が大きいことがうかがえる。このような「高学歴ほど投票傾向が強い」という関係は他の世代でも見られるが、その関係は20～30歳代においてより強いものである。

図4 職業と投票・棄権

(明るい選挙委員会『第46回衆議院議員総選挙全国意識調査 調査結果の概要』より)



また職業によって投票傾向が異なることも示されている。職業別で最も投票傾向が高かったのは経営者・役員・管理職であり、無職、主婦と続く。無職には定年退職等をした60歳以上の人が8割を占めているため高い割合を示したと推測される。逆に学生は最も低く39.4%が投票に行っており、母数が少ないとはいえ、唯一50%を下回る低さを示している。

このように衆議院議員選挙という公的参加への参加の度合いは、近年、特に若い世代において低くなってきている。実際に2012年の投票を分析すると、若い世代ほど選挙や政治への関心が低く、「全く関心なし・わからない」と答えた割合も1割を超えている。さらに投票傾向は社会的属性と関連性がある。最終学歴が大学以上である場合はそうでない場合に比べ20%以上高くなっており、教育的な格差が政治参加にも差をもたらしている。また経営者・役員・管理職のように社会的地位が高く経済的基盤が安定していると考えられる職業の場合投票率は高いが、学生や派遣社員では投票率は低い傾向にある。つまり、教育や職業によって政治参加の度合いは影響を受けており、教育機会が奪われている人は政治参加も疎外されているといえよう。

(4) 道徳教育から見る日本政府が目指す人間像、社会像

子どもは若者という過渡期を通り大人へとなるのであり、それらは連続した人間像のことである。そうであれば、「自立」していない子どもの「依存」を日本政府がどのように捉

え保障しているかを見ることは、「自立」を期待されている若者について考える際にも有効な視点となる。

日本は第二次世界大戦中、修身を中心として子どもたちに教義を注入する教化を行ってきた。これら「教育」の名を借りた教化は天皇制国家主義を支えるイデオロギー上の柱となり、子どもたちを戦場に送り出す役目を果たした。そのような第二次世界大戦までの経験を反省し作られたのが、日本国憲法と旧教育基本法であった。しかし 1950 年代半ばから始まる「逆コース」の中で、1958 年に学習指導要領において道徳が明記されることになった。そして 1997 年の神戸市連続児童殺傷事件後、子どもたちの荒れを子どもたちの心理的傾向に求め、解決しようとする流れが隆盛することになる。2006 年に教育基本法は改訂され、2011 年には学習指導要領に「道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うもの」であるとの文言が入った。そして 2014 年 9 月には中央教育審議会の初等中等教育分科会が、小中学校で道徳を特別の教科と位置づけること、記述式による評価をすること、教科書を導入することなどが決定し、翌 10 月に答申を提出した。道徳は早ければ 2018 年度から教科化する見通しだと報じられている。

このような道徳を強調する流れの中で、文部科学省が監修し無料で配布しているのが『私たちの道徳』である。これは 2002 年から配布されていた道徳副教材『心のノート』が全面改訂されたものであり、2014 年度から配布されることになったものである。ここでは特に、義務教育の最終課程である中学校で用いられる『私たちの道徳 中学校』を見ていこう。

『私たちの道徳 中学校』は「1 自分を見つめ伸ばして」「2 人と支え合って」「3 生命を輝かせて」「4 社会に生きる一員として」の 4 章からなっている。「この本の使い方」では、学校、家庭、地域で活用している様子が写真付きで描かれ、文章や資料、「読み物」、「人物探訪」「この人のひと言」「メッセージ」などを読んで記入していくよう説明されている（4 頁）。背表紙の裏には「保護者の方へ」として「御家庭でも、この本を開いて、一緒に考えたり話し合ったりして、子供たちの豊かな心の成長に役立ててくださいますようお願いします」と家庭での活用を狙っている。『私たちの道徳 中学校』の特徴として、大きく 3 つのことを指摘できよう。

1 つ目は国家主義である。日本の「自然」「礼儀」「文化」といった事柄を「伝統」とし、それらを受け継ぐことがもとめられている。例えば「日本の伝統に息づく礼儀」では「日本の伝統文化である茶道や華道、武道などにおいては、それを楽しむことや技を磨くことだけでなく、自分を律する心や相手を尊敬し感謝する心を大切にし、それを礼儀の形で表している」（50 頁）と書かれている。そして、「郷土を愛し、大切にしながら」（200 頁）、「日本人としての自覚をもって、この国を愛し、その一層の発展に努める態度を養っていききたい」（206 頁）と、郷土や国を愛する態度が求められ「思想・良心の自由」は無視され

ている。また「4 社会に生きる一員として (4) 役割と責任を自覚し集団生活の向上を」では「私たちが所属する様々な集団においても、その目的と意義を理解し、自分の役割を自覚して責任を果たしているか、自分自身を振り返って考えてみたい」という言葉とその下に「集団として目標を達成するために、大切なことは何かを考えてみよう」とそれぞれに記入させるスペースが設けられており、(167頁) 集団の目標を果たすために個人が集団の中での役割を考え果たすことが重要であるという論理が透けて見える。また次の「4 社会に生きる一員として (5) 勤労や奉仕を通して社会に貢献する」と勤労や奉仕の価値を称賛し、本の最後部には「日本人としての自覚をもって真の国際人として世界に貢献したい」(212,213頁)、「4 社会に生きる一員として (10) 日本人の自覚をもち世界に貢献する」と日本人という属性が強調される形で、しかも貢献していくことが求められている。

2つ目は心理主義である。この本は「今の私」を見つめさせることから始まり、そして終わる形式をとっている。そして、何らかの問題を個人の意志や心の持ちようへと還元させようとする記述が散見される。例えば「1 自分を見つめ伸ばす (2) 目標をめざしやり抜く強い意志を」では、「目標達成の満足感、自身や更なる勇気をもたらす。だが、たいていの場合、その過程で、いろいろな壁にぶつかる。そのとき、壁の向こうに希望を投げ込み、それを超えていくという強い意志が、人生を切り拓いていくのではないだろうか」(16頁)とあり、強い意志が問題解決に必要なのだと説く。そこには、社会に何らかの不正義や構造的な暴力が存在しているという視点はない。また、「4 社会に生きる一員として (9) 法やきまりを守り社会で共に生きる」では「権利と義務って何だろう」という見出しで「法やきまりは、人々の権利を守りみんなが社会を支え合うために、義務として『しなければならない』ことを定めている。」と書かれている。人々の権利を守り保障していくことが国家の義務という視点ではなく、権利と義務をすることが国民の務めである、と解釈することが可能な書き方である。世界人権宣言は「4 社会に生きる一員として (3) 正義を重んじ公正・公平な社会を」のなかで、前文の一部、第1条、第2条1項が載っているのみである。そしてその抜粋の下には「近い将来、私たちが社会の担い手となる。差別や偏見を憎み、それを断固として許さないという強い思いを、自分の中に、そして社会全体に育てていきたい」(161頁)という言葉が載っている。ここでは世界人権宣言が、権利主体としての人間ではなく、「差別や偏見を憎」むような強い意志を持った人間を宣言しているかのように書かれている。これらの記述は規範やあるべき心の持ちようを押し付けており、自分たちで自分たちの生活を創造し社会をつくる権利を持った主体であるということはない。

3つ目は家族主義である。「4 社会に生きる一員として (6) 家族の一員としての自覚を」では「将来、私も家族を支える立場になる。私を育ててくれた家族に感謝し、自分が

築きたい家庭を思い描きながら、人生を歩んでいきたい」(180頁)と家族への感謝、家族を支えること、家族を築くことが求められている。そして家族から始まるこの章は、「(7) 学校や仲間に誇りをもつ」「(8) ふるさとの発展のために」「(9) 国を愛し、伝統の継承と文化の創造を」「(10) 日本人の自覚をもち世界に貢献する」と展開され、家族は学校、ふるさと、国、世界へとつながる起点として描かれている。また、180頁には男性と女性と子どもが歩いている写真が、181頁には若い男性と女性、男の子と女の子、高年期の女性と男性が一つのソファに座っている写真が入っている。このページの内容からして、家族のあるべき姿としてこれらの写真が用いられており、ここでは異性愛の男女による結婚と出産が前提とされている。「2 人と支え合って (4) 異性を理解し尊重して」では「異性の特性や違いを受け止めたうえで 相手を理解し尊重し合うことができるようになるためには どうすればよいのだろうか」(66頁)と書いてあるように、男女二分法に基づく性があり、その男女の性的指向は異性愛であり、そして男女にはそれぞれ違いがあることが前提とされている。さらに「好きな異性がいるのは自然なこと」(68頁)という題名で異性愛を自明視している。これらの文言からは多様なセクシュアリティがあることが無視されている。それは「いのちのつながり」「いつか新しい家庭を築く」といった項に結実する。すなわち、再生産機能をもつものとして性がとらえられており、その再生産の場が家庭なのだ。再生産する家庭という場のあるべき姿として、異性愛男女の下で生まれる子どもが「自然」なものとして描かれているのである。

このように、『私たちの道徳 中学校』はあるべき規範を個々人に示しそれを守ることがを求めており、それぞれが権利を持ち幸福追求のために意見を表明し、社会をつくっていくことがあるのだという視点では書かれていない。そのため、個々人の基本的自由を侵害することや異性愛男女以外のセクシュアリティが排除されていることも起こり、かつ個々人の心の持ちようによって解決を図ることが求められているのである。

1章を通じて、高度経済成長期の社会と「自立」から新自由主義的構造改革後の社会と「自立」まで概観した。企業社会秩序と家族主義に強く規定された「自立」とは、ケア・レス稼ぎ手の男性と、経済活動には不十分な参加をし家庭内でケアを担う女性が、結婚し家族を形成することが前提となった「自立」であった。1990年代からの雇用をめぐる社会構造の変化により、従来の「自立」像が機能しなくなってきており貧困層にとどめ置かれる人々が増えているにもかかわらず、自己責任論によって個人の努力や意欲の問題に還元され社会構造の問題とはならないことを確認した。さらに、若者はさまざまな困難に直面していると言えるが、それは若者全体に均一に起こっているわけではない。乾彰夫らが「標準的人生経歴(normal biography)」「危機的人生経歴(risk biography)」「選択的人生経歴

(choice biography)」とカテゴライズし分析したように、経済力や文化資本が人生経路に強く影響しており、不平等は存在しているがしかし個人の感覚として認識しづらい状況が存在している。さらに、道徳は権利主体としての人間を形成するのではなく規範を守る人間をつくるために存在しており、それが政府によって推進されている状況が存在している。

若者の「自立」が揺らいでいる今必要なことは、「日本型青年期」の就職を区切りとした「自立」観に戻ることで、新自由主義的な「自立」観にたつことでもない。「依存」をスティグマのない当たり前の前提として位置づけ直し、それを支える社会保障システムと、だれもが公正な生活を送れる条件を確立した新しい社会と「自立」とを構築することである。「依存」が社会にとってそして個人にとって不利益かつ不名誉なことととらえられ続ける限り、「依存」している者や「自立困難者」は無力で不平等な地位にとどめ置かれる。そこで次章では、近代以降想定されてきたリベラリズム的「自立」を、フェミニズムの特に「ケアの倫理」を用いて批判的に検討し、「自立」と「依存」を組み込んだ新たなフェミニズム「自立論」の構築を試みる。

1 世取山洋介・福祉国家構想研究会編『公教育の無償性を実現するー教育財政法の再構築』大月書店、2012、136頁。

2 平塚眞樹「次代をひらくシティズンの形成 信頼再生プロセスへの参加保障」、佐藤洋作、平塚眞樹編著『ニート・フリーターと学力』明石書店、2005、268頁。

3 同上。

4 1%抽出結果。全国は沖縄県を含まない。

5 木村元・松田洋介「高度成長期の社会と教育」、橋本紀子、木村元、小林千枝子、中野新之祐編『青年の社会的自立と教育 高度成長期日本における地域・学校・家族』大月書店、2011、27頁。

6 同上、30頁。

7 同上、35頁。

8 同上、44頁。

9 同上。

10 後藤道夫「ワーキングプア急増の背景と日本社会の課題(<特集>ワーキングプア・労働・生活・運動 社会政策学会第117回大会共通論題)」、社会政策学会『社会政策 1(4)』社会政策学会、2010.2、15頁。

11 パート労働という形で働く妻は多く存在した。しかし扶養控除枠内で働く場合がほとんどであったため経済的「自立」というにはおぼつかなく、またパート労働をしていた場合でも家庭内での「ケア」役割は女性が担い続けた。

12 たとえば後藤は、江口英一が1970年代後半からワーキングプアの存在を主張していたがアカデミズムとジャーナリズムは重視してこなかったことを指摘している。

13 前掲、「ワーキングプア急増の背景と日本社会の課題(<特集>ワーキングプア・労働・生活・運動 社会政策学会第117回大会共通論題)」、15頁。

14 後藤道夫「『努力すれば報われる』とは何か」、後藤道夫、吉崎祥司、竹内章郎、中西新太郎、渡辺憲正『格差社会とたたかうー<努力・チャンス・自律>論批判』青木書店、2007、73頁。

15 この調査は2009年時点のものであり、当時の消費税は5%であった。消費税は累進課税ではない逆進性の高い税金であるため、消費税が高くなれば再分配効果は悪化する。2015年1月現在で消費税は8%になっているため日本の再分配効果はより悪化していると考えられる。

16 前掲「次代をひらくシティズンの形成 信頼再生プロセスへの参加保障」、269頁。

17 同上、270頁。

18 同上。

19 佐藤洋作「<不安>を超えて<働ける自分>へ ひきこもりの居場所から」、佐藤洋作、平塚眞樹編著『ニート・フリーターと学力』明石書店、2005、221頁。

20 同上。

21 「座談会 若者支援の現場から」教育科学研究会編『教育 第57号第12巻』国土社、2007、15頁。

22 同上、16頁。

23 同上、17頁。

- 24 アンディ・ファーロン／フレッド・カートメル著、乾彰夫／西村貴之／平塚眞樹／丸井妙子訳『若者と社会変容 リスク社会を生きる』大月書店、2009、281頁。
- 25 同上、132頁。
- 26 湯浅誠『反貧困 ―「すべり台社会」からの脱出』岩波書店、2008、61頁。
- 27 同上、62頁。
- 28 前掲、『「問題」としての青少年 現代日本の〈文化―社会〉構造』296頁。
- 29 乾彰夫『「後期近代」という時代の若者たち』、教育科学研究会『教育』2010年12月号、国土社、2010、5頁。
- 30 前掲、『若者と社会変容 リスク社会を生きる』25頁。
- 31 同上、19頁。
- 32 同上。
- 33 前掲、『「後期近代」という時代の若者たち』7頁。
- 34 前掲、『若者と社会変容 ―リスク社会を生きる』281頁。
- 35 前掲、『次代をひらくシティズンの形成 信頼再生プロセスへの参加保障』、271頁。
- 36 前掲、『中断された正義 ―「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』、190頁。
- 37 同上、193頁。
- 38 同上、194頁。
- 39 同上。
- 40 同上。
- 41 同上、195頁。
- 42 同上、205頁。
- 43 同上。
- 44 同上。
- 45 同上、215頁。
- 46 このような標準的な「自立」をしない・できない人々も存在していたが、少数の例外者、逸脱者として取り扱われることで問題とされず、また地域間格差や経済格差といった社会構造上の要因も問題とされてこなかった。
- 47 井川ちとせ「主体化、ジェンダー化―家父長制資本主義体制下のイングランドとアイルランド」三浦玲一、早坂静編著『ジェンダーと「自由」―理論、リベラリズム、クィア』彩流社、2013、166頁。
- 48 中野新之祐「戦後日本の青年と教育―多様な経験の実相」、橋本紀子、木村元、小林千枝子、中野新之祐編『青年の社会的自立と教育 高度成長期日本における地域・学校・家族』大月書店、2011、359頁。
- 49 世取山洋介「新自由主義教育政策を基礎づける理論の展開とその全体像」、佐貫浩、世取山洋介編『新自由主義教育改革 その理論・実態と対抗軸』大月書店、2008、39頁。
- 50 中西新太郎「青年層の現実に即して社会的自立像を組みかえる―安心して生き働ける最低限の保障を」佐藤洋作、平塚眞樹編著『ニート・フリーターと学力』明石書店、2005、236頁。
- 51 同上、237頁。
- 52 同上。
- 53 同上、214頁。
- 54 同上。
- 55 中西新太郎「漂流者から航海者へ」 中西新太郎、高山智樹編『ノンエリート青年の社会空間』大月書店、2009、21頁。
- 56 同上。
- 57 前掲「青年層の現実に即して社会的自立像を組みかえる―安心して生き働ける最低限の保障を」、243頁。
- 58 中西新太郎『「自立支援」とは何か ―新自由主義社会政策と自立像・人間像』、後藤道夫、吉崎祥司、竹内章郎、中西新太郎、渡辺憲正『格差社会とたたかう ―〈努力・チャンス・自律〉論批判』青木書店、2007、181頁。
- 59 前掲「漂流者から航海者へ」33頁。
- 60 同上、33-34頁。
- 61 乾彰夫「格差社会・やりたいことと自己責任 ―若者たちが歩み出す社会の現在」 乾彰夫編『18歳の今を生きぬく ―高卒1年目の選択』青木書店、2006、22頁。
- 62 ここでは若年無業者を、①学校や予備校・専修学校などに通学しておらず、②独身者であり、③収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人としている。
- 63 就業希望を表明しかつ求職活動を行っているもの。
- 64 就業希望は表明していながら求職活動は行っていないもの。
- 65 就職希望を表明していないもの。
- 66 同上、18頁。
- 67 中西新太郎「縁辺化される若者たち ―社会システムの崩壊と知性の変容」 『世界 No.674』 岩波

書店、2000、88 頁。

⁶⁸ 前掲、「漂流者から航海者へ」2 頁。

⁶⁹ 同上、24 頁。

⁷⁰ 特に「ノンエリート」層の労働世界の移行において、「インフォーマルな関係性」や「親密な他者」は関係資源として強く機能している。

⁷¹ 渡辺大輔「男性のジェンダー／セクシュアリティ意識と進路選択・将来展望」 乾彰夫編著『高卒 5 年 どう生き、これからどう生きるのか ―若者たちが今＜大人になる＞とは』大月書店、2013、196 頁。

⁷² 同上、211 頁。

⁷³ 同上。

第2章 近代「自立」概念の問い直し

ーエヴァ・フェダー・キテイの

『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』を用いて

第2章 近代「自立」概念の問い直し ―エヴァ・フェダー・キテイの『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』を用いて

前章で確認した通り、従来「自立」とされてきたものは企業社会秩序と家族主義に強く規定されていた。家族が国家の単位とされ、その家族はケア・レス稼ぎ手の男性と家庭内でケアをする女性を中心に構成されていた。こうした社会における「自立」とは、経済的な「自立」を指し、ケア・レス稼ぎ手の男性がモデルとされていた。

本章では、こうした自立像の虚構性をあきらかにするために、エヴァ・フェダー・キテイの「ケアの倫理」の観点から自立論を検討していきたい。

第1節 エヴァ・フェダー・キテイのケア論の位置づけ

平等という概念は近代国家において重要な概念である。平等は「人の正しい扱い方に関わるがゆえに、つねに正義の問題に関わっている」¹事柄である。とりわけ、功利主義を乗り越えることを目指したリベラリスト、ロールズの議論において平等概念は大きく取り扱われている。

リベラリズムは民族、言語、歴史、文化に関わらず、さまざまな共同体がそれぞれ持つ価値観を超え、社会を共同で形成するための契約の基礎となりうるような価値中立的な規範の構築を試みてきた。そしてそのような規範を正義として追求してきた。

ロールズの『正義論』発表以前はJ.ベンサムやJ.S.ミルらに代表される功利主義が主流な考えであった。功利主義は、社会はすべての人間の幸福の総和が最大となることを目指すべきだという「最大多数の最大幸福」を志向する。特に政策決定に際して影響を及ぼしてきた功利主義にたいして、少数派の権利は切り捨てられる恐れがあることや、「その時々多数派の欲求に従って、全面的な自由放任主義（≒経済的自由主義）、あるいは徹底した社会統制（≒社会主義）の両極のいずれにも大きく振れる可能性があり、制度的に安定した『正義』の原理を確立しにくい」²といった批判がなされてきた。

また20世紀前半の英語圏において主流だったのは、メタ倫理学であった。メタ倫理学とは、「具体的な行動や選択の場面において『何をすべきか』を論じるのではなく、倫理的な価値を表す『善』『正』『義務』などの概念を厳密に分析や（科学的判断や他の価値判断と対比される）倫理的判断の性格付けを試みる倫理学の分野」³である。しかし、メタ倫理学は『善』などの基本概念の分析に拘りすぎて、実体的な行為規範を示すことができなくなるといってジレンマに陥っていた。

このような状況に対しロールズは、功利主義的な人間観とそれに基づいた正義ではなく、社会契約説を現代のゲーム理論などを通じて再構成した『正義論』を上梓した。ロールズの正義論は、以下のように要約されよう。

ロールズは自由や平等に関わる正義の原理を考案する方法として、無知のヴェールによ

る思考実験を行い、カントの伝統にならい帰納的に正義とその原理とを導こうとする。無知のヴェールの下では、性別や階層、宗教、民族といった属性について個々人が知ることはできない。人々はお互いに無関心であり、それぞれの要求を自ら要求する主体として、それぞれの幸福を満たす生き方、すなわち善の構想を実現しようとする。しかし、善の構想はときに対立し合うものであるため、善に超越する正義が求められる。そのため、自己の利益を求める合理的な人々は共存するために相互の合意によって社会を構想する。そしてこのような無知のヴェールを用いた思考実験によって、公正としての正義は2つの原理によって成立すると想定されうるとロールズは主張する。正義の2原理とは以下の通りである。

第1原理 各人は平等な基本的諸自由の最も広範な [=手広い生活領域をカバーでき、種類も豊富な] 制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な枠組みとはいっても [無制限なものではなく] 他の人びとの諸自由の同様 [に広範] な制度枠組みと両立可能なものでなければならない。

第2原理 社会的・経済的不平等は、次の2条件を充たすように編成されなければならない— (a) そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ (b) 全員に開かれている地位や職務に付帯する [ものだけに不平等をとどめるべき] こと。

(ジョン・ロールズ著、川本隆志、福岡聡、神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊国屋書店、2010、84頁より)

第1原理は、政治的自由や言論の自由、身体の自由などを含む基礎的諸自由を全員に平等に分配することである。第2原理は2つある。1つ目は、社会的または経済的な不平等を機会の均等を図りながら最も不遇な人々の利益を最大化することである(機会均等原理)。2つ目は、経済的に発生した社会的・経済的不平等に対しては、最悪の状況は可能な限り改善することである(格差原理)。そして、第1原理は第2原理に優先するものである。それまで支配的であった功利主義的が効率としての正義を志向していたのに対し、ロールズの『正義論』は、特に格差原理によって平等を達成しようと指向しているという点で左派リベラリストであると評される。

ロールズの『正義論』は「『自由』と『平等』の両立を可能にする体系的な『正義』を構想したうえで、合理的(rational)な人ならば、それを受け入れるであろうことを一彼独自の理論的な前提の下で一証明して見せた」といえる。それゆえ、『正義論』は政治哲学のみならず法学や経済学といった社会科学の諸分野にも広く影響を及ぼしており、ロールズは20世紀で最も著名なリベラリストの1人である。

リベラルな平等観においては、諸個人がもつ属性にもとづく平等が議論された。フェミ

ニズムは、そのようなリベラリズムの権利論や公私の分離原則の問題点を指摘してきた。その中で主要な批判の1つがケアの倫理からのものである。

「ケアの倫理」はキャロル・ギリガンが著した『もうひとつの声』で、コールバーグの道徳発達理論への批判という形で現れた。コールバーグはリベラリズムや社会契約論、義務倫理学を参考にしながら、道徳発達理論を示した。権利から集団、集団から原理へと徐々に発達していくとするこの理論の下では、女性は男性に比べ発達が劣っているとされた。それに対し、ギリガンは、女性が具体的かつ共感的なものと、そして関係性を重視しているのだとし、それを「異なる声」とであると主張した。

ギリガンの主張は、単なるコールバーグの理論への批判という意味をもつだけでなく、コールバーグ及び彼が依拠した主流の倫理学及び哲学全体が前提とし続け価値を置いてきた「合理的な自立した個人」そのものへの批判として位置づけられる。すなわちギリガンは、「普遍的権利や正義という、いわば『男性の論理』に媒介された“自律的個人”の集合として世界を捉えようとする主流的な正義論に対して、世界を『コミュニケーション』と『関係性』とで形づけられた親密圏と捉えたいうえで、女性の“異なる声”としての〈ケアの倫理〉によるその再構成を展望する議論を提起」⁶したのである。そして、公共圏における「一般化された他者」（法的権利の主体）と、親密圏における「具体的な他者」（ニーズに訴える主体）という、2つの世界における2つの他者の対立が提起されるようになったのである。

このような両者の議論を止揚させ新しい平等観をつくろうと試みるフェミニスト政治哲学者の一人が、エヴァ・フェダー・キテイである。ロールズらリベラリストの示す平等に対し、キテイは依存を組み込んだ平等へと概念を組みかえようと試みる。そしてこの試みはまた、正義対ケアという枠組み、すなわちそこに内包された公私二元論や男女という性別に基づいた役割分業という枠組み自体を超え、依存している者や依存する者をケアする者、そして依存をめぐる関係性が包摂される理論をつくることを試みる。

キテイは「みな誰かのお母さんの子ども」という言葉をキャッチコピーとして用い、依存と依存をケアすること、そしてそこからつながる関係性をもとにした平等を主張しているのである。キテイが主張する依存者と依存労働者からなるケア関係をもとにした平等、すなわちつながりにもとづく平等は、個人の「自立」を至上命題としてきたリベラルな人間観と社会観をラディカルに批判し再構築する。子どもという依存者から成人という経済的・政治的・家庭的にも「自立」者へと発達していくししていくべきである、とする若者論の前提についても、同様にラディカルにそのとらえ方を変革することができる議論であろう。

第2節 フェミニズムにおける平等 — 「依存」を中心とした関係性に着目して

本節では、キテイの『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』を概観することで、ジェンダー公正な社会と人間像を描く土台づくりを試みる。ここでは、依存を中心として人々がつながっていること、そしてケアと呼ばれる依存労働が無償で行われるべき営みではなく人々にとってそして社会にとって必要で有用な「労働」であるという認識からはじめたい。そこでキテイの言葉にならい、依存者の世話をする仕事を「依存労働」、そのような仕事を行う人々を「依存労働者」、「委託をする能力や権限がない」⁷がゆえに「そのケアと庇護が他者の保護下に置かれる必要がある」⁸者を「被保護者」、依存労働者と被保護者の関係を「依存関係」と呼ぶこととする。

(1) 依存の無視・軽視に起因する不平等

近代では、それまでの封建的な身分制に基づく社会は批判され、自由で平等な社会が目指されてきた。しかしながら現実には平等な社会であるとは言い難い。歴史的にみても、権利を付与され行使する主体、そして社会を構成する成員は「全ての人」ではなかった。例えばよく知られているように、フランス人権宣言では女性は権利主体としてみなされず、権利を付与されるべき存在であると考えられなかった。

フェミニストたちは長い時間をかけて、女性の平等を求めてきた。第1波フェミニズムでは参政権の獲得など公的領域における権利獲得を、第2波フェミニズムでは「私的なことは政治的なことである」として、資本主義と家父長制とに特に着目しつつ、社会構造が男女の不平等な権力関係を生み出していることを明らかにし、性差別を解消することを求めてきた。

それら運動と主張によって、現代の社会では、確かに政治や経済において重要や役職につく女性が存在するようになっている。しかし、シングルマザーの貧困率の高さに現れているように、いまだに社会的に困難な状況にとどめ置かれている女性が存在する状況は続いている。「実質的な平等へ向かう速度や変化の道筋、成果がもたらす利益が女性間で不均等にしか配分されないといった問題は、平等の目標自体を疑問視するフェミニストたちの懸念を裏書きする」⁹事柄である。

キテイは、フェミニストによる平等批判を4つに整理し、女性の平等が達成されない原因を分析する。そしてキテイは、女性が平等を主張してきたにもかかわらずいまだに達成できていないのは、依存と依存労働とを見落としてきたことに起因すると批判する。依存による批判、すなわち依存批判とは、依存とケアとを社会が公正に分配していないから不平等になっているのだという批判のことだと言える。

「依存批判」は2つの点を明らかにする。1つ目は、依存がこれまで無視されてきた事実である。2つ目は、平等と正義に関する理論から依存を除外してきた帰結である。そして、リベラリズムが想定する、自由で平等な人との間の互恵的な関係の内部で正義が取り

決められる限り、依存者は権利を奪われたままであること、社会的に十分に協働可能な依存労働者の権利はく奪が放置されることを明らかにする。そのため依存批判は、男性が掌握してきた権利の取り分を増やすことを主張するのではなく、「自由で平等な人々の間の互恵的な関係の内部で正義が取り決められる限り、依存者は権利を奪われたままでありつづけるだろう。のみならず、本来ならば社会的に十分に協働が可能なはずの依存労働者までもが、さまざまな権利を剥奪されたままにおかれるだろう」¹⁰を明らかにするものだと見える。

リベラルな平等論のなかでは、「自立」こそが価値であり、「依存」することは十全たる人間としての条件を満たしていないとして例外扱いをされ、経済的に「自立」し社会を協働してつくる人、すなわち成人健常者の男性こそが人間像として想定されてきた。そのため性別役割分業によってケア役割を担い、依存労働を家庭の中で行う、女性の「自立」は非常に厳しいものであり続けてきたのである。そして家庭は社会的に「自然」な「愛の共同体」であるとされ、依存労働は無償でされるべきものと考えられ、社会的構造によって隠ぺいされてきた。

しかし「依存は、文化的にそれがどう考えられるかによっておおよそ条件づけられるとはいえず、出生と死が生きる者すべてにもたらされる限り、どうしても避けられない」¹¹ものだ。たとえ今「自立」して存在し活動している者がいたとしても、その者も「依存」を経て十全なケアをされたからこそ、そして今そのものに依存している誰かを他の誰かがケアし自分はケアしないことで「自立」しているのだ。また、「依存」は個人が選択した帰結ではない。例えば、熱を出したり外傷を負ったりして「依存」することは、身体が外の世界にさらされ脆弱であるからこそ、日常的な生活の中で常に起こり得るものである。それゆえ、「依存は例外的な状況にすぎないのではない」¹²はずである。

つまり、「依存労働の隠ぺいは、依存労働者への無関心と結びつき、ケアを必要とする人々への私たちの義務を搾取のシステムに変えてしまう。そこでは、ケアされる人はもちろん、ケア提供者の道徳的価値まで引き下げられてしまう。このような搾取システムが標準である社会は、平等が、道徳的および社会的価値として育まれる社会とはいえない」¹³。そこで依存批判は「女性の差異のひとつの特徴である依存者に対するケア提供者として歴史的に割り当てられてきた役割に注目」¹⁴する。そして個人が「自立」していることを前提とした平等は男性がつくり出した虚構であり、そのような人間観に基づいた平等のもとで平等を要求してもそれは「包摂を求めながら、同時に排除を生み出すことになる」¹⁵しかない。だとすれば、「依存の問題と両立し、公正の要求だけでなく、つながりの要求をも包み込むような平等の考え方を明らかにしていくこと」¹⁶が必要である。

重度の依存、まったくの依存状態にはどのような特徴があるのだろうか。キティはそのような依存の特徴を3つに整理して説明する。1つ目は、依存者は生命の維持と最低限の

成長のために、基本的なニーズを満たすケアとケアする者とを必要としていることである。2 つ目に、依存状態にある間は、与えられた利益・恩恵に報いることは不可能であることが挙げられる。3 つ目は、依存者のニーズが満たされ依存者の利害関心が社会的に承認されるためには、第三者の介入が不可欠であることだ。

つまり、依存は人の能力の限界のみならず、依存労働者の労働が不可欠であることを浮き彫りにしている。誰もがニーズを持っており応答されるべきであるがゆえに、相互報酬が成立しておらずとも、そのニーズを満たし依存者の利害関心を社会的に承認するような第三者が必要なのである。つまり、依存は人との関係を紡ぐ源泉なのだ。

(2) 依存関係をめぐる不平等

キテイは、返報することが難しい・できない、ケアをする人から依存者へのケアをめぐるケア関係から思考する必要があるとする。なぜならば、「相互依存は一方的な依存から始まる」¹⁷し、また依存関係はリベラリズムの描く平等な人間関係からはほど遠く、だからこそ「最も不遇な状態にある人に対応するのならば、すべての人のための正義の要求を受け止める見込みは高まる」¹⁸と考えられるからである。

現在、依存者のニーズを満たすと想定されまたつくられているものは核家族というシステムである。核家族は、異性愛の男性と女性が結婚し子どもを出産し育児をするという、近代になってつくられた再生産の場であり、国家による管理の単位である。性別によって、男性は経済活動を担い、女性は家事や育児を無償で行う。具体的な他者のニーズに応答する依存労働は重労働であるが、それを無償でそして家族内だけで完結させるべく用いられるのが「愛情」や「母性愛」というイデオロギーである。これらによって母親の育児は「自然」な「美しい」ものであるとされ、女性にはその責任と関係性を自発的に引き受けるべきものとされ続けている。しかも、母親が一度依存労働を引き受けると対象となる子どもの命にかかわるため簡単にやめられず、「自発的」に選んだことなのだからと責任は母親に求められ、経済活動をしたいと思っても対象の子どもの病気や怪我やニーズに基本的に一人で常に応答しなければならないため、依存労働をしながら経済活動をすることは困難である。また、男性と女性がロマンティックな性と愛と結婚によって結びついていると信じられている近代的な核家族は、「自然的」領域であり、また国家権力が介入すべきでない「自由」の領域と捉えられてきた。それゆえ、法律や制度も家族に積極的に関与する方向で考えられてこなかった。

このようにケアは現在に至るまで不平等に分配されてきた。キテイは上記のことを踏まえたうえで、ケアの営みが主に今まで家族という場において女性が担っていたことから、母子関係を「傷つきやすさが中心にある社会的関係を現す理論的枠組みであり、かつ、アナロジーである」¹⁹として理解し採用する。注意すべきは、いわゆる母子関係を理想とし

ているのではなく、アナロジーとして思考の幅を広げて「つながりにもとづく平等」へと結びついていくことを狙っていることだ。

それでは、人間の条件としての依存に応答しケアする、実践としての依存労働はどのような特徴があるのだろうか。依存労働は、依存者の安寧と成長を目的として行われる活動である。その際に重要となるのは、依存者のニーズに依存労働者が「適切」に応答することである。

では、どのニーズが他者から応答されるべきものなのか、何がニーズと解釈されるべきなのか、何が「適切」な応答なのだろうか。これら問いの答えは、基本的で原初的なニーズ以外は実践において決まる。「基本的で原初的なニーズ、つまりそれなしには誰も生きていけないようなニーズは、明らかに答えられるべき道徳的欲求だが、その他のニーズはすべて、実践においてきまる。ニーズがどれほどの道徳的重みをもつのかは、実践のなかで理解されるニーズの喫緊性と、実践に対する道徳的価値づけによる。ニーズを批判的に理解するためには、他者が必要とするものを把握する敏感さと、ある人の行為に他者がいかに頼らざるを得ないかを理解することが必須となるが、それだけでなく、そのニーズを満たすことが道徳的にその人や他者を貶めることがあるということも知らねばならない」²⁰のである。

例えば、子どもが成長し成人しても母がその子どもの洗濯や食事の用意などをし続け、子が求めるニーズに「過剰」に応え続けることで、その子どもは自分の身の回りのことを十分にできず誰かに「依存」し続けなければならないような脆弱な状態にとどめ置かれることがあるだろう。また例えば、服を着るというニーズに対して、服を一人で着ることを標準的動作としてすべての人ができるようにすることは、身体が障害や怪我によって動かない依存者にとっては「適切」ではないかもしれない。身体を動かす際に障害がある者にとっての「適切」なケアは、一人で服を着られるように動作を訓練するのではなく、自分が着たい服を着られるように周りからケアを受け、着た後の活動時間を自分のしたいことにあてることが「適切」であるかもしれない。このようにケアは他者のニーズにただ通り一遍に応答するのではなく、具体的文脈を注視し、時に「偏り」があるような判断をしながら応えていくことが求められる。

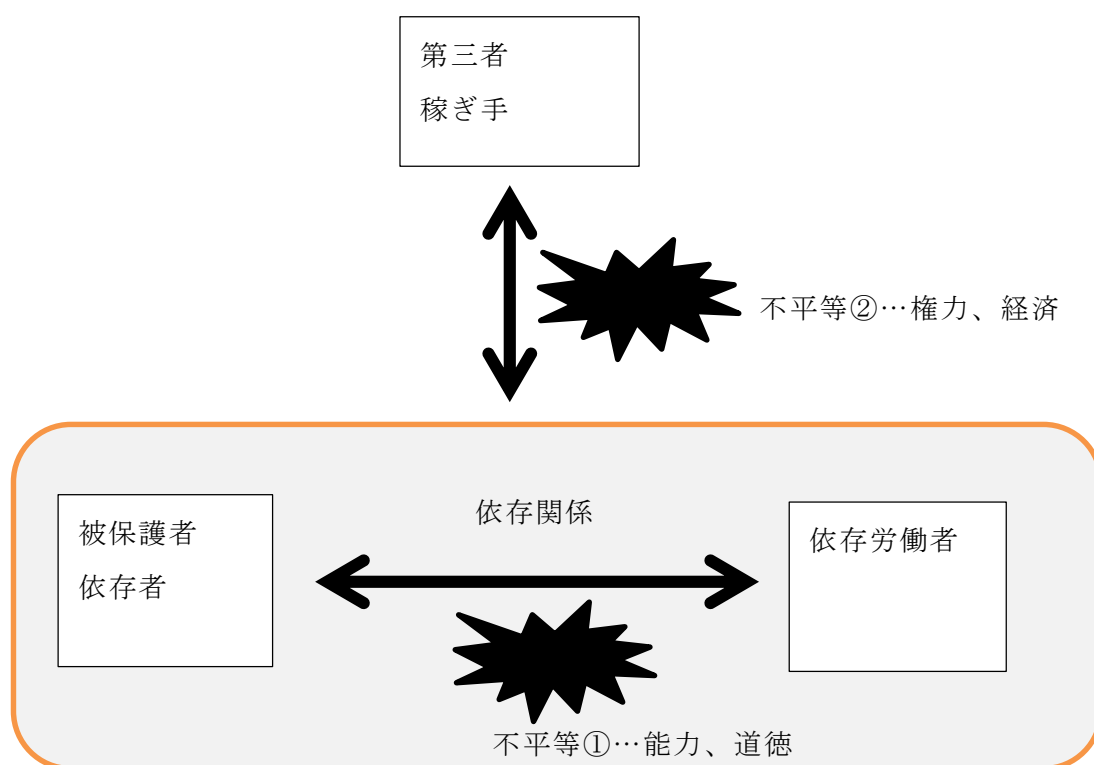
そのため、依存者のニーズに応答する依存労働者には、「他者のニーズを満たすために自分自身のニーズを後回しにするか括弧に入れるような自己」²¹が求められる。キテイはそのような自己を「透明な自己」と呼ぶ。この「透明な自己」とは、「自己を通じて他者のニーズに気づき、自分自身のニーズを読み取ろうとするときに、まずは、他者のニーズを考えてしまうような自己」²²のことである。例えば、子どもが夜中に熱を出すことは、母親がどれほど疲れていて眠いと思っても起こることである。そして母親がどれほど疲れていて眠りたくとも、子どものニーズを優先させるべきだという道徳的な直観が働く。

依存労働にはこの利他主義的な「透明な自己」が必須であるため、「依存労働者の自己は、被保護者が彼女に依存しなければならないレベルに応じて被保護者のニーズへの浸透性を保つ」²³ものとなる。このように、自分のニーズを後回しにしてでも他者のニーズをくみ取ろうと注視し受け止めることは、「適切」なケアをする際に必須である。

キテイはこの「透明な自己」という概念で、依存労働者の自己をなくすべきだといっているのでは決してない。透明性は「依存労働者が依存労働者として自己を描く際の基準」²⁴としても、また「その性格抜きには、依存労働者が依存労働者たり得ないような、究極的な理念」²⁵としても重要である。それゆえ「他者のニーズを察知し応答することは、自身のニーズを遮ったり、歪めたりすることではない」²⁶ことをキテイは主張する。したがって「依存労働者の傷つきやすさをも含む」²⁷ように依存の義務の輪は拡張される必要があるのだ。

注意すべきは、依存関係とは不平等な関係であるということだ。依存をめぐる関係には2種類の不平等が存在している。その2つとは「被保護者と依存労働者との能力の不平等であり、依存関係にある構成員たちと第三者との権力の不平等である」²⁸。

【図1 依存労働者の2つの不平等】



1 つ目に挙げられた能力の不平等ゆえに、依存労働者は「透明な自己」によって道徳的に脆弱になる。そのため、ケア関係は容易に支配関係になりかねない。支配とは「他者の最善の利益に反して、道徳的正当性のない目的で力を行使すること」²⁹であり、「権力の非正統的な行使」³⁰である。依存労働者だけでなく依存者も、ケア関係を支配関係に変える可能性を持っている。特に「透明な自己」によって、依存労働者はより虐待を被りやすいことにも注意する必要があるという。「自他の区別をなくすと、自分のために働いてくれているその人が個人として存在していることを認識することさえできなくな」³¹り、被保護者が「依存労働者の思いやりや配慮、義務を搾取することによって、一種の専制を発揮しうる」³²ことになるからだ。そして、キティが裕福な子どもの世話をする移民女性の場合を例に挙げるように、被保護者の社会的地位が依存労働者の社会的地位より高い場合により危険は増すことになる。人種や国籍や性別によって社会が不平等に構築されている場合、その不平等な関係性が依存関係にも反映されるのである。

しかし、「依存関係における権力の不平等と、不平等な関係における支配を区別する必要がある」³³。理念型としての範例では、依存関係は支配関係ではなく、不平等は主に能力におけるものだと解される。そして依存関係は、核心において道徳的だとキティはいう。なぜならば「2人は道徳的にさえ平等ではないかもしれないが一被保護者は、一時的にせよ永久的にせよ、道徳的に十分応答ができない一、その関係は、依存者の側は脆弱さゆえにケアを要求しており、他方で、依存労働者の側はその要求を満たす特別な立場にある」³⁴からである。つまり、不平等な関係性の上に、権力を非正当に行使する可能性があるとしても、なお支配を排除しようと緊張感をもちながら他者に危害を加えずにニーズに応えようとする営みこそがケアなのである。

そのような能力的、道徳的な不平等な関係を支配や権力関係ではない関係とするためには、依存者と依存労働者とが互いに敬意をもち、信頼していくことが必要である。「被保護者は、自分の弱さに対して依存労働者が責任を持ち、尊重してくれること、また、依存労働者は責任を果たすために権威と権力を有しているが、それを濫用はしないのだと、信頼しなければならない。依存労働者もまた、被保護者が本当に必要なこと以上を要求せず、ケアを通じて生まれた愛着や、依存労働者であることから生じる弱さ、依存労働をすることでふりかかってくる弱みを搾取しないのだと、信頼しなければならない。当然、そのような信頼は裏切られることもあり、それは、依存労働者と被保護者が思っている以上に多い。しかし、この信頼関係が十分に結ばれていない限り、依存者を思いやる仕事が成し遂げられるとは考えられない。依存者のケアという仕事を成し遂げるためには、デリケートな感情のバランスと自制が両当事者に求められ、莫大な精神的エネルギーの投入が必要とされる。このことは、被保護者と依存労働者との間には信頼にもとづく強い情緒的關係が必要なことを示している」³⁵。

そして、「依存関係では情緒と信頼の両方が重要であるがゆえに、依存関係によって形成されるつながりは、私たちの最も重要な経験の1つなのである。思いやりの労働を、関係性（あるいは、まだ関係性がない他者との接触）に投入することで、私たちは自己の境界線を解き、そこに強い精神的絆を形成する。これらの絆は人間の共同体の絆を超え、感覚を有するすべての生きもの、感覚を有するすべての生きもの、特にケアに適切に応答して思いやりの関係を『築き上げる』存在へと広がりうる」³⁶のである。

2つ目の不平等は、依存労働者と第三者との権力的な不平等である。依存労働者は依存者のケアをするため、経済領域において活動を行うことは困難である。そのため、第三者に経済的に依存することになる。これはフェミニズムが以前から指摘してきた「二次的依存」のことである。この依存は経済的依存によって、依存労働者は精神的にも稼ぎ手たる第三者より弱い立場に置かれることになるのである。また依存者と依存労働者は依存関係によって結びついており両者を引き離すことは困難である。例えば母親がパートナーと別れたいと願っても、子どもを引き取るのはその子どもをケアしていた母親とされるし実際にそこには情緒的で精神的な絆が存在しているため、分かちがたい。しかし彼女はケアしているがゆえに自身とその子どもを養育するのに十分な経済的活動を行うことは困難であり、それは依存労働をしている限り続く。それゆえ、離婚によって稼ぎ手と別れることは、依存者をケアする依存労働者にとって、依存労働をしていない場合よりも困難になる。

(3) 入れ子状の「依存」を公的に支える必要性

ここでもう一度、母子関係というアナロジーを整理しよう。母子関係における母から子への依存労働では、依存を中心としているがゆえに関係性や自己にいくつかの特徴が指摘出来た。依存労働者のニーズは「透明な自己」によって自分のニーズに応える能力の一部もしくはすべてを失い、そのニーズは後回しにされてしまう。また、「自立」した個人のように経済的な活動をし、自身とその依存者の稼ぎを得ることも困難であるため、他の誰かに依存することになるのだった。つまり、依存労働者も依存労働に従事することで自分のニーズが後回しにされてしまい、依存状態が引き起こされる。とすれば、その依存労働者のニーズを満たす誰かがまた必要になるはずである。

キティは「母親が赤ん坊のケアをしなければならない間、母親自身のニーズや、母親にあてがわれていた他の家事や家族に対する義務を、誰かほかの者が引き受ける」³⁷ことを意味するドゥーラという言葉を持ち出す。そして「出産し新たに母となって赤ん坊をケアする女性をサポートする人を指すドゥーラ *doula* をアレンジした」³⁸ドゥーリア (*doulia*) という概念をつくる。ドゥーリアは「助けを必要とする者は、助ける者となつたり、助ける者たちは、一連の支援者となつたり」³⁹ため、「入れ子状になった依存の関係を認識する相互依存の考え方」⁴⁰を説明する概念である。

入れ子状の依存とは、依存労働者である母をケアする誰かが必要である、という空間的広がりだけでなく、世代を超えた広がりをも含意している。なぜならば、人間はキノコのように世界に出てきたわけではなく、母であった人物もそして稼ぎ手である人物もかつて依存し、そのとき誰かによってケアを受けることで現在母や稼ぎ手として存在しているからだ。そして、依存労働をされているまさにそのときに依存者が依存労働者に何らかのお返しをすることは、ほとんど不可能である。かつて子どもとしてケアをされていたものが成長し、今度は母として子どもにケアをする、このような相互依存のつながりがそこには存在している。

キテイは「ドゥーラによって遂行されるサービスという考え方を拡大して、困っている人々の面倒をみているおかげで貧困化する人々もまたケアされよう、サービスが行き渡っていくよう編成するために、ドゥーリアという用語を用い」⁴¹る。

ドゥーリアの原理は、「私たちが人として生きるためにケアを必要とするのと同時に、私たちは、他の人々 — ケアの仕事を人々を含む — が生きるのに必要なケアを受け取れるような条件を提供する必要がある」⁴²と説明できよう。つまり、ドゥーリアの理念を公的な考え方の俎上に載せ、公的なサービスとして依存を保証する必要性が出てくるのである。「公的なドゥーリアの構想は、次のような 3 つの目的を同時に達成するために必要である。すなわち、依存労働者を公正に扱うため、依存者にケアを与えるため、基本的な人間の愛着を生みはぐくむ依存関係を尊重するために、である」⁴³。

そしてドゥーリアの原理は、次の 2 つのことを社会に要請する。「第 1 に、依存労働者と依存者とを等しく満足させる依存関係を可能にするための（社会的協働において実現される政治的正義から派生した）社会的責任。第 2 に、社会的協働が生む利益をめぐる競争で不利な立場になることなく、ケア提供者がケアの仕事を担えることによって、ケアする態度とケアへの尊敬を育てるような社会制度である」⁴⁴。

このように公的な領域へとドゥーリアを拡大して議論していくと、互惠性についても拡大した見解をもつことになる。キテイは以下のように述べる。「社会は世代を超えて存続していく協団体なので、世代間の正義のために『互惠性』を拡大して考えること（他者の依存は世代を超えてなされていく）が必要とされる。ロールズが認識しているように、尽きることのない世界を手渡すのに必要なケアは、私たちが恩恵を与えた人々、その当の本人たちによって、私たちに報いられるものでは決してない。むしろ次世代に与える恩恵は、前の世代が私たちに望んだであろう恩恵であるべきだ」⁴⁵。

入れ子状になった依存の関係の中で人はケアを受ける。しかしその受けたケアは、ケアをしてくれた人に返すわけでも、そして同じやり方で返すわけでもない。その受けたケアは、次の世代にケアをし、そしてその次の世代がまた次の世代をケアできるようなものであるべきなのだ。なぜならば、今ケアをしている人々もまた、過去にケアをしてくれた人々

からそのようにしてケアを受け取ってきたからである。ここにおいてケア関係は「少なくとも第三者を含む、実際には私たちの過去から続き、未来へと投影される、らせん状に無限に続く人びとの間の公正な互酬の関係性」⁴⁶であると言えるだろう。

不平等な者たちによって編まれた依存関係は、網の目のように人間を取り囲んでいる。そのような中で私たちはドゥーリアという考え方をを用いて、依存労働者もまた注意を払われ支援されケアされるような関係をもつ必要があることを理解した。そして依存労働者へのケアは、社会全体がその責任を負っていると言える。なぜならば、「みな誰かのお母さんの子ども」であり「依存」しケアを必要とする存在として生まれ、そしてケアは空間的にも時間的にも拡大していく互酬関係であるからだ。

そしてこの入れ子状になった依存によって人々の関係性の網の目の中にある社会では、「公」「私」の領域区分もその内実も変化する。なぜならば、現在「私」とされ生きる基盤とされている近代家族では性愛を中心とした関係性が、「公」とされる領域では契約関係が基盤であったが、キティの目指す社会は依存を中心とした関係性が基盤となっておりその関係性は広がっていくことが意図されているからだ。近代家族とは、構成員は異性愛の男女によって結ばれる関係性が前提とされ、その関係性は永続することが期待され、法律によって社会的な承認を受ける必要があり、その男女の血縁関係を継ぐ子どもが「正統」なのだという考えが存在している。そして家族において母が子どもをケアし育てていくことが含まれていた。だがキティのいうように依存関係から始めるのならば、ケアを家族という領域にとどめておくべきでも、母たる女性だけがすべきでもない。必要なことは、依存しケアを求める者に応答する関係性を保証することである。そして依存労働は重労働であるため、できるだけ依存を分割して（とはいってもそれぞれにある関係性に内在する親密や情緒といった感情を無視して切り離すわけではない）ケアしていく関係性を開くことが必要である。そして、依存関係による具体的な他者との親密なつながりは拡大していくのである。

「依存」は人間の条件のひとつである。そしてケアもまた人間が無力な状態で生まれてくる限り、すべての人が必要なものである。依存者や依存労働者をあたかも自己責任であるかのように私的問題へとすることなく、そして具体的な他者に敬意を持ち支配や暴力を排しながらその具体的文脈を注視しつつ応答していく緊張感のあるケアという営みから生まれる「ケアの倫理」を、公的なものへとしていく必要があるのだ。

(4) 平等をめぐるリベラリズムとフェミニズムの違い

本節では、まず「正義の倫理」をもとにしたリベラリズムの議論と「ケアの倫理」をもとにしたフェミニズムの議論がどのように異なるのかを明らかにする。この時、フェミニズムの側ではエヴァ・フェダー・キティ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』を、リ

ベラリズムの側ではジョン・ロールズ『正義論』を中心的にとりあげていく。次に、前節で確認した「ケアの倫理」から出発した平等をめぐる議論を、人間像、関係性、社会像のそれぞれの観点から整理する。次に、人間像、関係性、社会像のそれぞれについて整理する。

【表 1 ケアの倫理と正義の倫理の対比表】

	フェミニズム＝ケアの倫理	リベラリズム＝正義の倫理
「依存」の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存は人間状態の 1 つの特徴であり、依存から始める。 ・ 依存が人間関係の中心を占め、依存者の脆弱さ／傷つきやすさが人の道徳的義務意識に強く影響を及ぼし、その義務が社会や政治のありように影響していると考ええる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存は例外的な状況として排除する。 ・ 依存者と依存者をケアする社会的貢献の無視、軽視。
人間像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脆弱で依存する存在。 ・ 関係性の網の目の中にある人間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の人格。 ・ 個として備わっている属性や理性、利害関心に基づく善の構想を追求する。
関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・ つねに人間は関係性の網の目の中にあり、けっして完全に自立したり、自足的であったりするわけではなく、つねに依存と相互依存の関係を結んでいる。 ・ 不平等な力関係に編み込まれている。 ・ 信頼や情緒の両方が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自律的で自立した道徳的主体に始まり、そうした主体が、同様に自律的で自立した主体との相互行為を行う。 ・ 対等な関係性。
平等観	つながりにもとづく平等	個人にもとづく平等
「平等」が問うものの	「わたしに依存する人たちをケアし、そのニーズに応えながらも私自身もよくケアされ私のニーズが満たされるには、特定の関係にある他者に対する私の責任はどのようなものか、そして私への他者の責任はどのようなものか？」	「平等な地位にある他の個人と等しく私に与えられるべき権利は何か？」

フェミニズムとリベラリズムの平等をめぐる議論は表1のようにまとめられよう。

依存に関して、キテイは不可避の依存を起点として思考する。対してロールズの「公正としての正義の特徴のひとつは、初期状態における契約当事者たちが合理的でかつ相互に利害関心を持たない(rational and disinterested)と考えるところにある」⁴⁷。そこで合意された正義の原理が、その後の当事者たちの行為を制限し、判断をする基準となる。そのため「人々が最初に選択する『正義』の原理が、その後の社会の在り方、公共的な生活における人々の関係性を規定することになる」⁴⁸といえる。ロールズは「正義の下での平等は、社会をそもそも形成する当初の条件についての公的な理解にそって社会に参加し行動する能力がある人々を前提にしている」⁴⁹と述べる。だが、依存者は能力的にも経済的にも依存労働者と第三者に依存しており、自分のことを要求することや自律的な判断を下し社会に参加する能力がない。また依存労働者は、時には自分のニーズを先送りにして依存者の要求をするという合理的で自律的で利己的ではない判断と行動をする存在である。「もし、ロールズが意味する平等で自由な人々のみが社会的協働にふさわしいとすれば、依存労働者は、社会的協働は、社会的協働の成果に対し平等な要求をすることができる『自由な』個人から排除される」⁵⁰ことになる。

人間像に関しても両者で異なりが生じる。キテイは、人が脆弱で依存する存在でありだからこそ応答されるべき存在であると考え。そして脆弱で依存するからこそ生まれる関係性の中に人間は存在しているのだと考える。一方ロールズは、各人はそれぞれに異なる善の構想を追求していると想定する。そして善に対して優先されるものとして正義を構想し、無知のヴェールによって原初状態となった人々が合意し契約できるものを正義の原理とする。そのため原初状態の人びとは、「自分自身の利益を増進しようと努めている合理的な諸個人」⁵¹であり、「自分たちの権利を強く要求し合える資格を備えた、平等な存在者であると自分を見なす人々」⁵²である。依存労働者のように自分のみならず他人たる依存者の利害を考慮するのではなく、「自分が代表する市民の利害だけを考えさえすればよい当事者」⁵³として想定されている。「原初状態の人びとによって選ばれた公正としての正義の原理を充たす社会で、「その社会の構成員は自律的であり、彼らが承認する責務は自分たちが進んで課したものとなる」⁵⁴と解されるのである。

キテイは、人間が依存と相互依存をするため人間はつねに関係性の網の目の中にいると考える。そしてその依存関係とは依存者と依存労働者、依存労働者と稼ぎ手たる第三者に見られるように、不平等な関係である。しかしケアの倫理では、依存関係と支配関係は異なるものとして区別される。むしろ不正な支配が起こる関係とならないよう、依存者と依存労働者は相互に尊重し信頼することが重要となる。ロールズは、原初状態における関係性について、「当事者たちの間にある差異は彼らに知られておらず、すべての人は等しく合理的であり、また同様に位置づけられている」⁵⁵とし、「全当事者の相互関係が対称性を有

している」⁵⁶とする。すなわち、はじめに差異のない合理的な個人とそれによって結ばれる対等な個人同士の間で関係性があるのだと想定している。

ロールズの「善に対する正義の優先」という考えは、「いかなる状態や行為が『善』をなすかは個人によって異なる（＝善の共約不可能性）のに対して、『正義』は公共的なものであり、人びとの間で異なる“善の構想”（幸福感や人生設計）やそれにかかわる利害の対立を超えて承認（了解）される、普遍的に妥当すべき規範的価値」⁵⁷を意味している。そのため「正義の原理としていかなる『普遍的な権利』が社会のすべての個人に平等に保障されるべきかが論じられる」⁵⁸ことになる。言い換えれば、ロールズの「個人にもとづく平等」では「平等な地位にある他の個人と等しく私に与えられるべき権利は何か？」⁵⁹について問うのである。キテイは不平等な関係である依存関係から思考し、公的なドゥーリアという考えによって「依存」やケアを社会化していくことを訴える。そのため、「つながりにもとづく平等」では、以下のように問うことになる。「わたしに依存する人たちをケアし、そのニーズに応えながらも私自身もよくケアされ私のニーズが満たされるには、特定の関係にある他者に対する私の責任はどのようなものか、そして私への他者の責任はどのようなものか？」⁶⁰と。

キテイの主張する「つながりにもとづく平等」は、それまでの「個人にもとづく平等」に対して依存者と依存労働者が含まれないことを批判する。例えば、ロールズは正義の第二原理として機会均等原理を定めるが、それに対してキテイは以下のように反論する。

「機会の平等というイデオロギーが想定するのは、自律的な個人が社会的財をめぐって競う競技者であるというものだ—競技は、たとえでこぼこがあるとしても、その不利を競技者すべてが等しく被る競技場で開催される。だから、依存者に対する責任者であり続けつつ、このイデオロギーが支配的な領域に参入する人々は、片方の足に重りをつけて競技に出ることになる。しかしこのことが認識されないままであるために、依存労働者には、平等な者として競争に参加するための必要な支援は与えられない」⁶¹。つまり、ロールズは依存をはじめから例外として取り扱わないがゆえに、依存していない「自立」している（とみせかけられる）個人には権利や資本といった政治的・経済的なものを保障しうる。しかし依存労働者は依存者への責任を主に負っており、政治的・経済的に「自立」できない。また自律的でない依存労働者の依存労働は<義務以上の行い>として解釈されないままとどめ置かれてしまうのである。

このように「依存」を例外とするロールズの考え方は彼固有のものではなく、彼が『正義論』の下敷きとしたジャン＝ジャック・ルソーら社会契約論やイマヌエル・カントらにも共通して指摘できる事柄である。キテイは以下のようにリベラルな考え方における「依存」の排除とその帰結を説明する。

「啓蒙の理念は依存労働者としての女性の役割には手をつけない。リベラルな政治的・

経済的理論の下では、公的空間は依然として自由で平等な、合理的に利益を追求する者たちの領域である。その空間に入っても、依存労働者は被保護者への責任から解放されるわけではない。拘束されず、合理的に自己の利益を実現するという想定は、依存していない、自立的な（と思われている）労働者にとってのみ可能であり、被保護者への責任を主に担う依存労働者にとっては不可能である。稼ぎ手としての夫との協調的な取り決めのなかで女性が直面する不平等は、女性自らが稼ぎ手として公的領域に参入するときもつきまとう。この『依存の弁証法』とでも呼びうる状況で、女性がある程度経済的に自立する場合でさえ、この労働は政治的生活における平等な者たちの仲間から再び女性を排除する根拠となる。依存者を思いやるという仕事は、有償か無償かにかかわらず一道德的に、時には法的に、そして仕事の美德として一他者のニーズへの配慮と、しばしば自分自身の排除を要求するからだ」⁶²。

しかし、依存労働は人間が人間である限り不可避であり、必ず誰かが行わなければならないものである。そのため、キテイは以下のように主張する。「依存を含んだ平等を構想するには、自足や自立といった理念の神話が取り去られなければなりません。自立的な市民という理想に適う個人は、自分に依存している者のケアを誰かに頼ることによって、また、将来自分にケアが必要になれば誰かがケアしてくれると知っていることによって、『自立』しているのです」⁶³。

「わたしたちはみな、誰かのお母さんの子ども」であり、人は時間と空間を超える相互依存の網の目の中に存在している。依存とケアの必要性を認め、人々と社会が依存者と依存労働者に支援を与える社会、ケアが社会化されていくことこそが、ケアの倫理の要請する、そして目指すべき社会となる。「ケアの倫理」は私的なものではなく、「ケアの倫理」によって社会をつくり変えていく必要があるのである。

(5) 「依存」を前提とした人間像、社会像へ 一道德的人格、基本財、社会的協働の再考

キテイはロールズの考え方を厳しく批判したうえで、道德的人格と基本財、そして社会的協働について「ケアの倫理」に適ったものへと変更を試みる。「ロールズの理解によれば、社会的協働は、2つの道德的能力、つまり正義の感覚および自分自身の善の構想をもつと想定される人間同士の間で達成可能である」⁶⁴とされる。そして、人が2つの道德的能力をもつと想定した際に個人間の福祉を比較しえるものとして、また各々の善の構想を追求する手段として、5つの基本財を想定している。

(i) 基本的自由（思想の自由と良心の自由）

(ii) 多様な機会を背景とする移動の自由と職業選択の自由があること、同時に選択を修正し変更するための決定ができる能力があること

- (iii) 責任ある職務や地位に伴う権力や特権
- (iv) 所得と富
- (v) 自尊心の社会的基礎

キテイは依存者と依存労働者への関心を反映した倫理、すなわち「ケアの倫理」が「他者への愛着の感情」、「その人たちのニーズへの共感のこもった気遣い」、「他者のニーズに対する応答性」を要請していると説明する。これら3つの要件は、伝統的な政治哲学の領域においては義務を超えるものとされてきたが、「ケアの倫理」ではこれらの行為は義務そのものである。「弱さに応答しケアするニーズを含まない正義は不完全であり、ケアを無視する社会秩序は、そのこと自体で、公正ではあり得ない」⁶⁵ため、キテイは道徳的能力と基本財と社会的協働について「ケアの倫理」に照らし合わせて検討する。

ロールズの理解する人間の道徳的能力は「(1) (ロールズが示唆する狭義の意味での)正義感覚と、(2) 善の構想を追求する能力」⁶⁶であった。しかし、これらは2つの理由から「ケアの倫理」から見て不十分である。第1に、他者に対するケア能力を高めるよう愛情を注ぐことは私的なことにとどまるため社会全体の責任とならず、他者に対するケア能力を高める責任をもつ人々が過度に犠牲になる可能性を排除できないためだ。第2に、正義感覚は他者に向けられる道徳的能力であるが、人びとの関係は互惠性・互酬性が前提とされているため、依存労働のように他者のニーズに共感をこめて気遣いしかも見返りが求められない場合は想定されていないからだ。ロールズの道徳的能力は「依存への関心を要請しているのでもなければ、そうした関心を反映した倫理を生むわけでもない」⁶⁷ために、依存労働やケアをする際に必要な道徳的能力は導けない。そのためキテイは、「(3) 弱さに応答しケアする能力」⁶⁸を含むべきとする。

ロールズが想定する基本財については、「依存」とケアに関与することが基本的なことであり人生のいかなる時も必要であることが忘れられているといえる。そしてキテイは3つの理由から基本財を拡張することを主張する。1つ目は「どのように善の構想を形成するかにかかわらず、私たちは依存するときにはケアされることを望むであろうし、依存者へのケアに責任を持たねばならないことがわかったとしたら、しっかりと支援されることを望む」⁶⁹と想定されることである。2つ目は「依存や依存労働のために弱い立場にある人々が、対等者として社会に参加する能力が損なわれるのであれば、そうした条件はまさしく正義の問題に有意に関連している」⁷⁰といえるからである。したがって、基本善として「自身をケアすることができないとき、世話の行き届く依存関係のなかでケアされること、行き過ぎた自己犠牲を生むことなしに他者の依存のニーズを満たせることは、どちらも」⁷¹ロールズが想定する基本善に適うと考えられる。3つ目に、もし自分が比較的安全にかつ不安のない成人へと他者からのケアによって成長したとしても依存労働が搾取の上に成り

立っているならば、「秩序だった社会の構成員にとっての自尊という社会的基盤に影響を及ぼす」⁷²からである。これらの理由により、基本財は「(1) もし自分が依存しはじめたなら、ケアしてもらえらるだろうという理解、(2) もし依存者をケアする仕事をしなくてはならないのならば、必要な支援が得られること、(3) もし自分が依存しはじめたなら、自身に依存している人々をケアする仕事を誰かが引き受けてくれるという保証」⁷³を反映したものであるべきだ。

社会的協働についてロールズは、組織的な活動以上のものであり、「市民の間に『協働のための公正な条件』を要請するもの」⁷⁴としてとらえている。キティは「依存への関心は政治的正義に直接かかわっている」⁷⁵ため、この社会的協働の概念を拡張することを主張する。なぜならば第 1 に、先に見た「協働のための公正な条件」は、「市民たちが（各人の合理的な利益についての見方を互いに満足させるという点で）合理的 rational であるからだけではなく、(すべての人間が社会的相互行為に参加するときに同じ目的をもつとは限らないということ認識し受け入れるという点で) 道理に適っている reasonable がゆえに、受け入れることのできる条件」⁷⁶と説明されており、「秩序だった社会とは、依存者のニーズがなんであれ、依存者に注意をむける社会のことだと期待するのは道理に適っている」⁷⁷からだ。第 2 に、「依存者に対してケアをしないような社会や、ケアをする人々の労働を不公正に搾取することによってのみ依存者へのケアがなされるような社会は、秩序だった社会とはいえないため」⁷⁸である。また、ロールズは社会的協働に参加でき、かつ適切で公正な同意の条件を進んで尊重する人々を同等な市民とみなす。だが、「依存」が一時的であっても「依存している間、人びとは互恵的な立場にあることはめったにない」⁷⁹し、病気や障害や死によって成熟に達さないことも能力を奪われたままになることも死ぬこともあるという「互恵的な時は決してやってこないかもしれない」⁸⁰ことを想定から排除している。そのような想定のもとでは、依存者も依存労働者も市民ではない者として扱われることになる。ゆえに第 3 に「政治的な洞察の方向を変え、幸福や福祉にとって人間関係が中核にあると考えるならば、依存のニーズこそが、私たちが社会秩序を創出する基本的な動機」⁸¹とすべきであるし、「社会的協働についての理解を、自立して心と身体がしっかりと動く人間同士の相互作用に限定」⁸²していたことから「依存者は、生きるのに窮し頼っているからこそ、人間関係を継続させていくことに貢献している」⁸³と理解を変更することが求められるのである。

(6) 依存関係をもとにしたジェンダー平等な社会へ

キティは「わたしたちはみな、誰かのお母さんの子ども」という言葉に込めたように、誰もが経験する不可避の「依存」から社会を構想することを主張した。つまり、人はみな相互依存の網の目の中にある関係的な自己であるといえる。「依存」はなんらスティグマが

貼られるべきものではなく人間の条件の1つとして存在しており、依存者は人間の関係性の網の目を紡ぐという社会的協働を果たしているとする。そして、依存労働における他者への応答とは、盲目的愛情による自他の一体を意味するのではなく、支配関係にならないよう依存者も依存労働者も配慮をしながら社会的文脈を含め具体的他者たる相手に敬意をもって応答することであり、そこにおいて信頼や情緒の絆が生まれるとする。依存労働では依存労働者が道徳的義務を求められ応答することになるという特性ゆえに、ヴァルネラブルな状況が不平等に発生する。市民はみなかつて依存者であり社会は世代を超え存続していく協団体であるからこそ、社会的責任としてその不平等を是正し依存者も依存労働者も平等な市民たり得るように基本的財を配分することが求められる。依存労働者のニーズを適切に満たす関係を保障するという考えは、公的なドゥーリアと表現できる。人はみな依存者になることも依存労働者になることもあるため、正義感覚や自分の善き生のために追求するという道徳的人格だけでなく、依存労働やケアを行うことができるような道徳的人格も求められる。

このような考え方は、「ケアの倫理」を提唱するフェミニストたちの主張と重なっている。例えば、キャロル・ギリガンは「他者を傷つけないこと」「危害を避けること」が「ケアの倫理」では求められており、ゆえにだれもが応答され包摂されるという考えを主張する。また人間の心理的成熟として「ケアの倫理」と「正義の倫理」を涵養していくことが目指されるべきだと主張している。「ケアの倫理が提唱していることは、人間の条件の1つである依存によりよく応え、傷つきやすい存在が実際の危害を被らないためには、どのような責任分担の在り方が可能なのかという問いを、政治の端緒に置いてみること」⁸⁴といえる。キテイはこれらの議論を、政治哲学領域において「依存」を起点とすることで体系的に説明している。

キテイの議論は、母子関係を「アナロジー」として使い公的なドゥーリアという考え方を導き出す。キテイは非常に慎重にそして繰り返し「アナロジー」であることを強調している。それでもなおその母子関係が前提とされていること自体をより明確に批判する余地があると思われる。なぜならば、「子育てや老親介護、あるいは障害をもつ者の介助をおこなっている家族の『支援』を強調することは、結果的に、これらのケア機能が本来的には<家族>の役割であることを再認識させるという（意図せざる）効果をも有している」⁸⁵からである。母子関係という政治的関係を批判することで、公的なドゥーリアという考えの足場はより強固になるだろう。そこで、「ケアの倫理」をめぐる他のフェミニストたちの議論からこの足場を固めたい。

キテイが母子関係を「アナロジー」として採用することになったのは、現在の、そして現在までの、現実社会での編成および経験を反映したからであった。つまり、「依存」とケアとは私事化されていたのであり、同時にそれは女性化されていたからであった。なぜな

らば「ジェンダー秩序のみならず、セクシュアリティを家族の中心に位置づける見方、さらには、生命／身体の必要とそれへの応答を家族という境界のなかに封じ込める考え方など、近代の社会秩序を成り立たせてきた基本的な枠組み」⁸⁶が存在していたからである。

現在の「依存」をめぐる編成がジェンダー化されていることを考えれば、依存者と依存労働者を含むすべての人にとって公正な社会にするには、ジェンダー平等であることが望ましい方向性となろう。ナンシー・フレイザーは、福祉国家の社会政策がどの程度ジェンダー平等に資しているかを明らかにした。フレイザーによれば、男女平等を達成しようとする政策は大きく2つある。1つは、ケアを家族から国家や市場へと移しそこで依存労働を行う者へ報酬を渡すという、普遍的稼得者モデルである。もう1つは、依存労働者へ公的基金を支援することでケアを家族内で行ない続けるという、ケア提供者等価モデル⁸⁷である。フレイザーはジェンダー平等を測る指標として、①反貧困、②反搾取、③平等な収入、④自由時間の平等、⑤平等な尊重、⑥反周辺化、⑦反男性中心主義、の7つを挙げ分析する。ケア提供者等価モデルは「女性を男性の今の在り方により近づけることを目指すもの」⁸⁸であるため、①②は改善されるが、④と⑦は達成されない。またケア提供者等価モデルは「男性と女性をほとんど変化させないでおく一方、女性の差異を犠牲を払わずにすむようにすることを目指すものである」⁸⁹ため、①と②は改善されるが、③と⑥は達成されないことが、それぞれ明らかになる。フレイザーは「男性に対して多くの女性の今の在り方により近づくよう」⁹⁰なモデル、総ケア提供者モデルこそが、ジェンダー平等な社会に資すると結論付ける。なぜならば、総ケア提供者モデルは「ケア不在の稼ぎ手男性」と「ケアをする女性」という社会構造自体を変化させるからである。そしてそうケア提供者モデルが成立する社会とは「市民生活が、給料を得ること、ケアの提供、共同体的活動、政治参加、市民社会的なアソシエーションへの関与などを一いらかの楽しみのための時間も残しつつ一統合しているような社会世界」⁹¹である。つまり、フレイザーの議論によってジェンダー平等な社会を実現する道筋として、性別にかかわらずすべての人が稼ぎそしてケア活動を行えるようにするという方向が示される。

斎藤純一は「男性自身に変化を求めるフレイザーの議論は社会の全域に浸透している家父長制を批判する力をそなえている」⁹²と評価しつつも、2つの難点があることを指摘する。1つは家族がケアを行うユニットであるという認識に立っており、ケアの平等化もこのユニット内で行うべきだとしている点、もう1つは異性愛の両親がケアの担い手としてふさわしいと想定されている点である。近代家族は、性と愛と結婚をロマンティック・ラブ・イデオロギーとして結合させ、国家が管理する単位としてつくられたものである。そして、公的領域がありかたを規定し、私的領域は従属するという「依存」関係が社会構造として成立している。そのような近代家族の中核はモノガミーで異性愛のセクシュアリティによって結びついた「夫・妻」である。それゆえ、「結婚という制度は国家に何が正しい

セクシュアリティであり、何がそうでないかを判断する権限を与えるとともに、そもそもセクシュアリティによって親密な関係を結ばない人びとを差別的に処遇する仕組みである」⁹³と言える。ゆえに斎藤は、フレイザーの議論は「近代家族を自己完結的なユニットとして位置づけながら、そこでのケアの平等な負担を主張する議論は、異性愛の両親がそろっていない家族—単身の家族や非異性愛の家族などを子供の養育にはふさわしくない『欠損家族』(risk family)として描くイデオロギーの再生産に手を貸すことになる」⁹⁴ため、近代家族という枠組みから距離をとることを主張する。

マーサ・A・ファインマンは、ケアが家族のなかに閉じ込められていることを批判し、性愛に基づいた「夫・妻」の関係に代わり、依存に基づいた「母・子」を提案する。ここにおいて、キテイの主張する母子関係というアナロジーが意味するところも一層明らかになろう。性別にかかわらず「母」には誰にでもなれるのであり、また「夫・妻」というつながりは特別なつながりとして処遇されない。公的なドゥーリアは具体的な他者へのケアをする、「依存」によってつながった関係である。人称的なそして入れ子状になった関係性のなかで人びとは生きており、その関係性は完全に開いてもいないが閉じてもないものである。そして、社会はその「依存」をめぐる不平等な関係をこそ保護の対象とし支援していくのである。

政治哲学において、また近代社会において、「自立」した「個人」は存在していなかった。なぜならば、ケアワーク、アンペイドワーク、ペイドワークは性別によって役割が分担されており、かつ家族が1つの単位と見なされることで正当化されていたからだ。そのため、男性はケアワークとアンペイド・ワークから排除され、女性はペイドワークから排除される構造ができていた。「自立」した「個人」とは公的領域において合理的に活動する人間を指していたが、それはケア・レス稼ぎ手の男性がケアをする女性に「依存」することで成立しており、また女性は男性に経済的に「依存」するために二次的依存の状態に陥ることになった。そして、家族が単位とされ公的社会と区別されかつ家族が単位と見なされることで、「依存」は公的社会から排除され家族内の自助努力によって解決することが求められてきた。「『自立したシティズン』という価値と『依存する他者に細やかな心配りをはらう者』の必要性とが一對となって構造化され、〈政治〉と〈家族〉とが序列的に囲い込みつづけられ」⁹⁵てきたのである。

「みな誰かのお母さんの子ども」でありすべての人が不可避の依存を経験することを考えれば、依存者と依存労働者を排除し依存労働を搾取することで成立する社会は不正義である。性別に基づいた公私二元論社会を批判し、性愛にもとづいた家族単位ではなく「依存」にもとづいた個人単位で、「ケアの倫理」によって現在まで想定されてきた人間像や社会の在り方を再構築していくことが必要である。

第3節 「依存」への責任を果たす社会における人間像

(1) 誰もが「依存」に関われる権利の保障

愛情に満ちた葛藤のない幸せな労働という神話に彩られた依存労働は、実際には「間身体性、非限定性、他者志向性、感情労働といった特性があり、他ならぬそうした特性がケアを担う者に他の活動様式にはない困難や負荷を課すことになる」⁹⁶ハードワークである。

依存関係は道徳的にもまた能力的にも不平等な関係であり、間身体性、非限定性、他者志向性、感情労働といった特性をもつ依存関係が支配関係にならないようにするためには、依存者と依存労働者をめぐる環境を整備することが重要である。有賀美和子は、依存関係が支配のない関係とするには“相互性”や“双方向性”を維持することと、依存者が「退出」できるような条件を整える必要があると説明する。「ケアを脱一私事化し、それを特定の固定した関係性に封じ込めないことは、ケアする者／ケアされる者の関係性が支配のないもの（非一支配:non-domination）に保たれるための不可欠な条件」⁹⁷であり、社会はその条件をと整える義務がある。さらに「ケアに関わるすべての人びと一すべての当事者一の『心地よい生／良好な状態』（原義における well-being）や生活の質（QOL）に照準するならば、自宅か施設か病院かを問わず、その空間がさまざまな活動や交流に開かれ、いかなる状態で何処にいても、人びとがある閉域に囲い込まれないことが、一方向的ではないケア（＝心身両面への配慮）を生み出し、持続的共生を可能にするための基本的な要件であると思われる」⁹⁸。つまり、私的領域や公的領域という区分に関わらずもしくはそれらを超える形で、依存関係は結ぶことが可能であり、かつその関係や領域が開かれていることが依存関係の望ましい姿として条件を整えていく必要がある。

また依存労働者は先に見たように依存労働をすることで二次的依存に陥るため、精神的・経済的・政治的に不利な立場に置かれてしまう。そのため、依存労働者が支援を受けられる権利を社会的に確立していくことが求められる。

人は無力な存在として生まれてくるのであり、だからこそ誰もが具体的な他者のケアに「依存」することになり、関係性を取り結ぶ。つまり、自立するときは自立し依存するときは依存できる権利として、また誰もが応答されるべき存在であるがゆえに親密な関係性をもつ権利として、ケアの権利を確立すべきである。その際、差異ある他者のニーズを注視し応答される依存関係は、具体的他者との間で相互に関係性があり、またその関係性自体も親密ではあるが外に開かれているよう条件を整備することが必須である。またその関係から「退出」することも条件として認めていく必要がある。そして、社会は依存関係を中心とした人々のつながりから生まれる要求を実現する責任がある。実現の方向として、すべての人が享受できる社会権としてケアの権利を確立させるべきであろう。

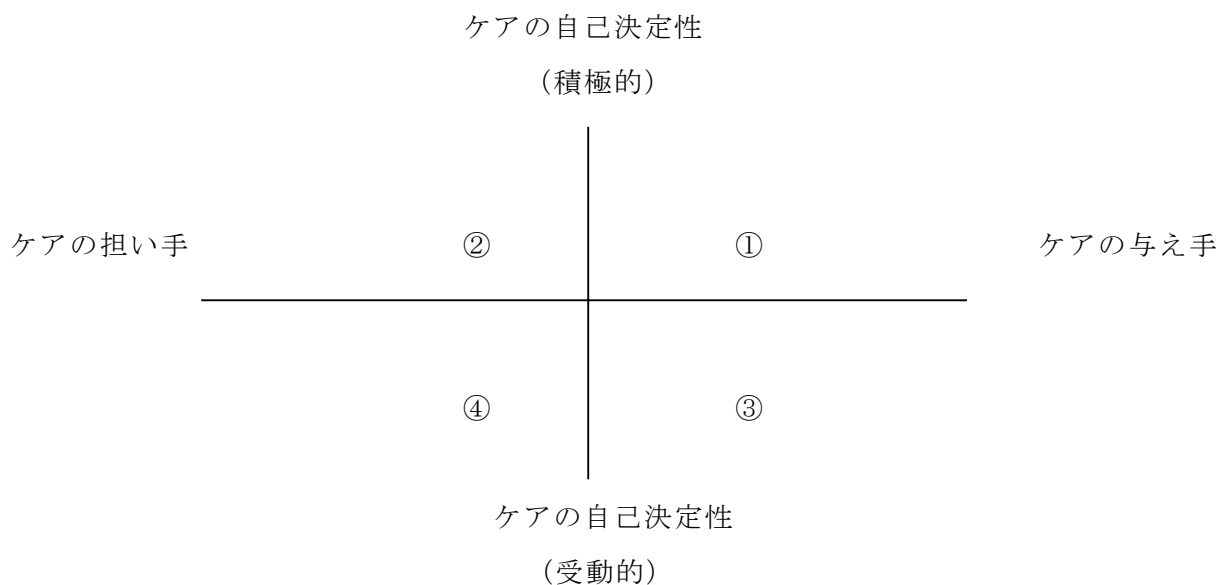
近代市民法は財産権の自由、精神的自由、人心の自由という3つの自由を根幹とし、近代社会において権利はおもに国家権力を排する消極的権利として位置づいてきた。なぜな

らば、リベラリズムにおいて人間は他者から影響を受けない自立した合理的な個人としてとらえられてきたからである。そのため、「国家による何らかのサービスや援助（ケア提供者へのそれを含む）を受ける『積極的権利(positive right)』」⁹⁹や「ケアワークによって公的生活から締め出されない（非差別の）権利や、ケア提供者になることを選択しない（あるいは強制されない）といったネガティブな諸権利は、これまでケア提供者に対する公的援助等を含むポジティブな権利にまで拡張されることはなかった」¹⁰⁰。しかし依存が人間条件の1つであることから考えれば、「依存」を保障する権利、すなわちケア権をステイグマが付されることのない社会的権利として構築していくことが社会的正義に適うと考えられる。

上野千鶴子は、「ケアの人権」を、積極性と消極性、ケアの担い手（依存者）とケアの与え手（依存労働者）という2つの軸から成る4つの集合体だと説明する。

図3 ケアの人権アプローチの四元モデル

（上野千鶴子『ケアの社会学 — 当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011、61頁「図1 ケアの人権アプローチ」より引用）



①は「ケアする権利」、②は「ケアされる権利」、③は「ケアすることを強制されない権利」、④は「ケアされることを強制されない権利」である。

特に、「ケアすることを強制されない権利」と「ケアされることを強制されない権利」

は、先に述べたようにケア関係が支配関係という不適切なケア関係にならないために必要な権利である。これらの権利がなければ仮に不適切なケアが行われていたとしてもそのケアから退出できないからだ。

これら 4 つのケアに関する権利は、「ケアする権利がケアすることを強制されない権利と表裏で結びついているように、ケアされる権利はケアされることを強制されない権利と表裏で結びつくことで、ケアの受け手と自己決定権を保障する」¹⁰¹ものとして位置づけられる。

そして、「ケアの権利」が保障されるための社会的条件は上野によると以下のようなになる。まずケアする権利は、ケアをすることによって社会的損失を被らないことが求められる。例えば所得保障や就業保障をすることが挙げられる。次に、ケアすることを強制されない権利は、ケアを選択しない場合の有効な代替性を保障することが必要である。具体的には、第三者によるケアの提供や介護保険などが挙げられる。

一方ケアの受け手に関わる権利、すなわちケアされる権利とケアされることを強制されない権利は、「ケアされるニーズを持っているケアの受け手は、この関係から退出することができない（退出することは生命の危険を意味する）からである」¹⁰²。ケアされる権利の保障のためには、「第三者による権利擁護 *advocacy* が必要だが、代理・代行による当事者の意思決定の侵害の可能性は残る」¹⁰³。そのため「対等性を担保するのが契約関係であり、金銭的な報酬である」¹⁰⁴とし、ケアの有償性をケアの担い手とケアの与え手の間の不平等を緩和するために必要だとする。

自律性はその人固有のものであり、その事実は依存関係であるケアという営みにおいても、また一見すると無力とも思える依存者に見落とされがちであるからこそ必要な視点である。その自律性を前提とする契約関係によってケアの担い手たる依存者をとらえている点は、依存者の自律性に価値を置いている点で有効であると考えられる。しかし、すべての依存者が十全な自律性を持っていない場合もあること、また依存関係が信頼や愛情の絆によって結ばれ人間の成長と安心にとって必要だということを鑑みれば、ケアされる権利が保障される道としてケアの有償化を挙げることは不十分のように思われる。

ここで、ケアの受け手たる依存者が「依存」しているがゆえに自身のニーズに応答してもらおうことが求められている、という依存関係の前提をこの軸に反映させてみたい。

まず、ケアの担い手は自己決定する能力がケアの与え手に比べ不利であると想定する。そのため横軸は下方へと移動することになる。次に、ケアの担い手はニーズを持っており与え手に応答されなければ生存に関わる場合もあるため発言することを控えることを想定すれば、縦軸は左へと移動する。すると、「ケアの権利」内部における葛藤が明らかになる。すなわち、この場合ではケアする権利は十分確保されていると推測される一方で、ケアされることを強制されない権利の幅はそもそも狭く成立させることが困難であることが推測

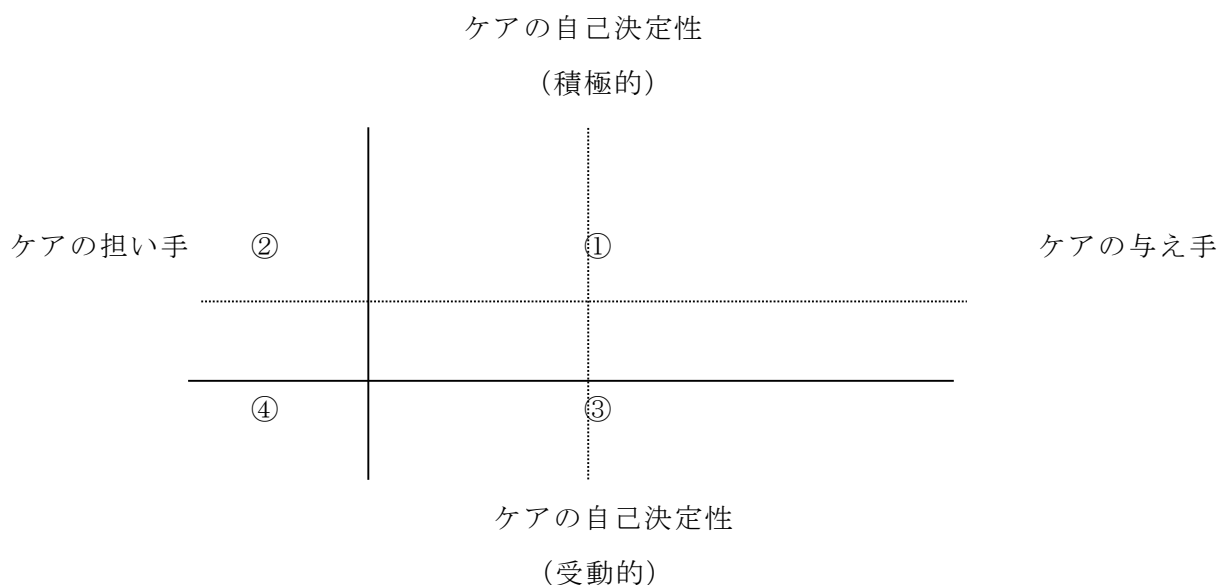
される。そうであれば、ケアの与え手や社会はこの不平等な力関係を認識し、例えば依存者の自己決定性を高める努力やケアの担い手が発言しやすい環境づくりを行い、平等な力関係へと近づけるよう努力しつつケアの担い手の権利を保障する方策をとるべきである。また、ケアの担い手に関係するもの、例えば好きなものや関わってきた人へケアの与え手や社会がアプローチし、そこからケアの担い手が何を欲しているかなどを知ることも不平等な関係においては求められることだろう。

関係性とは普遍的なものでは決してなく、ある社会的文脈において具体的な他者との間で成立するものであり、流動的なものである。そして依存関係が不平等を伴うものであるからこそ、関係性に着目しアプローチしていく方策をとることが、相互行為である依存労働やケアを考える際に重要である。

図4 ケアの担い手と与え手における関係性の不平等

(破線：両者が同じ能力をもちかつ関係性が対等な場合

直線：ケアの担い手が自己決定性と発言において不利な立場)



(2) 「依存」に応答できる人間像と社会像

公的なドゥーリアが実現される人間像と社会像についてまとめよう。

まず思考の起点になるのは、すべての人が少なくとも一時的に「依存」するという事実である。不可避の依存によってすべての人が依存者としてケアを受ける必要がある。そし

て成長に従い、「依存」が減少し「自立」していく。とはいえ、怪我や病気や障碍によって「依存」しケアを受けることはすべての人にあり得る。「自立」することで他者の「依存」にケアを与える側になることもあり得る。その後徐々に老化し、「自立」が減少し「依存」へと向かい、ケアを受けることが求められる。このように、人生のいかなる段階においても人間は「依存」とそれをめぐるケアと無縁ではいられない。

そのため「依存」する時期には、親密な具体的な他者との関係性のなかでケアされる権利がある。このケアされる権利とは、スティグマを付されることなく「依存」することができる権利と、親密な他者と関係性をもつ権利を保障しているものである。親密な具体的な他者とは性愛や血縁などで結びついている必要性はなく、「依存」しているがゆえに応答する必要があるという依存関係によって結ばれている。そのため、必ずしも近代家族の内部で行う必要はないし、近代家族で行うことが理想でもない。依存関係は、各人の自己尊重を基盤とし、3つの道徳的自己—すなわち社会的正義の感覚、自分の幸福追求、差異に敏感で社会的文脈を注視しながら弱さに応答するようなケアの感覚—を育む起点となる。そして個人が、ペイドワーク、アンペイドワーク、ケアワーカーケアの与え手たる依存労働者になることだけでなくケアの担い手たる依存者としても一を担えるような「自立」した個人になることがもとめられる。

そして社会は、依存労働がディーセント・ワークであることを認識し、不平等な関係性におかれる依存者と依存労働者に対して、支援する体制をつくることが求められる。つまり、「依存」は社会全体で支えていくという方向性がとられることになる。

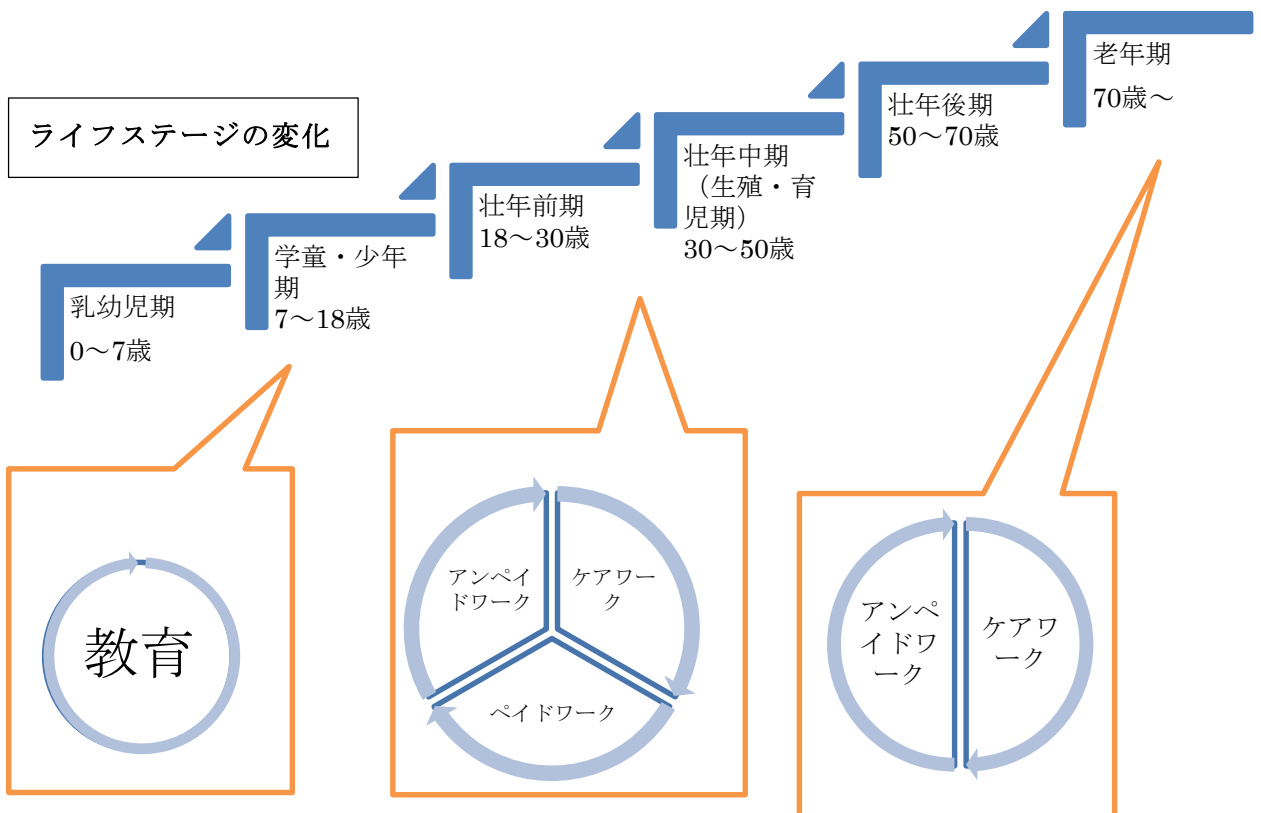
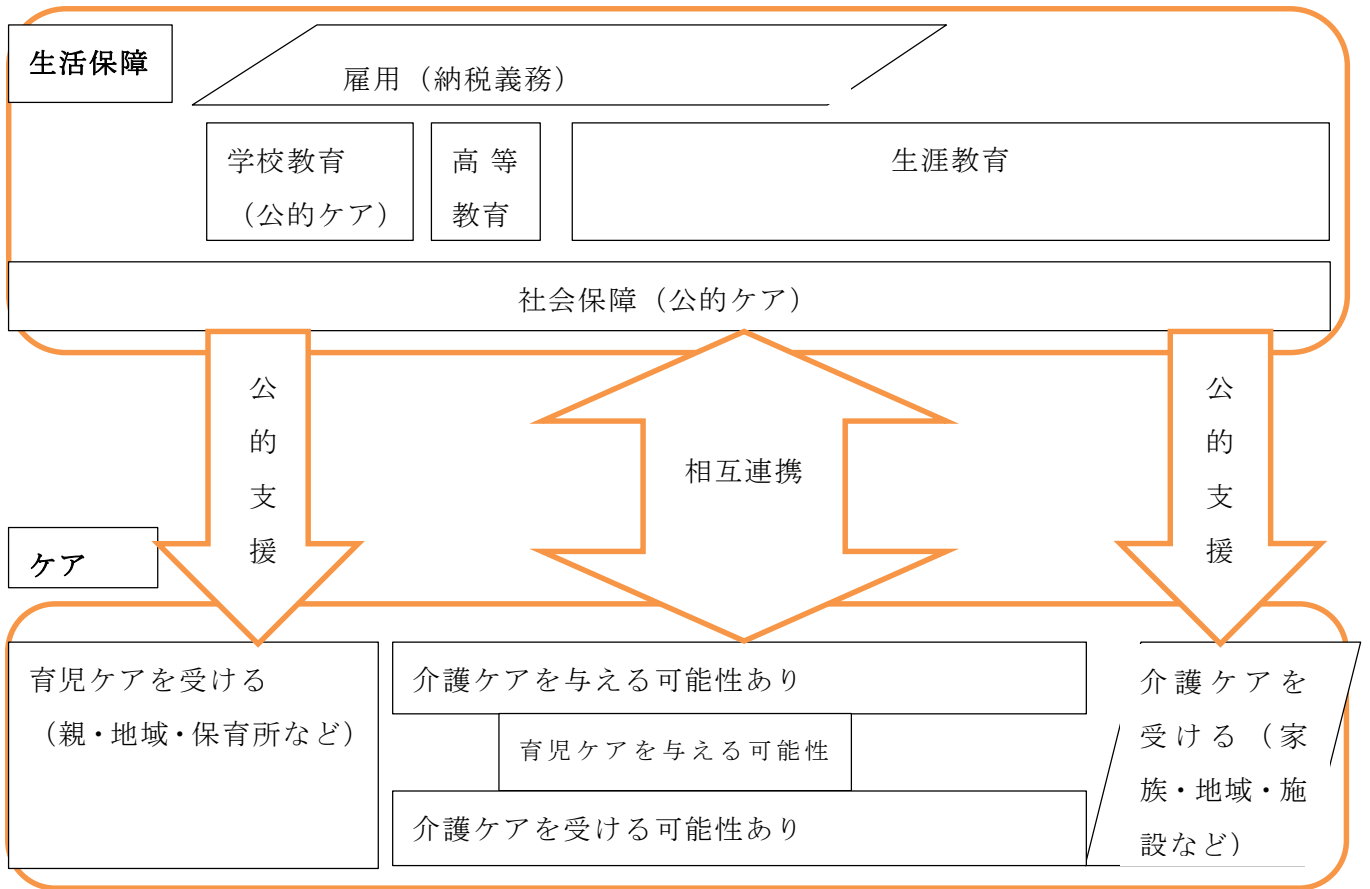
一時的に「自立」する際に行う労働は、経済的収入を得る生計労働ことのみではなく、衣食住など自分の生活を整えるための家事労働や、親密な具体的な他者のために行われる介護労働や育児労働、などを中心とした労働が性別にかかわらず想定される。

介護労働や育児労働といったケアの与え手もしくは担い手として、すべての人はケアに関わることになる。そのため道徳的人格として、正義の感覚をもつこと、自分の幸福を追求すること、の2つに加え、ケアすることができることが要請される。依存関係でのケアという営みにおいて必要なことは、①差異に敏感であること、②社会的文脈を注視すること、③関係性が開かれていること、である。そのためこれらの能力を形成できるよう社会が支援していく必要がある。

このように「人間像の転換は、生命や生活のニーズを周縁的地位から社会全体の本質的課題へと組み替える。主流と対抗という対立軸でとらえられる公共的空間は止揚され、多様な人々がそれぞれの論理や言語で担う複数の公共圏が対等に併存する公共的空間が生まれる」¹⁰⁵ことになる。そしてそのような空間で社会的労働などを行い参加することも、自分と他者が共存していける社会的協働の性格を持った労働としてとらえ直されることになるだろう。

図5 人間像の転換

(三成美保「ケアとジェンダー趣旨説明」「人間像の転換」より一部改編、第12回ジェンダー法学会学術総会シンポジウム当日資料)



第4節 依存者の「自立」を描く

(1) 依存者の成長と安寧の保障

依存労働の目的は、依存者の「成長」と「安寧」であるとキテイは言った。この「成長」と「安寧」を社会的に保障していく道筋とはどのようなものか。ここでは不可避の依存を経験している依存者であり、若者・成人・老人と成長していく存在である子どもに着目する。また、社会でどのように実現するかを考えていく道筋として、現代的権利が「自由を基礎としながらも、基本的に”人間らしく生きる権利を保障するところにその特徴がある」¹⁰⁶と解されることから既存の社会を変革することを求められる点に着目し、主に権利を中心に考えていく。

「すべての人間が基本的権利を有する」と近代社会で人権概念が成立したものの、子どもは権利主体としてみなされてこなかった。第二次世界大戦での反省から1948年に世界人権宣言が出され、それから10年ほど経った1959年に子どもの権利宣言が出された。そして1989年に児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約が国連で採択され、日本は1994年に批准した。子どもの権利条約の基本原則は「子どもの最善の利益」であり、この言葉は現在では子どもの福祉にかかわる広い範囲で原則として用いられている。堀尾輝久によれば、子どもの特徴は、子どもが人間であること、子どもという固有の存在であること、成長・発達し大人になる存在であること、の3つがあるという。そのため「子どもの権利は、人権を前提にしながら、その人権をたんに子どもに応用するものではないのであり、子どもという存在に即してとらえられた固有の権利」¹⁰⁷であると同時に「『人間の権利』というものを『人間とはなにか』の問いのなかでとらえ直すこと」¹⁰⁸にもなる。そして「子どもの権利をいうことは、子どもにかかわる人たちの権利の状態をつねに問い直す、いわば権利の視点を横に広げてつなげる視点」¹⁰⁹を有するのである。

依存者は、「依存」という特徴をもつがゆえに自己決定性が依存労働者より低く、ニーズを持っているがゆえに発言をすることが困難であると推測される。依存労働者や社会がそのことを認識したうえでケアや支援を提供することは前提でありまた依存関係を支配関係にしないために重要だが、最終的に何が良いケアなのかを決めるのは依存者である。そのため依存者自身が、何が自分の望むニーズなのかそしてそのためにどのようなケアが必要なのかを知り、決め、伝えていくことは良いケアを保証するうえで必要である。依存者である「子どもの最善の利益」を確保することが原則であることをまず確認したい。

成長とは、人間が発達可能態であることに根拠づけられる考え方である。発達可能態である人間を形成する営みは教育である。教育をうける権利、すなわち学習権は、“人間らしく生きる“現代的人権の文化的側面として存在している。中でも「子どもは、精神的・肉体的発達によって『社会化』するという”将来における発達可能態”としての特質をもって」¹¹⁰おり、「子どもにとって学習の権利は、その人間的な成長と発達の権利と不可分の

ものである」¹¹¹と考えられる。仮に、経済的な理由によって子どもが十分な教育を受けられなければ、将来就く職業が制限され、また自分の幸福を追求することが困難になるだろう。ゆえに「子どもの学習権は、発達それ自体の人権性を前提に、国家・公的機関との関係において、学習内容の自由権性と学習条件整備の社会権性を内包している」¹¹²と解される。「『発達の可能態』あるいは『育つ主体』としての子どもが、将来においてその人間性を十分に開花させるように自ら学習し、真理・真実を知り、自らを成長させることは、子どもの生来的な権利であり、その生来的権利としての学習権を保障するために適切な教育を用意することが親を中心とする社会全体の課題である」¹¹³のだ。ここでいう適切な教育とは、「子どもの最善の利益」に適うものであることが、前提となる。つまり、親や国家の恣意的な教育であってはならない。

安寧とは、人間が独立した人格として尊重されかつ不当な処置を受けないことである。これは先に確認した、支配関係を退けるという考え方や不適切なケアをされることを強制されない権利と重なる。このように考えると、子どもの権利条約 12 条にある意見表明権を保障することが必要である。国連子どもの権利条約第 12 条は、以下のように定められている。

第 12 条 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢および成熟度にしたがって相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上および行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

『子どもの権利条約』は、意見表明権という権利行使の主体性を子どもに保障することを通して、成長発達に不可欠な人間関係を形成しつつ、子どもが自ら成長発達の主体になること（人格形成主体性）を承認している」¹¹⁴といわれ、子どもを保護対象としてだけでなく権利主体として位置づけるものである。またその権利の特徴として、世取山洋介は①国家と子どもの間を流れるものとしてではなく、子どもと直接関係する大人との間に流れるものとして想定されていること、②大人が決定責任を有しながらもその決定において子どもの希望を尊重すべきと求める、ことの 2 点を挙げる。そのため、例えば対話や意見交換のプロセスが助長されることで、子どもが決定に影響を与える能力を高めることが必要だと説明される。

世取山洋介によれば、「相互的な人間関係」を権利「論」とすべきか否かについての代表的な議論は 3 つある。「子どもの権利の本質を子どもの『意思』に求める権利意思本質に

基づく議論、子どもの権利の本質を子どもの意志と無関係に同地される利益に求める権利利益説に基づく議論、そして、当事者が主体的に意味を付与する関係を『権利』として構成すべきと主張する関係論的権利説に基づく立論」¹¹⁵である。そして、相互的な人間関係を権利論として承認することに可能性を有するのは、マーサ・ミノウらが主張する関係論的権利説のみであるという。なぜならば、「相互的な人間関係を権利論として承認することに肯定的な議論を条約 12 条の要請する「相互的で主体的な人間関係を『権利』として承認できるか否かは、子どもの『発達』を存在論的にどのように構成するのにかかっている」¹¹⁶。そのため、「Kant の『自律としての自由』という考え方に基づいて発展してきた Freud および Piaget の子どもの発達をめぐる心理学的議論に依拠する」¹¹⁷権利権益説的子どもの権利論も権利意志説は正当化できないからである。

「Kant-Freud-Piaget ラインのなかに深く刻み込まれ、『自然一人為』二分論のもとに法律学説によって『自然』なものとして導入されて来た子どもの発達をめぐる 3 つのイデオロギー」¹¹⁸が存在してきたと世取山は言う。1 つ目は、「子どもを現実とは切り離された存在として見なし、子どもの発達の中核を現実からの影響を受けない『理性』の発達であると観念すること」¹¹⁹である。2 つ目は「子どもの発達を快楽原理から現実原理への『入れ替わり』と観念すること」¹²⁰である。3 つ目は、「子どもが有する親密な他者との関係を不可変的なものであると観念すること」¹²¹である。そしてそれら 3 つによって、「子どもを社会的共生の受け皿として観念すること」¹²²が存在していた。つまり、個人の自律性が基礎とされることで、人間は差異のない抽象的な自律的人間として想定される。自律性を有していない子どもは、大人がイデオロギーを注入し子どもは差異をなくして環境に適応すべき存在であり、その過程が発達であると解されている。そしてひとたび自律性を有すれば大人との関係性は失って構わないとされるのである。

そのため、関係論的権利説に基づいて意見表明権を解すことは、従来の依存者たる子どもの発達観を変えることを伴う。関係論的権利説は、「固定化した諸個人間の境界線を関係性という発想からとらえ直し、同時に、既存の共同体に没入することなく共同性を追求する」¹²³。関係性をつくることそのこと自体が権利であり、「継続していく対話過程の中に権利を位置づける」¹²⁴ことになる。そしてそこにおいて、権利の意味合いは変わる。「権利はある『声(voice)』を持たせてくれる。権利の存在によって、沈黙させる側も、単純に相手を見無視するわけにはいかななくなる。『注意(attention)』を喚起する者としての権利の力」¹²⁵となるのである。

関係論的権利説に基づき子どもの意見表明権を位置づけることは「子どもを現実のなかに埋め込まれ、かつ、現実なものと交通しながらそれを変化させていく主体として見る発達に関する議論」¹²⁶に存在論的基礎を置くことになる。その上で「子どもの発達に日常的に直接対応している者との間における関係を、政府の行なう統治作用の領域から、両者の

相互的で主体的な関係の働く領域へと移し変えること」¹²⁷が基本的意味になる。つまり、子どもの発達を従来の個人の自律のみに基礎を置くのではなく、関係性のなかで発達する存在と捉え、関係性のなかで生起する差異を見ることが求められる。

実際に国連・子どもの権利委員会は2005年9月に「乳幼児期における子どもの権利の実施」に関する一般的注釈第7号を採択した。そこでは「乳幼児が『権利の保有者』であり、家族・コミュニティ・社会の『積極的構成員』『行為主体』であることが、冒頭から全編を通じて強調」¹²⁸された。「例え生まれたばかりの子どもであっても、自己の見解を表明する資格を与えられ」た権利の保持者であり、「子どもは自己に影響を与えるあらゆる事柄について自己の見解を自由に表明し、かつ、意見を考慮される権利を持つと規定」している。意見表明権は自律性の高低に関係なく保障されるべきであり、乳幼児と向かい合う大人はその子どもの意見や感情の表明を、相手を保護すべき対象としてだけでなく権利主体としたうえでくみ取る必要があるのだ。

依存者の成長と安寧という目的を達成するためには、持続的に維持される支配的でない関係性を持ち、その中で学び、自己の尊厳を持ち、意見を表明していくことが必要である。そのために、依存労働者だけでなく社会全体が、その関係性が持続的に維持されるように、関係性をすべての人が持てるように、その関係性が持続的で非支配的な関係性となるように、学習を軸とし意見表明していけるようにすることが求められるだろう。

(2) 依存者の「自立」の道筋 — 「正義の倫理」と「ケアの倫理」を兼ね備えた関係性

依存者の「自立」の道筋がどのようなものか見てきたここまでの議論を整理しよう。

まず、「依存」した・している・するだろう存在として自分がある(①)。そして、他者と出会う(②)。その具体的な他者とかかわる中で自分のニーズや、違和感、痛みといった差異を知覚する(③)。その差異を、言葉や感情や身振りなども含めた形で表明する(④)。この表明する方法には感情や身振りなども含まれるが、他者に差異を伝え他者を傷つけることなくよりよく理解し応答できる方法を選ぶことが、双方にとって望ましい。そのため、双方が意思疎通が可能な方法—言葉、アイコンタクト、手話など—を用いていけるようその方法を伸ばしていくことが求められよう。他者もまた「依存」した・している・するだろう人間であり、だからこそケアされる尊厳ある人間であることを踏まえ、相手の差異やその表明がなされている可能性に思いをめぐらし、自分も敏感に察知できるように努める(⑤)。それぞれの持つ差異を双方向的に交換し合い、お互いの差異に気づき応答し合う(⑥)。なぜその差異が生まれたのか、持つ意味は何かを考える(⑦)。そして今まで自分が気づかなかった差異やその意味に気が付き、自己変容がもたらされる(⑧)。

このとき、その関係が不適切な場合に退出できること、そして双方が発言できそれが聴かれることが、支配関係にならないために必要である(*①)。さらに、特に⑥と関わって、

社会的不正義ではないかと問う社会的文脈を注視することが必要である（*②）。なぜならば、例えば大学の学費を稼ぐために引越し屋のアルバイトを多くしなければならず肉体的な疲労と時間のなさゆえに学業に取り組みず、学業をやめるべきか葛藤している大学生が居るとしよう。この問題はしかし、高等教育費が無料である社会、無利子奨学金や給付金制度が整っている社会であれば起こらない。岡野八代が言うように、「関係性のなかで葛藤、つながりの複雑さに混乱し心悩する具体的な個人こそが、社会的不正義を体現している」¹²⁹からこそ、「ケアの倫理が要請する責任は、そうした状況に巻き込まれ、トラブルに陥っている人を『見分け』—だからこそ、具体的文脈を注視する必要が生じる—、そのトラブルを生じさせている社会の不正義を『緩和する』こと」¹³⁰が求められる。

そして、「依存」によって人々がつながり合っていくため、このような関係性が増えていくことそのことが、社会をつくることになっている。だからこそ、関係性の網の目の中に人間がいるのである。公私二元論で社会の区分をするのではなく、このような関係性こそが社会なのであり、自分の悩みや苦しさといった「個人的なことは政治的なこと」として社会との関連のなかで考えていくことが求められよう。そして社会は、誰もが「依存」を無関係ではなく、誰もが「依存」を経験するからこそ、社会的に脆弱な立場に置かれやすい関係性に対して支援をし、応答していくことが必要なのだ。

これらは、以下のようにまとめることができるだろう。

- ①自分が存在する。
- ②他者と出会う。
- ③他者と関わる中で自分の中にある差異に気づく。
- ④自分の差異を表明する（意見表明）。
- ⑤他者の差異も同様にありたいと想像し敏感に察知できるように努める。
- ⑥その差異を交換し合い応答し合う。
- ⑥その差異の意味を考える（学習）。
- ⑧自己の変容がもたらされる。

*①退出でき発言できる関係性であることが必要。

*②社会の文脈を注視し、社会的不正義ではないかを問う視点のなかで考える（学習）。

「みな誰かのお母さんの子ども」という言葉が表すように、「依存」はすべての人が経験するものである。今の社会のあり様は岡野八代が呼ぶように、「依存」の事実とその経験

を忘れた「忘却の政治」に基づいている。「依存」は克服すべき壁でも忘れるべき記憶でもなく、ただ人間が人間である特徴の 1 つなのだ。「依存」と「自立」とは対立するものではなく、「依存」を前提として両立できるものである。「依存」を人間と社会の中心に据えることは、男女それぞれが「自立」と「依存」を担ってきた家族を単位とし前提としてきた社会から、「依存」するからこそ関係性の網の目の中にいる個人が、ペイドワーク、アンペイドワーク、ケアワークのどれをも担う存在となり単位となる社会へと転換することを求める。関係性のなかで「依存」するすべての人は、差異に敏感で、社会的文脈や正義を注視し、関係性に関かれ関係性をつくっていけるような個人が目指される。

本章を通して、以下のことが明らかになった。リベラリズムが公私二元論社会を前提としてきたがゆえに、「依存」は不可視化され、依存者と依存労働者は排除されてきた。また生産活動を担う公的領域が再生産活動を担う私的領域を従属するという関係性が成立していたため、依存労働は「愛」の名の下で搾取されてきた。それに対し、キテイは「みな誰かのお母さんの子ども」であるため依存関係から社会を構築すべきであり、社会が「依存」を保障していく責任があることを主張する。キテイの議論から出発すれば、ジェンダー平等な社会が求められる。そして「依存」へのスティグマなしにすべての人が「依存」に関わる権利、すなわちケア権を持ち、親密な関係性を持つことが正義に適う。そして人間は正義感覚、善の追求のみならず、ケアに応答する道徳性を獲得していくことが必要である。そのような親密な関係性である依存関係を作り依存者が成長と安寧を達成するためには、「依存」期に親密な関係のなかで学び自分の意見を表現しかつ聴きとられ応答され、尊厳を持つ必要がある。そして社会はこのような依存関係が達成されるよう支援することが求められている。

それでは、このような社会をつくるためにはどうしたらよいのだろうか。社会とは人々の集まりであり関係性の網のことなので、どれだけの人が「ケアの倫理」に基づいた「自立」をした個人として存在し関係を保障されているのか、そしてその社会をつくる主体として形成されているか、という点を明らかにすることでその道筋が描けるだろう。

¹ エヴァ・フェダー・キテイ著、岡野八代、牟田和恵編著・訳『ケアの倫理からはじめる正義論—支えあう平等』白澤社、2011、33頁。

² 仲正昌樹『いまこそロールズに学べ 「正義」とは何か』春秋社、2013、35、36頁。

³ 同上、26頁。

⁴ 同上、31頁。

⁵ 同上、20頁。

⁶ 有賀美和子『フェミニズム正義論 ケアの絆を紡ぐために』勁草書房、2011、8頁。

⁷ 前掲、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』84頁。

⁸ 同上、84頁。

⁹ 同上、33頁。

-
- 10 同上、178,179 頁。
11 同上、82 頁。
12 同上。
13 同上、80 頁。
14 同上、54 頁。
15 同上、56 頁。
16 同上、59 頁。
17 同上、13 頁。
18 同上、14 頁。
19 同上、160 頁。
20 同上、139 頁。
21 同上、126 頁。
22 同上、128 頁。
23 同上。
24 同上。
25 同上。
26 同上。
27 同上、153 頁。
28 同上、106 頁。
29 同上、89 頁。
30 同上。
31 同上、90 頁。
32 同上。
33 同上、89 頁。
34 同上、91 頁。
35 同上、92 頁。
36 同上。
37 同上、243 頁。
38 同上、158 頁。
39 同上、293 頁。
40 同上、244 頁。
41 同上。
42 同上。
43 同上、245 頁。
44 同上、246 頁。
45 同上、244 頁。
46 前掲、『ケアの倫理からはじめる正義論 支えあう平等』57 頁。
47 ジョン・ロールズ著、川本隆史、福間聡、神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊国屋書店、2010、20 頁。
48 前掲、『いまこそロールズに学べ 「正義」とは何か』90 頁。
49 前掲、『正義論 改訂版』、505 頁。
50 前掲、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』224 頁。
51 前掲、『正義論 改訂版』、16 頁。
52 同上、21 頁。
53 前掲、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、208 頁。
54 前掲、『正義論 改訂版』、20 頁。
55 同上、188 頁。
56 同上、18 頁。
57 前掲、『フェミニズム正義論 ケアの絆を紡ぐために』203,204 頁。
58 同上、204 頁。
59 前掲、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、79 頁。
60 同上。
61 同上、111 頁。
62 同上、101 頁。
63 前掲、『ケアの倫理からはじめる正義論—支え合う平等』54 頁。
64 前掲、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、232 頁。
65 同上、234 頁。

-
- 66 同上。
- 67 同上。
- 68 同上。
- 69 同上、235 頁。
- 70 同上、236 頁。
- 71 同上。
- 72 同上。
- 73 同上、235 頁。
- 74 同上、238 頁。
- 75 同上、241 頁。
- 76 同上、238 頁。
- 77 同上、241 頁。
- 78 同上、242 頁。
- 79 同上、241 頁。
- 80 同上。
- 81 同上。
- 82 同上、241,242 頁。
- 83 同上、242 頁。
- 84 岡野八代『フェミニズムの政治学 ケアの倫理をグローバル社会へ』2012、184 頁。
- 85 森川美絵「ケアする権利／ケアしない権利」上野千鶴子、大熊由紀子、大沢真理、神野直彦、副田義也編『家族のケア 家族へのケア』岩波書店、2008、48 頁。
- 86 斎藤純一「依存する他者へのケアをめぐる ―非対称性における自由と責任―」日本政治学会編『「性」と政治』岩波書店、2003、180 頁。
- 87 本文では「ケア提供者対等モデル」と訳されているが、原語では「Caregiver Parity model」である。Parity はこの場合等価や等量を意味しているため、本稿では斎藤純一（2003）に従い、「ケア提供者等価モデル」という語を用いることとする。
- 88 ナンシー・フレイザー著、仲正昌樹監訳『中断された正義 ―「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房、2003、91 頁。
- 89 同上。
- 90 同上。
- 91 同上、94 頁。
- 92 斎藤純一「依存する他者へのケアをめぐる ―非対称性における自由と責任―」日本政治学会編『「性」と政治』岩波書店、2003、182 頁。
- 93 同上、189 頁。
- 94 同上、184 頁。
- 95 前掲、『フェミニズム正義論 ケアの絆を紡ぐために』、180 頁。
- 96 前掲、「依存する他者へのケアをめぐる ―非対称性における自由と責任―」、186 頁。
- 97 前掲、『フェミニズム正義論 ケアの絆を紡ぐために』、226 頁。
- 98 同上、224 頁。
- 99 同上、215 頁。
- 100 同上。
- 101 上野千鶴子『ケアの社会学 ―当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011、62 頁。
- 102 同上、63 頁。
- 103 同上。
- 104 同上。
- 105 三成美保「公と私をジェンダー論から考える」日本学術会議『学術の動向 vol.12』2007、50 頁。
- 106 前掲、『フェミニズム正義論 ケアの絆を紡ぐために』、152 頁。
- 107 堀尾輝久『地球時代の教養と学力 ―学ぶとは、わかるとは』かもがわ出版、121 頁。
- 108 同上。
- 109 同上、2005、122 頁。
- 110 永井憲一、今橋盛勝『教育法入門』日本評論社、1985、119 頁。
- 111 前掲、『フェミニズム正義論 ケアの絆を紡ぐために』、153 頁。
- 112 前掲、『教育法入門』、121 頁。
- 113 前掲、『フェミニズム正義論 ケアの絆を紡ぐために』、155 頁。
- 114 福田雅章「問われた先進国日本の『子ども期の喪失』 ―人間関係を形成する権利としての意見表明権』子どもの権利を守る国連 NGO DCI 日本支部『国連・子どもの権利委員会最終所見の実現を ―子ども期の回復 ―子どもの“ことば”をうばわない関係を求めて』花伝社、1999、28 頁。
- 115 世取山洋介「子どもの意見表明権の Vygotsky 心理学に基づく存在論的正当化とその法的含意」新潟大学『法政理論 第 36 巻第 1 号』2003、128 頁。

-
- 116 同上、130 頁。
117 同上。
118 同上、160 頁。
119 同上。
120 同上。
121 同上。
122 同上。
123 大江洋「権利と関係性」『立教法学 第 53 号』1999、166 頁。
124 同上、167 頁。
125 同上。
126 前掲、「子どもの意見表明権の Vygotsky 心理学に基づく存在論的正当化とその法的含意」、130 頁。
127 同上。
128 平野裕二「国連・子どもの権利委員会の動向」日本子どもを守る会編『子ども白書 2006 子どもを大切にする国・しない国 Part.2 ー人口減少時代の未来をひらく想像力』草土文化社、2006、217 頁。
129 岡野八代「総論 ケアの倫理の可能性」第 12 回ジェンダー法学会シンポジウム配布資料、21 頁。
130 同上。

第3章 デンマーク社会が想定する

「自立」と「依存」のあり方の再検討

—社会的存在としてすべての人の「自立」と「依存」を

社会が包摂し保障しようとする試みとしての

フォルケホイスコーレ

第3章 デンマーク社会が想定する「自立」と「依存」のあり方の再検討 ―社会的存在としてすべての人の「自立」と「依存」を社会が包摂し保障しようとする試みとしてのフォルケホイスコーレ

「ケアの倫理」から出発すれば、「自立」と「依存」とは二項対立図式で捉えられるものではなく、「依存」を前提とした「自立」が成立するはずである。そうした「自立」が保障されるということは、「依存」をスティグマとしてではなく、権利として保障される社会が前提となる。そうした社会をつくりになっていく人間形成の在り方を展望するために、ここではデンマークのフォルケホイスコーレに着目する。

第1節 デンマーク社会の方向性

フォルケホイスコーレを提唱したグルントヴィの思想に賛同する人びとは「グルントヴィ派」と呼ばれ、「1840年代以降は一種の政治勢力として20世紀に入っても社会的勢力を持ち続け」¹、概して一般農民や労働者と言った社会的弱者側に立っていた。

グルントヴィ派は、歴史的にはたとえば連合王国やエストロップ政権を批判してきたし、国家権力を敵とみなしてきた一群であった。イデオロギー上でも「民主主義は国家の上に構築されるものではなく、国民的市民社会に構築されるべきもの」²として「統一体であろうとする意志が憲法自体よりも重要」³と認識していた。「重要なのは国民思想であり、制度ではなかった」⁴との立場だったのである。しかし1930年代に労働者運動を基盤とする社会民主党が国民の党となり、社会民主党が福祉国家モデルを発展させるにつれて、グルントヴィ派も次第にデンマークの福祉国家モデルへと参加していくことになり、大きな影響を及ぼした。

第一次世界大戦と第二次世界大戦を通じて、社会民主党は文化政策を「労働者文化」から「国民のためのデンマーク」へと変更をしてきた。また「第一次大戦後に政権を担う社会民主党の政治路線も、労働者中心の社会政策ではなく、『国民全体』を対象としたものになった」⁵。そのためこの変更は、「国民育成と国民啓蒙教育においてグルントヴィは運動との協力関係」⁶を築く土台となった。例えば、グルントヴィ派の1人ハル・コックはナチズムとの戦いの中核に民主主義を置くことで、大戦後に民主主義を他の分野に広げていくべきだとの主張に多くの賛同を得た。それは例えば「経済の民主主義」、「社会の民主主義」、「文化の民主主義」、「従業員の民主主義」、「教育の民主主義」などの概念である。これらの概念が受け入れられたことで、デンマーク型福祉モデルに関するコンセンサスが形成されていく。その際引き合いに出されたのは次のグルントヴィの言葉であった。『非常に裕福なものは少なく、非常に貧しいものはさらに少ない』。グルントヴィ自身は「援助を行う道徳的義務は国家にも市場にも置かず、国民的市民社会置いた」⁷のであるから、国家が福祉を担うという役割に関しては言及してはいなかったが。このように「デンマークの福

社モデルが国民から大きな賛同を得たのは、おそらく社会主義と『グルントヴィの』特質の組み合わせがあったからであろう」⁸と分析される。

フォルケホイスコーレ自体も、1864年に敗戦しスレースヴィを割譲してから、グルントヴィの思想にもとづいたものが急増し、社会的重要性をより持つようになっていった。「国民（フォルケ）を基本理念に据えたフォルケホイスコーレで学んだ者が増えるにつれ、自立した個人が共同するかたちでデンマーク社会を築くという意味での国民主義が、社会の裾野に広がっ」⁹ていったのである。そのため、「グルントヴィの考えは徐々にデンマーク社会の一般構造に吸収されてい」¹⁰くことになったのである。

グルントヴィの思想がデンマークの社会構造に影響を及ぼした事例として、以下のような社会福祉政策の拡充に見ることができるだろう。

世界恐慌の波が広がる1930年代に、デンマークの社会大臣スタインケが社会制度改革法を成立させた。この改革法は、国民全体を対象とする社会福祉国家の基盤となった点、社会福祉制度の簡素化を成し遂げた点、「公的扶助は権利であり、施しではない」という原則を確立した点で画期的であり、「北欧モデル」「北欧型福祉国家」と呼ばれる福祉国家の形態が確立した。また第二次世界大戦後、デンマーク社会省の役人であったバンク・ミルセンは障がい者の施設を視察し、彼ら彼女らが人間らしい生活を送っていないことを問題と考え「ノーマライゼーション」という考えを提唱した。その考えに基づいて1959年に「知的障害者及びその他の発達遅滞者の福祉に関する法律」を採択し、障がい者政策は、障がい者が人間らしい生活を送れるように社会が変化することを求める方向に転換した。現在デンマークでは、障がいの有無にかかわらず18歳で「自立」し家を出られるような制度設計となっている。また、1970年代から老人は病人ではなく余生を楽しむ人であるとの考えが言われ始め、1979年には社会省が設置した高齢者委員会は、高齢者を死に近づく人ではなく、「第三の人生」を生きる人として積極的理解に立ったうえで、社会全体の責任として高齢者に対するきめ細かい在宅ケアが行われるようになった。近年は気の合った高齢者の仲間と一緒に住むコレクティブハウジングの住宅建設が盛んであり、政府が建築費の支援を行い、住民同士が相互に助け合い、互いの生活に理解し合いながら共に生活をしている。また1960年代の労働力不足に起因して、女性のいわゆる社会進出が進んだ。その際、子育て支援も並行して拡充され、子どもの保育サービスや育児手当などが支払われるようになっていった。

そして、人びとがどのように差異を認めていたかを示す例として、第二次世界大戦でのユダヤ人への対応を挙げられるだろう。

デンマークはドイツの隣国であり、中立宣言を出していたデンマークにもドイツ軍は1940年に侵攻し、ドイツ主導の保護政府が樹立された。デンマーク国内では1814年から完全な市民権がユダヤ人に与えられていたが、ナチス当局と保護政府はユダヤ人の隔離と

烙印を押す手段—官僚主義的殺人の準備—をとろうと試みた。しかし、デンマーク人は決して協力せず、「公然と」抵抗をした。実際、デンマークにいたユダヤ人がダビデの星型をつけることはなく、デンマーク人とユダヤ人亡命者の間で区別をつけられることはなかった¹¹。1943年まで延期されたユダヤ人への官僚主義的殺人も、うまくはいかなかった。1943年にナチス当局がユダヤ人問題に取り組む決定をしたことに対し、デンマークに住居して占領を管理していたドイツ人の一部からも反対が起こった。そして、ユダヤ人を船で輸送し強制収容所に連行する計画は、大使館秘書であったドイツ人のゲオルグ・F・ドゥクヴィッツからデンマーク側に伝わり、デンマーク政府の役人からユダヤ人のリーダー達に伝えられた。結果、2、3週間のうちに救出作戦が計画・実行され、デンマークに在住するほぼすべてにあたる7000人以上のユダヤ人がスウェーデンへと緊急避難した。ユダヤ人たちを船で輸送する費用の大半がデンマーク国民によって支払われ富裕な者以外も脱出できたという状況は、高額なお金を積んで避難できるかできないかといった瀬戸際にあった他国のユダヤ人の状況と明らかに一線を画する。しかもこのような状況は、一部の人が例外的に行ったというわけではない。見ず知らずのユダヤ人に声をかけ自宅の鍵を提供した事例、ユダヤ教の律法「トーラー」をコペンハーゲンのプロテスタント教会の地下室に隠していた案件、避難したユダヤ人の所有物の記録を保管し商店や家が手つかずのまま、時には芝生が刈られている状態で保持されていたという報告などが他にもあるのだ。これら一連の活動は、命を懸けて行い栄誉をもらうに値するような英雄的行為としてではなく、自分の近くにいる者が必要としているものごとを援助する、という考えが根底にあることを示していると言えるだろう。

デンマーク社会は、なぜ充実した福祉政策をもつようになったのか。デンマーク社会は、なぜナチス・ドイツに抵抗しユダヤ人に手を差し伸べたのか。それらの答えに絶対的な1つの回答をすることはできないが、共通して言えるのは、「同じ社会に住む者、近くにいる者の差異やニーズに気づき、社会的文脈や正義を照らし合わせながら応答する」ことのできる人間、そして賛同し行動し変化を起こそうとする人間像が大切にされているのだということだ。

第2節 フォルケホイスコーレの教育が目指すもの

フォルケホイスコーレはデンマーク人のニコライ・フレデリク・セヴェリン・グルントヴィによって提唱された成人のインフォーマルな学習機関である。「共に生活し、対話し、共に学び合う」を掲げるこの教育機関はデンマーク民主主義に多大な影響を与えたとされ、グルントヴィは「近代デンマーク精神の父」と呼ばれるほど、彼の思想は現在のデンマーク社会全般に影響を及ぼしたと言われる。その中でも最も彼の思想を反映したと言われて

いるのが、フォルケホイスコーレである。

(1)「共に生活し、対話し、共に学び合う」学校

フォルケホイスコーレは原則的に校長の理念に基づいた寄宿型の私立学校として扱われる、スカンジナビア諸国に特徴的な教育制度として現在まで存在している。

自由成人教育（Non-formal Adult Education）の1つであり、17.5歳以上であれば入学できる、いわば成人のためのフリーラーニングスペースとしての位置づけである。

その特徴は試験、成績、評価は原則行われず、言語学習、スポーツ、自己表現、国際的課題など、さまざまな方法で自分自身に挑戦できること挙げられる。「生のための学校」と言われるとおり、何か自分自身に尋ねたいときに来られる学校としての意味をもち、自分自身の内発的動機を他者との共同生活や表現を通して自覚することが目指される。そして自分自身について学んだアイデアが、一個人としての人間へと成長させる、と考えられている。

生徒は敷地内に住むため、寄宿学校のことが多く、生徒だけでなく先生やスタッフとも非常に親密な「家族」¹²のような雰囲気になるといわれており、同じ立場からの対話に基づいて、教授も行われている。共に学び、共に食事をし、共にパーティーをし、学校の整備をする、というように共同で行う作業や学びが生活を共にする中で行われていく

教師はそれぞれの分野の専門家であるが、さまざまな年齢のさまざまな背景や動機を持つ生徒が来るため、日々の授業はよく構築されたものであると同時に、自由な経験に合致するようなノンフォーマルな教育アプローチが望ましいと考えられている。フォルケホイスコーレの教師は自分のやり方で授業を行っており、裁量権が確保されている。例えば、レクチャー形式の授業もあればグループワーク主体のものもある。また教授内容についてもナショナルカリキュラム等はないので、自分が教たいものを教えている。そのため、教師の自宅を訪ねデンマークの生活を学んだり、地域で行われている運動へ参加が促されたりといった事柄が授業でも行われている。

このようにフォルケホイスコーレで学ぶことは、自分のある特定のキャリアへ方向づけることに用いるだけではなく、自分の人生を通じて自分を成長させ、手助けするものを学ぶことだと考えられている。「共に生活し、対話し合い、共に学び合う」自分のための学習機関であり、また共同体が、フォルケホイスコーレである。

フォルケホイスコーレを提唱したのは、グルントヴィイである。彼は、牧師、神学者、詩人、政治家、教育者と多様な顔を持っていた。彼は1873年に牧師の家庭に生まれた。彼はデンマーク国教会の牧師となる道を歩み、ラテン語の学校に行き、非常に退屈でしかし競争的な学校を経験した。その後、神学の学位をとったのち、牧師と活動しながらも『北欧神話』を出版するなど、デンマークの風土、自然、農民の生活などを題材にした多くの

詩を作った。彼がつくった詩は、今やフォルケホイスコーレなどで歌われる讚美歌としてデンマーク人に慕われている。彼は「真理とは聖書の中にはなく教会に集う信者の中にある」¹³とキリスト教会を批判したことで、キリスト教会から反感を買ってしまう。しかし、フン島を中心とした農民たちや改革派の牧師たちは、「グルントヴィの思想に鼓舞され、墮落した国教会や教会を改革する運動を起こし」¹⁴た。彼は1828年に国王に頼みイギリスのケンブリッジ大学へ行き、そこで自由な討議とその雰囲気に触れたことが、のちにフォルケホイスコーレのアイディアにつながった。

1830年代に入り議会制や民主主義の機運がデンマークでも高まっていたが、グルントヴィは、知識を詰め込んで学歴・資格・試験によって一部の知識人や官僚を育成しても、農民が言葉を獲得していなければ民主主義社会とはならないと考えていた。そのため、「よきデンマーク社会をつくりうるのにふさわしい民衆が育成されなければ、民主制は衆愚政治に陥る」¹⁵のであるから、「違いを違いとして認め、その上で互いに作用し合い、差異を取り込む形で共同体がつくられなければならない」¹⁶と考えていた。

1838年に、彼は国王に乞われ『生のための学校』という冊子を書いた。これが、フォルケホイスコーレの構想となった。その冊子でグルントヴィは、「学校は聖職者養成、学者養成、そして市民養成の3つの種類に分けられるが、すでに聖職者と学者のための学校は充分にあるというのに、よき社会を支える市民のための学校がない」¹⁷ことを問題とした。そして「ラテン語は廃止され、デンマーク語を語る者が集まり、学ぶ意志のある者は誰でも学ぶことができる自由が保障され、相互作用によって、生の神秘を知り、ゆるやかな自己認識に至る」¹⁸学校を構想した。

清水満は、グルントヴィの教育思想の特徴を4つ挙げる。

1つ目は、死んだ文字と生きた言葉である。彼はラテン語によって書かれた教科書や知識を詰め込む当時の学校を死んだ学校として批判し、死んだ文字による書物の教授、暗記、つめこみの廃止を訴えた。当時、デンマーク語は階級の低い農民が用いる「きたない」言語であり、その言語や文化はラテン語によるものよりも一段低いとされていた。しかしグルントヴィは、自分たちの「生きた言語 (det levende ord)」であるデンマーク語にもとづき対話をしていくことで己を知り他者を知り世界を知っていくことが重要であると述べた。

2つ目は、相互作用と対話である。生きた言葉は同質的な人々の世界ではなく、「目に見えない超越的な世界と現象世界、心の奥底の世界と外の身体の世界、知識人や学者の世界と普通の人びとの世界、ある民族と別の民族、自然と人間社会など」¹⁹の対立した世界を媒介するものであり、「相互作用は誰でも分け隔てなく、異なる経験をもつ者が集まったときにこそ、よりいきいきと生じるものだ」²⁰と考えた。そのため「自由な対話こそがフォルケホイスコーレの教育方法」²¹としてふさわしいと考えた。

3つ目は、歴史的・一詩的である。グルントヴィは、人間を抽象的なものとしてではなく、「どんな人間でも歴史的な存在であり、生きた言葉によって彼は先祖たちから連なる精神の伝承の中に生きてい」²²と考えた。人間の生や人類について考える手がかりとして、神話や伝承を使い、それをみなで唱和し、感じたことを語り合う。その中で、自分の文化を優位に置くのではなく、しかし「郷土への愛と日々の生活の尊厳、そして人生の神秘を知り、人間性を高めていく」²³ことになることを考えた。

4つ目は、試験の廃止と生の啓発である。グルントヴィは死んだ文字で書かれた本を覚えることが学校の目的ではなく、「各人が自己のそして他者の生の啓発、人間の生に光を当てることが、学校の本来の目的」²⁴なのだと主張した。グルントヴィはこのことを「生のオプリュスニング(oplysning)」と呼んだ。清水によれば、「オプリュスニング」とは啓蒙、啓発という意味だが、上から強制されるものではなく、自分の内から覚醒することであるという。この「オプリュスニング」は自由な中で行われる「人間の相互作用と生きた言葉に基づいて、心の奥底から引き出され、火がつけられ」²⁵るものとした。

グルントヴィの構想は、1844年にクリスチャン・フロアがロディンに設立したことでまず実現した。そして、クリスチャン・コルがグルントヴィ自身からの応援も受け、賛同する農民たちと手作りで校舎を築き、1851年にコルのホイスコーレが開校した。コルの学校は、初めて夏に女性を受け入れた高等教育機関として、教師も生徒も共に生活する全寮制という形をとり、コルが設立したフォルケホイスコーレの形がのちのフォルケホイスコーレのモデルとなっていった。

フォルケホイスコーレは、自分と他人との差異に気づき、そしてそれらに対話によって交換しあい気づき合い認め合い、そのことに関して学び合う。共に生活する他者の差異を、社会や文化や政治と照らし合わせながら考え、そして変容していく。つまり、差異から対話へ、対話から学びへ、学びから変容へと続くのがフォルケホイスコーレである。その「変容」として、自分もしくは他者のもつ差異が「障がい」や「高齢」や「ユダヤ人」といった属性によって社会的不正義となっているならば、社会が変容することを求める。つまり、「変容」は自己変容となることもあれば、社会変容をすべきときもあるのだ。そのため、差異から始まるその流れは、時に社会運動へつながり、社会変容を求めるのである。

行動とは、社会運動とは、社会変革とは、身近な者の差異やニーズから始まる。身近にいる者の差異に敏感であるかどうか、そして社会的文脈を注視できるかどうか、なのである。そして一人ひとりの関係性がひらかれ、多様な人となつながら多様な差異に気づくことで、差異に敏感な個人からなる関係性はさらに広がり、関係性の網の目の中にいる人とそして関係性の集合体である社会が変化していくことになるのだ。つまり、「ケアの倫理」に基づき「依存」を前提とした人を形成することは、暴力を排した関係性をつくり、差異に敏感な社会をつくることにつながるのである。

(2) フォルケホイスコーレを支えるデンマーク社会

フォルケホイスコーレの実施予算は、デンマーク政府から出ている。公的支援は 2000 年代に入ってから減額傾向にあるが、参加者は費用の助成を国あるいは自治体の一部求めることができる。デンマーク教育省が 2007 年にまとめた報告書によれば、2004 年には約 5 万人が参加し、国から計 4 億 3200 万 DKK (約 8 億 6400 万円) の補助が行われている。また、デンマーク教育省が 2008 年にまとめた報告書では、2007 年にはフォルケホイスコーレに約 5 万人の参加者がおり、この参加者数をフルタイム相当にすると約 4700 人であり、それに対し実施予算で 4 億 6400 万 DKK (約 9 億 2800 万円) を計上している。この予算をもとに計算すると、フルタイムの参加者 1 人につき約 100 万 DKK (約 200 万円) の予算がついている。IPC 春学期のような 12 週コースに参加していた場合、この 4 分の 1 の約 25 万 DKK (約 50 万円) が国からフォルケホイスコーレに支援されていることになる。

フォルケホイスコーレは政府から資金面で援助を受けるが、政府はフォルケホイスコーレの人事とカリキュラム、授業内容に干渉することはできない。フォルケホイスコーレの教員も、何らかの資格がなくとも、人を教えるのにふさわしいと判断される経験があれば教壇に立つことが可能である。政府ができることは、設立認可の際、ガイドラインをもっており、カリキュラムと校長に関してその承認を与えることである。また文化省の青少年指導局が、校長と職員の対立、教職員と理事会の対立などにより混乱が起こり適切な教育がなされていないと判断した場合、補助金の不交付ができる。そのため、例えばマルクス主義を掲げ体制批判をしていることが明らかな場合でも、政府は内容に干渉ができないのである。1960 年代末に新左翼が体制批判と階級闘争をホイスコーレの新しいイデオロギー基盤としようと、「体制批判をするホイスコーレ」をスローガンに、アスコウ・ホイスコーレ内で闘争を起こすことができたのも、1970 年代はじめに社会主義ホイスコーレをつくることができたのも、このような内外区分が明確にあったためだと推測できる。

次に、デンマークの教育制度においてフォルケホイスコーレがどこに位置しているのか見てみよう。

国民学校は 2009 年 8 月より 0 年生クラスも義務化されたため、現在 6 歳から 0 年生という形で始まり、9 年生までの小中一貫教育である。ただし、デンマークでは義務教育が就学義務とは解釈されておらず、しかるべき教育内容が提供できると認められれば家庭教育が可能である。デンマークでは、グルントヴィに始まるオルタナティブ教育が歴史的に大きな影響を与えてきたこともあり、教育とは自己教育のことであるとされ、教育内容を決めるのは自分たちであるという意識が強いといわれる。そのため教育の多様性の確保を目的に、私立学校も数多く設立されており政府もそれら私立学校への資金を援助している。『図表でみる教育 2013 年版』によると、私立学校だけでなく、教育機関への

公的支出の GDP 比の割合は OECD トップの 7.6%で、OECD 平均の 5.4%を上回り、最下位の日本の 3.6%のおよそ 2 倍である。そのため例えば 1 クラス当たりの児童数も少なくなっている。デンマークの初等教育における 1 学級あたりの児童数は OECD 平均 21.2 人に対し、デンマークは 20.4 人である。日本が 27.9 人であることと比較すると、より教育に対してデンマークが国として財政的に支えているのがわかるだろう。また義務教育ではないが 10 年生という制度が国民学校として存在しており、自分の進路や将来について時間をかけたいという生徒が利用し、現在でも 40%程度が進級しているとされる。

後期中等教育には Stx コース、Hhx コース、HF コース、HHX コース、HTX コースが存在している。Stx コースと Hhx コースは合わせて普通高校（ギムナジウム）と呼ばれている。HF コースは高等教育資格試験コース、HHX コースは高等商業教育資格コース、HTX は高等教育資格コースとそれぞれ呼ばれる。HF コースは成人も対象とされており、自分が必要とする科目だけを受講できるコースであり、HTX コース、HHX コースはそれぞれ試験を目指す課程である。

デンマークの成人教育は、職業訓練成人教育(Adult vocational training in Denmark)、普通成人教育(The General Adult Education Programme)、自由成人教育(Non-formal adult education)という 3 つから大きく構成されている。

職業訓練成人教育は、一般労働者対象の職業教育訓練コースであり、職業教育訓練センター（AMU センター）や成人継続教育センター（VEU センター）などから成る。

普通成人教育は、基礎教育重視であり特に移民等を対象としたデンマーク語学習などが行われ、成人教育センター（VUC）、高等学校、語学学校などが該当する。

自由成人教育はグルントヴィによってつくられた教育思想の系譜にあたり、デンマークの教育制度の特殊な特徴をもつ 1 つであるものとして現在まで存在している。フォルケオプリュスニングの考えを引き継いでおり、対話が重視されている。ここにはフォルケホイスコーレ、イブニングスクール、ダウホイスコーレといった学校制度が存在している。

つまり、デンマーク社会では公教育への支出が多いだけでなく、フォルケホイスコーレに対しても国が資金を拠出している。さらに、成人向けの教育施設も数多く存在しており、いつでも学ぶことができるような体制を整えているのである。

第 3 節 フォルケホイスコーレにおける学びの実例 —International People's College での経験をもとに

本節では、フォルケホイスコーレの 1 つである International People's College（IPC）を取り上げ、IPC における学びの内実とその構造を考えたい。

International People's College(IPC)は、フォルケホイスコーレの中でも International や Global に力点を置いた学校である。ここには毎学期約 25 か国からおよそ 60 から 70 名

の学生がやってきて、日々の生活を共にし、話し、学び合っている。デンマーク国内の差異ではなく、デンマークという国を超えた差異に着目しているこの学校は、近代国家のみを社会として想定するのではなく、地球上の世界全体を社会ととらえているデンマークの先進性を表していると考えられる。この学校での学びを見ることによって、社会が国家という枠組みにとどまらないこと、そして人と人が「ケアの倫理」に基づいてつながりあうことで、力の威圧によって平和を獲得するのではなく、相互理解によって平和を獲得する筋道も展望できると考えられる。

本節では筆者が 2014 年 4 月 1 日から 2014 年 6 月 23 日まで Spring Term 2014 に参加してきた時に得た資料、記録等をもとに IPC での学びの様子を取り上げることで、デンマークのフォルケホイスコーレである IPC において、デンマーク人だけではないさまざまな国の出身者たちが、フォルケホイスコーレにおいてどのような学びを行っているのかを見ていく。

(1) International People's College の特徴

フォルケホイスコーレでの 1 つである IPC は、第一次世界大戦後の 1921 年という比較的新しい時期に、コペンハーゲンから北に 45 キロメートルほどの距離にあるヘルシンガーに設立された。ヘルシンガーにはシェークスピアの『ハムレット』の舞台となったクロンボー城があり、また隣国スウェーデンにもフェリーで 30 分ほどの場所である。設立者のピーター・マニケは、デンマークのフォルケホイスコーレで、戦争中はかつて敵であった国々から人々が来て一緒に生活をし学ぶことができれば、そのことが相互理解に貢献するだろうと考えた。これが IPC の基本的なアイデアである。

IPC はホームページで、以下のように述べている。

「IPC は多くの伝統的なデンマークのフォルケホイスコーレの方法の中に存在していますが、他のデンマークのフォルケホイスコーレとは異なります。IPC はデンマークやデンマークにある伝統を重視するのではなく、世界全体を重視しています！ 30 か国以上の異なる国々から来た生徒たちとともに、IPC が文化のつぼとなり、生活をし地球のいたるところから来た人々から学ぶこと、そのことがまさに IPC での中心的事柄です。いくつかのフォルケホイスコーレはスポーツや芸術に特化しています。IPC は文化的な出会い、グローバルな理解、国際的なノウハウが主要な点です。アクティブ・グローバルシティズンを教育することです。」(IPC ホームページ About IPC より)

「地球のいたるところから来た人々から学ぶこと」とあるように、教師が生徒に知識を教えるのではなく人々との生活の中で学び合うというフォルケホイスコーレの理念が生き

ている。では、IPC が目指されている「グローバルシティズン」とはどのようなものなのだろうか。

「グローバルシティズンは、地球に責任をもち、世界と世界にいる人々に携わる人のことです。グローバル・チャレンジ、異文化間コミュニケーション、人権とアクティブ・グローバルシティズンといった科目のように、IPC はより寛容で、敏感で、好奇心旺盛な世界の市民を創造しようと努めています。IPC におけるグローバルシティズンシップとは、文化的多様性を褒め称え、グローバルな差異への理解を追求し、それら多様性や差異を世界における障害物とみる代わりにイノベーションと変化への大きな可能性として見ることを意味します。グローバルシティズンシップは多くのことを示していますが、グローバルシティズンシップは自分自身の人生を統御することを通じて世界に影響を与える可能性があるということが最も重要です。あなたがしていることを理解することであなたが何者であるか知るとき、あなたの行動とその行動を含む存在と他の者の存在全体が相互に連結していることもまた理解するでしょう。近代のそしてグローバル化が進む世界における生活状態に気づくようになることは、グローバルシティズンになるためのはじめの一歩です！

IPC には生活の指針となる 6 つのコアバリューがあります。・ **Respect and Openness** (尊敬と開示)、**Gender Equality** (ジェンダー平等)、**Democratic Consultation** (民主的な協議会)、**Respect for Life and Non-Violence** (生命と非暴力への尊敬)、**Promotion of Community and Social Responsibility** (コミュニティと社会的責任の促進) です。(略) この中心的価値は IPC の毎日の生活の時や授業時に存在しており、ここにいる生徒が尊重し尊敬しなければならないものです。1988 年に IPC は国際連合事務総長ハビエル・ペレス・デ・クエヤル (Javier Pérez de Cuéllar) によって国連ピース・メッセンジャー²⁶に指名されるという、すぐれた栄光と名誉を得ました。本当に影響のある証拠であり IPC 創設者のピーター・マニケの考えが生き続けていることを示しています。私たちは日々、学校でそして学校を超えて平和的に共存していけるよう奨励していくことで、この賞賛に敬意をもつようにしています。」(IPC ホームページ Global Citizens より)

ここにおいてグローバルシティズンは、IPC のコアバリューは上記したように 6 つある。ホームページではそれぞれについて以下のように説明されている。

「IPC は、我々の哲学、ワーク、そして日々の生活を、以下の 6 つのコアバリューに基づいて行っています。なお、以下の 6 つのコアバリューは、どれも等しく重要です。

尊敬と許容 **Respect and Openness**

今日、人々は、異なった多種多様の文化、視点、そして意見にさらされています。IPCは、日々の知識と理解を促進するために、好奇心と、これまでと異なった視点の表現を奨励します。そのため、挑戦することは、最も重要なことです。最終的な目標は、ひとりひとりが、自分自身の出生と生き立ちの真価を認めることで、内省を刺激し、自己認識を強化(enhance)することです。

ジェンダーの平等 Gender Equality

男性と女性の平等は、市民が彼らの権利を享受しつつ可能性を十分に理解した、持続可能な発展に、必要な前提条件です。平等というものは、我々がみな同じということの意味するのではなく、我々は、個人的かつ集団的に、男性と女性を分けてそれぞれの役割を規定するような、伝統やステレオタイプに拘束されることなく、我々が同程度の機会を享受できることを意味しています。

民主主義的な話し合い democratic consultation

学ぶことと理解することは、参加と関与とを必要とします。このことは、教室での活動と同様に、IPC全体の運営にかかわっています。学校での実践は、この根源的な価値と同様に、民主主義的な話し合いと、民主主義のエンパワーメントを実践させてみせているのです。

生命と非暴力への尊敬 respect for life and non-violence

多様性と差異は、今日の複雑な世界では不可避なものです。しかしながら、IPCは、紛争解決と平和共存に対し、非暴力のアプローチを促進しつつ、いかなる交換、協業、そして対立も、人類の生命および尊厳に対する根源的な尊敬から出発すると信じています。

コミュニティと社会的責任の促進 promotion of community and social responsibility

IPCによって促進された学びと内省は、生徒たちが、新たな視点を獲得し、理解を広げるため、内省し、協業する、個人的・集団的努力の結果に見ることができます。同様に、このことは、他者のニーズへの敏感さと、共通の課題に対する共同的解決に対するコミットメントを、生徒に教えこみます。

持続可能性 sustainability

ローカルな課題であれ、グローバルな課題であれ、持続可能で、平和的な、共通の解決方法を見つけることは、人的資源を含む、地球上に共有された資源が有限であることに対する敬意と将来の世代への関心を失わないことを、必要とします。」(IPC ホームページ Core Value より)

コアバリューに表れているように、IPC が目指すグローバルシティズンはシンボリック・アナリストのような知識を蓄え操れるような人間でも、日々世界中を飛び回り商談をするような人間でもない。

多様性への知識と理解を促進し自己認識を高めること、性別にかかわらずすべての人に権利と可能性を見だし目指すジェンダー平等な視点をもつこと、参加と関与によって学びと理解が成立するという認識に立ったうえで民主主義を促進すること、人類の生命への尊厳から出発した非暴力的なアプローチで多様性や差異と関わること、他者のニーズに敏感でそして共同の課題に対して共同で解決する方法を促進すること、課題がローカルでもグローバルなものであっても地球上の資源の有限性への敬意と将来世代の関心を保つこと、が目指されているのである。すべての活動はコアバリューに基づいて行われるとの文言からすれば、これら 6 つのコアバリューは IPC が参照すべき社会的文脈として掲げられているのであると考えられる。これらはまさに、個人の幸福追求を基盤としながらも、差異に敏感で、社会的文脈を注視し、関係性に開かれた個人、という個人像およびそれが要請する社会像と適合的であるといえるだろう。

IPC は国境を超えた文化的な差異とその理解に着目している。そのため IPC で授業や日常生活で使われる言語は、デンマーク言語ではなく英語である。英語力に不安のある生徒向けに、毎ターム英語の授業が存在している。

(2) 2014 年春学期の学びを成立させる環境

IPC の 2014 年春学期は以下の日程で前半と後半から成っていた。

前半：2014/1/7~2014/3/31

後半：2014/4/1~2014/6/23

この学校では、デンマーク人であってもデンマーク国籍を持っていない外国人であっても、同じだけの学費になっている。これは IPC が **International** を特色としており外国人の受け入れをすることが教育目的に適いまた方法としても必要であるとのことで、政府からデンマーク人と同様の資金援助が学校に出ているためである。

学費は **Registration fee(administration costs)**が 300DKK、**Deposit**が 800DKK、**Tuition, Board and Lodging fee**が 21.000DKK で合計 22.100DKK (約 42 万円) である。この学費には食事、宿泊費、教材費などが含まれている。また、いくつかの奨学金制度があり、例えば各ターム 1 人が全額免除になる **IPC Global Citizen Scholarship** のような制度も存在している。

IPC の授業は大きく Creative と Academic の 2 種類に分かれている。週に最低 28 クラス受講が必要だが、何をとるかは個々人の選択にゆだねられている。授業を選択する際に校長先生からは、「洗濯物を洗ったり、友達と話したり、眠ったり、パーティーをしたり、リラックスする時間も必要。そういう時間もフォルケホイスコーレでは大切にしている。だから、最大でも 34 時間までにするように」との話があった。例えば 30 時間分の授業をとった場合、90 分の授業が 1 日に 3 つ入ることになる。これは「共に生活し、対話し、学び合う」ための時間をバランスよく確保することを求めるものであろう。また授業に関しては「Creative と Academic の双方をバランスよくとることが望ましい。」との説明が、各授業の説明を行う際に校長先生から行われた。これは、意見表明や学習の方法を多様にとることを求めているのだろう。

表 1 IPC における 2 種類の授業例

Creative Classes	Academic Classes
<ul style="list-style-type: none"> • Arts and Crafts • Creative Writing • World Cinema • Drama • Movie Making Musical classes: <ul style="list-style-type: none"> • Choir • Band Playing • Music Revolutions More personal skills: <ul style="list-style-type: none"> • Path to Inner Peace • Sports 	<ul style="list-style-type: none"> • Development Management Line • Human Rights and Global Active Citizenship • Current Affairs • Global Challenges Line • African Studies • Design and Architecture • Political Philosophy • Culture Shock Denmark • English • Danish

表 2 IPC 2014 年春学期 後期のイベントスケジュール

日付	イベント
4/1	2014 年春学期後期開始
4/12	Western Europe Cultural Evening
4/26	80's PARTY
4/27	Sakura Festival in Copenhagen
5/3	African Cultural Evening
5/13	Tour de future
5/24	Asian Cultural Evening
5/25	Sweden Trip
5/29	フォルケホイスコーレ BOSEI へ出発
6/1	IPC へ到着
6/14	Central & Eastern Europe Cultural Evening
6/19	Drama 発表
6/20	Performance Night
6/21	Farewell Dinner
6/23	Spring Term 2014 後期終了

授業以外にも、多くのイベントが開催される。

IPC で行われる主要なイベントの 1 つが、Cultural Evening である。このイベントは世界の各地域ごとに持ち回りで行われ、文化を紹介し合うものである。毎回何かしらのテーマを決めて、エンターテイメントのように楽しく、そして参加者を巻き込む形で行われる。

また、80 's PARTY は生徒会のメンバーによって企画・運営されたイベントである。生徒会は、各地域からそれぞれの人数に応じて 1~4 名ずつ生徒による話し合いで選出される。彼らは、例えば片づけができていないという問題が起きた場合、教師とともにその対策を話し合い、このイベントのように企画をするなど、生徒の代表として民主的な運営に携わっている。

IPC 内だけでの学びにとどまらず、地域のイベントに参加するなど場所を超えて学ぶこともある。例えば、Sakura Festival はデンマーク在住の日本人会が中心になってコペンハーゲンで行われているお祭りだが、そのお祭りでよさこいソーランを踊ってほしいとの依頼が日本人会の担当者から生徒に直接来た。数年前から IPC の日本人生徒が行っていることもあり、教師側もいい機会だと応援して、折に触れ今どのような調子なのかと声をかけていた。この Sakura Festival では日本人を中心にカナダ、ベルギー、スロヴェニア出

身者たちがよさこいソーランを披露した。また例えば **Tour de future** は大企業のタックス・ヘブンを問題とし、自転車でヘルシンガの街を周りその後講演会や音楽祭を行うことで、問題の認知を高める、市民団体によるイベントである。**Human Rights and Global Active Citizenship** や **Political Philosophy** を受け持つ教師 C を中心に、教師側から「このイベントは、グローバル・アクティブ・シティズンシップについて学ぶいい機会だから、その日の時間帯の授業はなくします」と伝え、実際生徒の大半が参加した。また IPC 自体が休憩ポイントに設定されており、残っていた生徒も飲み物や食べ物の準備をしたり、飾り付けをしたり、「フリー・ハグは税金がかかりません」との札をもって歩いたりして、何らかの形で参加した者が多かった²⁷。

学期の後半は、**Drama** の発表会や、**Performance Night** という **Creative** 系の授業の発表会が行われた。具体的には、合唱の発表、工芸や美術作品の展覧会、映像作品の上映、バンドの発表、詩・作文の朗読などが行われた。この大きな発表会 2 つのために、最後の 1 週間は変則授業が行われ、発表に向けた準備が進められた。

学校の施設も、「共に生活し、対話し、学び合う」ことに配慮されており、快適に過ごせるようなつくりになっている。

生徒はシングルもしくはダブルの部屋で暮らし、約 3 人で 1 つのシャワーとトイレを共用する。食事は 1 日に 3 度ダイニングルームで提供される。生徒たちは、自分の皿は自分で洗い、テーブルのセッティングなども自分たちで行う。食器洗いとテーブルセッティングはコンタクトグループという各地域の出身者からなる 8~10 名程度の班による当番制で行われる。週に 2 回行われる掃除も、コンタクトグループごとに決まった場所を行う。コモン・ルームは、学校の中心地として位置づけられており、生徒がニュースと連絡を集め、団らんでできるスペースになっている。お茶とコーヒーがいつでも飲めるように設置されており、デンマークの照明とソファ、キャンドルが置いてある。大ホール、レクチャーホール、教室、コンピュータ室、洗濯室、自転車置き場、パーティールーム、テレビルーム、そしてアートの部屋などが存在している。ユニークなのはパーティールームである。パーティールームは地下にあり、ブラックライトが備え付けられ音楽を流せるようになっている。またその壁には今までの生徒が残したのであろう落書きが描かれている。金曜日の夜から休日は公共スペースでお酒を飲むことが許可されているため、金曜の夜はたいていこの部屋でダンスパーティーが行われる。余暇活動も含め、共同で生活できるようにつくりられている。

敷地内の建物か学校の近所に教師やスタッフは住んでいる。以前 IPC に在学しており生徒の部屋のマスターキーを持ち先生と生徒の懸け橋となる役割として、スチューデントティーチャーも 2 人おり、彼らは生徒と同じ建物に住んでいた。教師や生徒のみならず、時

にはスタッフの家族も生徒と一緒にダイニングで食事をとる。そのため、例えばキッチンスタッフや教師の2歳や7歳の子どもたちとも身近に関わることになる。夕食が終わった後に外で生徒が子どもたちと追いかけてっこをしたり、いないいないばあをして遊ぶ光景は、IPCでは珍しいものではない。

生徒以外にも、北米からコペンハーゲン市内の学校に留学している学生や、EUのプログラムで近隣の学校でアシスタント・ティーチャーをしている者も寮として利用することをIPCは受け入れている。前述したように先生やスタッフやその家族も学校の敷地内や近隣に住んでいるため、誰が生徒で誰がスタッフなのか、その区別は生活の中ではっきりとしていない。

(3) 「ケアの倫理」から見る International People's College での学び

デンマークのフォルケホイスコーレの1つであるIPCにおけるいくつかの場面を見ていく。生徒と生徒の関係性、生徒と教師の関係性が「ケアの倫理」に基づいたものであること、そして、ケアの倫理にもとづいた観点から人の成長を考えることがフォルケホイスコーレで日常的に行われていることを明らかにする。

2014年春学期の前期にIPCが出したポスターによれば、2014年春学期では31か国から69名が参加していた²⁸。地域ごとの内訳は、ヨーロッパ州からが48%で最も多く、次いでアジア州27%、アメリカ州19%、アフリカ州6%であった。出身者の国別ではデンマーク出身者が最も多く69名中9名であり、ドイツ出身者と日本出身者が6名、ベルギー、メキシコ、ブラジル、アメリカが4名と続いていた。平均年齢は男性25歳、女性22歳で、平均24歳の生徒が在籍していた。

前章で用いた、「ケアの倫理」に基づく依存者の成長とは以下のようなものだった。

- ①自分が存在する。
- ②他者と出会う。
- ③他者とかかわる中で自分の中にある差異に気づく。
- ④自分の差異を表明する（意見表明）。
- ⑤他者の差異も同様にあるだろうと想像し敏感に察知できるように努める。
- ⑥その差異を交換し合い応答し合う。
- ⑥その差異の意味を考える（学習）。
- ⑧自己の変容がもたらされる。

*①退出でき発言できる関係性であることが必要。

*②社会の文脈を注視し、社会的不正義ではないかを問う視点のなかで考える（学習）。

そこで本節ではこの表をもとに、①差異に気づく経験、②応答した・された経験、③変容した経験、④社会的文脈と照らし合わせる視点、⑤その関係性からの退出し違う関係を認める視点、の5つから整理して考えていく。

①差異に気づく経験

<場面1>

Path to Inner Peace の授業。瞑想やヨガや気孔や太極拳などを通して、心の平穏を保ち自分との心身を含めた対話を目指す授業だ。いつものように扉を閉め静かな中ヒーリングミュージック（担当教師の趣味によってロックサウンド気味ではあるが）がかかり、ヨガマットを床に引いた上に各自座り、ジャージやスウェットなどリラックスできる服装で授業を受ける。デンマーク人で年の半分は世界各国で修業をしているという教師の N が、2人組をつかってマッサージをし合うこと、そしてその時にマッサージをする方は相手の反応によって力を加減すること、される方はその力加減がちょうどいいのか痛いのか、それを伝えるように言った。

私はポーランド出身の B と組んだ。B は華奢な体つきなので、私はかなり力を弱めて「親指に力を入れて行う筋肉をほぐすような指圧」をした。すると彼女は”Woow!!”とびくりと身体を動かした。私はかなり力を弱めていたつもりだったので彼女の反応に驚いた。痛かったのかと恐る恐る聞くと、そんなことはない、驚いたけれど続けて、と言われたので、そのまま続けてみた。順番を入れ替える時間になったので、今度は彼女が私にマッサージをしてくれることになった。彼女は私に「手の平全体を使ってなでるほどの力で行う血流を良くするようなマッサージ」をした。私は彼女のマッサージでは力が弱いような気がしたが、受けてみると、彼女の手のひんやりした温度を感じて気持ちがよかった。終わった後お互いに「あんなに強い力でマッサージすると思わなかった!」「やさしいマッサージもよかった!」と言い合った。

<場面2>

授業ではないが「IPC のなかで大切にしている活動」と校長先生の S が言っていた Life Stories II が始まった。これはコンタクト・グループの教師とメンバーで行う。今回のテーマは、15歳ごろまでの子ども時代について、だった。場所は班ごとに決めてよいとのことだったので、教師の G がレクチャー・ホールであることを提案し、私たちも同意した。今はちょうどコモン・ルームが工事中でそこにあったソファやテーブルがレクチャー・ホールの後方にあるので、そこにキャンドルを灯しつつ話すことになった。

ベルギー出身の J は、父親の仕事の都合で小さい頃からベルギーではなく、南米やヨー

ロッパの他の国々へと家族で移り住みながら育ったのだという話をした。

オランダ出身の N は、親がつくってくれた自由に使える小屋で、お兄さんや近所の友達と木の上に家をつくったり、音楽をつくったり、物を作ったり表現をしてきたという話をした。

ガーナ出身の O は、6 歳の時に両親が亡くなりおばあちゃんと住んでいたこと、薪拾いをしてその日その日の生活を立てていたので 13 歳まで学校に行ったことがなかったこと、その後親戚の家に住むことになってそれから学校に通い文字の読み書きができることになったこと、そして今自分のコミュニティを良くするために学校をつくり子どもが教育を受けられるようなプロジェクトを IPC と組んで進めていることを話した。

場面 1 では、身体の接触によって、どのように身体を使うことを前提としているのか、何を心地がいいと感じるのか、という差異が浮かび上がった事例だ。筆者と彼女がマッサージと思うものが違い、その中でしかしひとまず痛くないので相手に身体をゆだねることで、相手の持っていたマッサージの特徴について気づきあうことになった。そしてそれは、何をマッサージとし何を身体にとって心地いいと思っていたかということに気づくことにもなった。

場面 2 では、それぞれの経験について話すことで、その人を取り巻く環境や社会がどのようなものだったのか、そしてその中でその人はどのように育ってきたのか、という差異に気づきあう事例だ。ベルギーには海外を飛びまわるような仕事に就いている父親とそれについていく家族がいることが、オランダには子どもだけで行う創造的活動を積極的に認めその場をつくることのできる家族がいることが、ガーナでは両親をなくすことによりその日暮らしせざるを得なくなるという選択肢が奪われた状況と学校に行くようになることで選択肢を得られるようになることが、それぞれの語りから浮かび上がる。それらの差異は個人の語りと経験であり一般化できるものではないが、その人々の経験したまぎれもない差異でありそしてそれが許される社会状況があることがわかる。また逆に、それらの差異と社会状況を知ることによって、自分たちの受けてきた経験を比較し考えることにもつながると考えられる。

また、どちらの場面でも心身がリラックスできる環境がつくられており、圧迫感や威圧感がない中で行われている。教師は場の構築には主体的に関わるが、その後の生徒同士の対話に積極的にリードするわけではなく、むしろ見守るようなポジションをとっている。

②応答した・された経験

<場面 3>

IPC の近くにある公営のサッカー場でサッカーの練習を有志のメンバーがすることになった。私はプレーするのはあまり好きではないけれど、プレーしている姿を見たいと思い、12 人ほどのメンバーと一緒にその場所へ向かった。

道中、隣のルームに住む K の彼氏でアメリカ出身の T と話した。よく K の部屋に来ているのは知っているけれど授業でも接点がほとんどなく、それまであまり話したことはなかった。彼は以前に日本の友人から日本のことをいろいろ教えてもらったらしく日本について興味もあると言い（確かに K の部屋からは時々きゃりーぱみゅぱみゅの曲が流れていたし、彼はおかしな日本語ばかり時々自慢げに日本人たちに披露していた）、私と T は日本のことを話していた。その中で日本の気候のことに話題が移り、日本の夏の過ごしにくさを話した。彼は”the wet air”という単語でその理由を説明した。私は一瞬その言葉の意味について考え、そして”humid”だよね、と返した。すると彼は少し驚いてそして嬉しそうな顔で、そうそう！その単語知っていたんだね！と返事をした。私と T は、英語を母国語としている彼が簡単な単語を使い、英語があまりしゃべれない私が難しい単語を使ったことを笑い合った。

<場面 4>

Creative Writing の授業。自分の中にある wild mind へと近づくために、消しゴムを使わずに、自分に素直に正直であるように心がけながら文字で書き表す授業だ。このときに使う文字は、IPC で用いられている英語にこだわらずに使ってよいとのことだ。私は日本語で。今回のテーマは「どんな願いでも叶う部屋があったら何をするか」だ。教師の M は、「どんな願いでも叶う部屋」では、例えば「死んだ人が生きている」といった通常ではあり得ないとされることも起こるのだと言った。私はテーマを聞いた時から死んだ親友のことを考えていたので、彼女の「死んだ人が生きている」という言葉を聞いた瞬間、苦しくなってしまった。

苦しくて泣き出しそうになった自分に気が付いた私は、部屋を出て 1 人で泣いていた。すると、M が教室を出てきて、私が泣いているところを見つけた。M は少し驚いたように近づいてきて、どうしたのかと背中をさすりながら聞いた。私は、M が自分の背中をなでくれるあたたかさを感じながら、親友が数年前に亡くなったこと、今でも彼女のことを考えると苦しくなること、そしてちょうど今日のテーマで「死んだ人が生きている」という言葉を聞いてつらくなったことを、つかえつかえの英語で話した。彼女は途中から抱きしめながら、私が話すのを聞いてくれた。M は私が落ち着くまでしばらくの間抱きしめ背中をさすってくれた。そして少し私が落ち着いた頃、もしも書けそうならば教室に戻って書いてほしいこと、でももちろん泣きたかったり 1 人でいたいのならそれは大切で必要な時間だからそうしてよいと伝えた。私は M にお礼を伝えてから、もうしばらく 1 人教

室の外でぼんやりとした。授業が終わる直前に教室に戻り、親友のことを思い出しながら日本語でノートに書いた。授業が終わっても書き終わらなかったのも、授業が終わった後にまた書くことで、言いたいことを納得のいくまで書いた。

場面 3 では、英語を自由に扱える T が、英語を流暢に扱えない私との会話で、あえて自分の言い表したい単語ではない簡単な単語を選択している。英語を流暢に扱える T は私の英語の単語力が十分といえないことを感じ取り、しかしその中でお互いの意思疎通を図っていた。そのため、英語の単語力が十分ではない者とも意思疎通ができるように、ということをもとに考えたうえで、単語を選び会話を成立させるという行動をとっている。T は私と T の間にある英語を扱う上での差異を感じ取ったうえで、私の差異に合わせてるように努めていた、といえるだろう。

場面 4 では、教室の外に出て泣くという行動をとっている私に教師の M が背中をさすり抱きしめるという身体接触をしながら応答している。授業をしている教師という立場からすれば戻って書くことを勧めるものだが、M は泣くことも 1 人になることも認める対応をしておき、私の状況を感じ取ったうえで授業を受けることよりも落ち着ける環境をつくることを優先させている。

場面 3 では英語という言語の点において、場面 4 では授業する者と受けるものという教授の点において、優位に立ちやすい者がそうではない者への応答を行っているといえることができるだろう。

③変容した経験

<場面 5>

金曜日の夜からは公共スペースでお酒を飲むことができるが、その後片付けをしないで帰ってしまう者が多いため、土曜日の朝のコモン・ルームはたいていの場合ひどく散らかっている。掃除当番になっているグループのメンバーが片づけることになっているが、それを手伝う者の姿も何人か見える。もちろん手伝うのは、たいてい前夜にきちんと片づけるようなメンバーだ。

今日は私も早めにランチを食べ終えたこともあり、手伝いをすることにした。私同様に手伝っている 1 人で日本人の S と話しながら片づける。S は今日に限らず、よく片づけを手伝っているのだと言う。

IPC には片づけをしない人が多すぎる、と私がぼやくと S も大いに賛同してくれた。しかし S は、なんでみんな片づけないんだろう、と最近では思っただけで怒ったりしなくなってきたのだと言う。その理由について尋ねると「片づけない人って、片づけてなくても何とも思わないんだなって思うようになったんですよ。片づけることが当たり前じゃなかったのか

なとも思うし。でも私はやっぱり片付いててきれいな方がいいから、だから最近『私が片づきたいから片付けよう』と思って片づけてるんです」と語った。

<場面 6>

平日の夜の体育館。友達とヨガやアイソレーションをして身体を動かしたり、友達がブレイクダンスを練習しているのに茶々を入れたりしながら過ごしていた。21時半を回って徐々に友達が帰っていくなか、タイ出身の M と話が盛り上がった。M に、この学校に来てからいろんな人に出会って話せて本当に楽しいよ、と伝えると、僕もだ！と M も言い、2人で IPC に来てからのお互いの経験を話した。

M は、パートナーについての考え方が変わったのだという。タイでは相手の女性の美貌が重視されて、美しいことが何より大事なのだとみんな思っているし自分も思っていたのだという。でも IPC に来て、メキシコ出身の I とベルギー出身の W や、メキシコ出身の A とデンマーク出身の N などのカップルが付き合っている様子を見て、大事なことは美しさではないと思ったのだという。相手の性格や考え方が合うことが大切であって、美しさはそれほど重要ではないと思ったし、自分も彼らみたいな付き合いをしたいと思うようになったのだと言った。

場面 5 では、日本で片づけることを「当たり前」だと思ってきた S が「当たり前」を周りに強制するのではなく、相手が違うのかもしれないと推測したうえで「自分が片づきたいから片付けよう」と思うようになった変容の事例である。IPC でも片づけることは個々人の責任であり、片づけがなされていないことについての注意は生徒からも教師からもたびたび行なわれていた。しかしそれでもなお公共スペースを片づけない者がいることを、片づけることを「当たり前」だと思ってこなかったからなのかと推測する視点を S は有している。そのような「当たり前」が異なるかもしれない他者とどうやって公共スペースで共に過ごすのか、と解決法について発想していると言えるだろう。

場面 6 では、恋人に関する考え方として美しさを重視していたタイ出身の M が、周りの生徒の付き合い方を間近で見ると美しさではなく性格や考え方の重要性をもつように変容した事例である。IPC では一緒に生活をしている上に、基本的に関係性がオープンになっているので、誰と誰が付き合っているという話はすぐに伝わるし当人たちが隠すこともほとんどない。それゆえ恋人がいることはごく身近に存在している事柄であり、その付き合い方、すなわち関係性も見えやすい。

両者とも、自分が育ってきた文化で「当たり前」だと感じられていた事柄を、「当たり前」としない人びとに出会い共に生活していくなかで、自分にとっての「当たり前」をわきへと置きどのようにして自分が生きていきたいのかを考え、変容していると考えられる。

④社会的文脈と照らし合わせる視点

<場面 7>

Asian Cultural Evening に向けた話し合い。Asian Cultural Evening は各地域の出身者ごとに持ち回りで行われるイベントで、先生が 1 人付き、各地域出身の生徒が作っていくものだ。どのような出し物をしていくかについて話し合った。

デンマーク人教師の M の進行のもとで意見を一通り出し終わった後、どの意見がいいか挙手をするようになった。日本人を中心に何人か挙手をしなかった。その様子を見て、教師の M が、今のは非常に興味深いですね、と言った。M は、これはここにいるみんなのアイデアをつくっていくもので、みんなが参加しているもの。手を挙げないということは、それに参加しないという意見になると考えられる、と伝えた。

その話し合いの後、日本人間で、日本人で手を挙げなかったメンバーになぜ手を挙げなかったのかを日本語で尋ねた。メンバーからは、話し合いが英語で早く何が起こっていたか理解できなかった、話し合いの進め方が納得できなかった、との声が上がった。そこで次回は教師の M が参加できないこともあるので、これからは日本人で英語ができる S とフィリピン人でしっかり者の A に司会をしてもらっていきように図ること、もしわからない場合は日本語でいいからまず周りに聞いていくことを確認し合い、次回からそのように行われた。

<場面 8>

Human Rights and Global Active Citizenship の授業。ホモ・フォビアの問題で自身がゲイであることをカミング・アウトしている G が授業をしたり、子どもの人権で児童労働の問題を取り扱ったり、グリーン・ピースのドキュメンタリーを見て環境問題について考えてきた授業も今日で終わりだ。

教師の C はいつものように、みんなに話しかけて授業を進める。人権が侵害された自分や周りの出来事について出し合ってみよう。ベルギー出身の L が、この間近所のビーチに行ったときに知らないおじさんに話しかけられてひどく暴力的な言葉を受けたのだと言った。その時一緒に行ったのであろうデンマーク出身の T も、あの時は本当にひどかった、と声を挙げた。タンザニア出身の T は、自分の国では人権が侵害されることはしょっちゅうで、タクシーに乗ったら伝えたところと全然違う人気のないところに連れ込まれこのままだと脅されると感じたので逃げたという話が出た。

場面 7 では、民主主義的な方法として挙手による採決が行われたが、それに参加しない生徒に対し、挙手をしないということがどのような意味なのか伝えている。その際、挙手

しなかった生徒に対して怒ったり責めたりする方法ではなく、挙手の意味を伝える方法をとっている。またそれら一連のやり取りから、日本人内において日本語というより容易に自身の想いを表現できると考えられる言語によって確認が行われ、次回からどのようにしていくのか、を考え話す取り組みがインフォーマルに行われている。挙手という方法が用いられている理由も、この **Asian Cultural Evening** で企画をつくることも、共に民主主義を学ぶ一環として位置づいていると考えられ、教師は民主主義が何なのかについて生徒に照らし合わせる役割を果たしているといえる。

場面 8 では、授業内で身近な人権侵害について話すことを通して、今まで学んできた人権が実生活でどのように関わっているのかに気づき、またその状況を共有することでどこにいる誰がその被害を受けているのか、また受けやすいのか、を知り伝え合う学びになっている。授業で理論的な部分を学んだ後に実生活に立ち戻ること、社会的文脈を人権という視点から考えられるよう意図されていると推測される。

両者とも、教師がその社会で参照すべき民主主義と人権がどのようなものなのかについて気づかせたり教えたりする役割を担うことで、関係する人々にその意味を考えさせるような取り組みが行われている。

⑤その関係性から退出することを認める視点

<場面 9>

イースター休暇に、オランダ出身の M の家にブラジル出身の D と私の 3 人で行くことになった。しかし飛行機のチケット代が高いのとオランダで少しゆっくり過ごそうという話になり、イースター休暇が明けて学校が始まってから帰ってこようという話になった。そのことを校長先生の S に伝えておこうという話になり、3 人で S にそのことを伝えに行った。

S は真剣に話を聞いた後に、自分はこの学校の校長であり、この学校では生徒のやる気と自分自身の目的をもつことを応援しているのだと言った。そして、もしもイースター休暇を自分たちで長くするのならば、どうして長くしたいのかその理由と目的を今度教えてほしいと言った。

私たちは 3 人で話し合い、オランダの生活や文化を体験することで知ること、M の通っていた公立のシュタイナー学校を見学しに行けるように手配して、その学校を見に行つて教育制度を学んでくること、の 2 つを目的と理由とした。そのことを伝えに校長室に行くと、S は非常にニコニコとしながら私たちを迎え入れてくれた。私たちが目的と理由について考えたというと、S は非常に感じのいい笑顔を浮かべうれしそうに聞いて、いい休暇にするんだよ、と言った。

<場面 10>

ポーランド出身の D は英語が流暢な方ではない。D は授業にはあまり熱心ではないようで、よくキッチンでキッチンスタッフの手伝いをしていた。

ターム最後の Cultural Evening は中央・東ヨーロッパで彼も企画者メンバーだった。D は Morning Fellowship の連絡の時間に全員の前で、今度の Cultural Evening はイベント終了後にレクチャー・ホールでキッチンスタッフを中心にカクテル・パーティーを開くことを発表した。聞いていたみんなは歓声を上げた。彼は、ありがとう、いいものにするから期待しておいてくれ、そのために事前にお金を回収するから渡してくれよ、と言った。彼が話し終わると聞いていた生徒と先生はみんな拍手をした。

また、IPC では食事ごとに行われるその日のメニューについてのアナウンスを、キッチンスタッフが行う。キッチンスタッフでレバノン出身の A から、今日は「チーフ」の D が行うという言葉が伝えられ、彼はいつもキッチンスタッフが行っているそのアナウンスを行った。彼がアナウンスをする様子を先生、生徒、スタッフは見て聞いた後、拍手をした。

場面 9 では、校長である S が休暇を伸ばして学校を休むことを認めている。一度自分たちで休暇の意味を考えさせているが、答えを聞く前からすでにこやかに対応していたことから、その目的や理由が正しいか正しくないかといった判断をすることよりも生徒がその理由や目的を考えること自体に意味があると考えていたと考えられる。つまり、学校という場から退出すること自体に何らかの理由や目的がある場合、そしてそれが生徒の内発的なものである場合、認めていく姿勢があるのだ。

場面 10 では、生徒として授業に出ることがあまりない D が最終的にはキッチンスタッフの一員として教師や生徒やスタッフから認められている。授業をするという場へ強制的に戻すことはしていない。そして彼をキッチンという場でスタッフを手伝うところから最終的にスタッフの「チーフ」として承認されていくことになった。授業での生徒—先生という関係性ではなく、キッチンでの手伝い—スタッフという関係性を認めており、D を排除するのではなく IPC という場全体で包摂し D の成長を支えている。

両者とも、IPC の正課の授業という関係からの退出を、場面 9 では生徒の内発性を促すことで、場面 10 ではキッチンスタッフとの関係をもつことで認めている。両者とも退出するといった時の意味は、生徒との関係性を断ち切ることやその生徒を「適応していない」などの理由で暴力的に排除することではない。むしろ、その生徒がどのような生徒で、どこに向かおうとしているのかを見極めたうえで、たとえ学校の正規カリキュラムと異なっている関係を持つことを認めているのである。両者とも教師やスタッフが授業のみを意味あるものとして価値づけるのではなく、生徒それぞれの内発性を重視しておりそれぞれに合った関係性をどう見つけつつっていくのかに力点を置いていることがうかがえる。また、

教師とスタッフ間で連携が取れており、誰かが授業などでうまくいかなかったとしても排除することがないように、さまざまな目が行き届いていることも推測できる。

(4) International People's College での学びの構造

これらの事例を 2 章で用いた以下のケアの倫理をもとにした依存関係に照らし合わせ、関係性のなかでどのように学びが成立しているのか分析する。

まず、様々な人との関係性が成立していることがわかる。教師—生徒、生徒—生徒、生徒—スタッフ、生徒—教師・生徒・スタッフなどである。また授業やイベントで学外に出ることや生徒やスタッフでない学外のもものが来ることもあるため、さらに地域住民—生徒、地域住民—教師・生徒・スタッフなどが成立する。

さらに、その差異の内容は多様である。身体性、言語、生活習慣、恋人観などが変化している。そしてその応答の方法も、なでる、抱きしめる、言葉によるものなどさまざまであった。

IPC の学びの構造を明らかにするために特に着目したいのは、教師の役割である。フォルケホイスコーレは参加者による対話を重視した学校であり、教師と先生も権威的な関係性ではなく共に学び合う関係性になっている。しかしそれでもなお、教師が教師として果たしている役割があるとすればそれは何なのだろうか。

<場面 1><場面 2>では、参加者が意見を表明しやすいよう心身がリラックスできる環境をつくっている。IPC では、教師側から「オープン・マインド」でいるように促す場面が何度かあったのだが、言葉だけではなく、その環境に配慮していることがわかる。

感情の表出、言葉による表出、身体による表出など、差異が表出する方法にさまざまなものがあることを知っていることも、指摘できる。差異の表出の多様さを知っているがゆえに、相互に差異を交換し合う対話についても、応答の方法についても、言葉によるものだけでなく、感情を用いる方法や身体を用いる方法など様々な方法を用意することが可能になっており、また自身が応答することもできている。これはまた、Creative な授業が多様に用意されていることとも関連し、様々な表現・表出の方法を高めるものとして構成されていると推測される。

さらに、その子の状況上必要だと判断すれば、授業での対話と学習を強制せず退出を認める。そして、その生徒の退出先もできるだけ見守る体制をスタッフとも協同してつくっている。ここでは、IPC に入学してきたのだから生徒は IPC の目的や方法に合わせるべきである、という規範論は弱くしか働いていないように見受けられる。それよりも、内発性（<場面 9>）や、他の関係性でどのように成長しているのか・していこうとしているのかについての注視と見守り（<場面 10>）を重視している。

そして、教師側は社会的文脈について学ぶ視点をもつよう促す役割も有している。今回

取り上げた事例では、民主主義（＜場面 7＞）と人権（＜場面 8＞）を参照すべき枠組みとして提示している。これもあくまで提示であり、教師側が押し付けることはしていない。

すなわち、教師は関係性は生徒と対等な 1 人の人間として立ち現れるよう、例えば押し付けるなどの方法ではなく提示という方法を選択することで意識をしている。しかし、差異の多様性の認識、差異の表出と応答方法の多様さを理解し、優劣をつけたり何かを排除するのではなく、それぞれを尊重している。もしも必要ならば、教師自身が応答することもある。その上で、個々の具体的状況を注視し、必要であれば退出を認め、しかしその退出が排除とならないように配慮をしている。また、参照すべき社会枠組みとして民主主義や人権といった概念を提示し、その価値を説明し、またそれをきっかけに対話が生まれることにもなっている。

IPC では、特に異文化間で生じる差異に対し敏感で社会的文脈を注視し関係性に開かれた個人を形成することを目指しており、事例からはそれがかなりの程度達成されていると考えられる。その形成過程において、教師は、「発話」しやすい環境を整えること、差異に敏感に察知し応答する方法をさまざまにもっていること、また関係性からの「退出」を認めるがその「退出」とは排除ではなくゆるやかな包摂となるようにコーディネートする役割を果たしている。そのような教師がいるからこそ、生徒や個人の人間形成が達成されているのである。

また、そもそもなぜこの IPC という場所が成立しているのか、といえは政府からの資金援助があることを忘れてはならない。資金援助があるからこそ、教師やスタッフが存在し、授業が行われ、ソファでコーヒーを飲みながらインターネットで友人と動画を見て笑い合うような、生活と学びができるのである。そしてまた、試験や資格がないからこそ内発性を自分と他人がゆっくりと見守れるようになり、ゆえに心身がリラックスして差異が表出され、応答され、学び、自己と他者とが変容し合うことになるのである。

自分の持っている、そして他人の持っている差異に気が付き、応答する関係が「ケアの倫理」にかなりの程度適しているのだということがわかる。人はみな尊いという事実から始まる「ケアの倫理」は IPC でコアバリューの下で目指されている民主主義に適うものである。

フォルケホイスコーレは、自分と他人との差異に気づき、そしてそれらに対話によって交換し合い気づき合い認め合い、そのことに関して学び合う。共に生活する他者の差異を、社会や文化や政治と照らし合わせながら考え、そして変容していく。つまり、差異から対話へ、対話から学びへ、学びから変容へと続くのがフォルケホイスコーレである。その「変容」として、自分若しくは他者の持つ差異が「障がい」や「高齢」や「ユダヤ人」といった属性によって社会的不正義となっているならば、社会が変容することを求める。つまり、「変容」は自己変容となることもあれば、時に社会運動へつながり、社会変容を求めるの

である。

行動とは、社会運動とは、社会変革とは、身近な者の差異やニーズから始まる。身近にいる者の差異に敏感であるかどうか、そして社会的文脈を注視できるかどうか、なのである。そして一人ひとりの関係性が開かれ、多様な人となりが多様な差異に気づくことで、差異に敏感な個人から成る関係性はさらに広がり、関係性の網の目の中にいる人として関係性の集合体である社会が変化していくことになるのだ。つまり、「ケアの倫理」に基づき、「依存」を前提とした人を形成することは、暴力を排した関係性をつくり、差異に敏感な社会をつくることにつながるのである。

-
- 1 井上光子「社会福祉国家デンマークの歴史像」 浅野仁、牧野正憲、平林孝裕編『デンマークの歴史・文化・社会』創元社、2006、116頁。
 - 2 オーヴェ・コースゴー著、川崎一彦監訳、高倉尚子訳『光を求めて ―デンマークの成人教育 500年の歴史―』東海大学出版、1999、359頁
 - 3 同上。
 - 4 同上。
 - 5 同上、「社会福祉国家デンマークの歴史像」、117頁。
 - 6 同上、『光を求めて ―デンマークの成人教育 500年の歴史―』、359頁。
 - 7 同上、360頁。
 - 8 同上。
 - 9 同上、「社会福祉国家デンマークの歴史像」、117頁。
 - 10 スティーヴン・ボーリッシュ著、難波克彰監修、福井信子監訳『生者の国 ―デンマークに学ぶ全員参加の社会』新評論、2011、250頁。
 - 11 しかし、「ユダヤ人亡命者」のうち、戦前にデンマークに亡命を認められた無国籍のドイツ出身のユダヤ人約1400人には、市民権は与えられなかった。
 - 12 実際1960年代までは校長が権力を持つ家父長的な構造が見られたが、1960年代から始まる学生運動の流れの中で学生と教師の対等性がより進められ、現在ではそのような権力構造は見られないとされる。
 - 13 野村武夫『「生活大国」デンマークの福祉政策 ―ウエルビーイングが育つ条件』ミネルヴァ書房、2010、168頁。
 - 14 清水満『改訂新版 生のための学校―デンマークで生まれたフリースクール「フォルケホイスコレ」の世界』新評論、1996、94頁。
 - 15 同上、101頁。
 - 16 同上。
 - 17 同上。
 - 18 同上。
 - 19 同上、104頁。
 - 20 同上。
 - 21 同上。
 - 22 同上、106頁。左揃え、グリッドへ配置しない、スタイル: リンク、使用するまで表示しない、優先度: 100
基準: 標準
 - 23 同上、107頁。
 - 24 同上、109頁。
 - 25 同上。
 - 26 ピース・メッセンジャー(United Nations Messengers of Peace)とは国際連合広報センター用語集によれば以下を指す。「国連の活動に世界の人々の注目を集めることに協力してくれる著名人で、芸術、文学、音楽、スポーツの分野から選ばれています。平和、開発、人道など、国連活動の現場を訪ねたり、報道機関に働きかけたりして、国連の理念や目標、そして、その活動について、世界の人々の間に、理解を広める助けとなっています。国連事務総長によって任命されるピース・メッセンジャーは、当初任期3年間にわたり活動を行います。」
 - 27 もちろんこのイベントに参加したくない者もおり、その生徒らは参加していない。参加しなかった生徒の1人であるデンマーク出身のWは、イベントの目的はわかるが手段には同意できず、また解

決法も税金を払えばいいという単純なものではないと指摘した。そのことについてイベント参加前に教師の C とコモン・ルームで議論を交わしており、C も W も不参加を選んだ理由について知っている状況があった。

²⁸ 2014 年春学期前期に在籍していた人をもとにして出されたと考えられる。筆者もインターネット上に登録されたメンバーの国籍からカウントを試みたが、例えば、コモロス諸島出身だが数年前からデンマークに住んでおり国籍はデンマークになっている者などもおり、正確に何カ国から来たのかをカウントすることは困難であった。

終章

終章

第1節 結論

本研究は、若者の「自立」をめぐる困難が、若者の生活・文化基盤において他者と安心して信頼して関係を取り結ぶことができないことに起因しているという先行研究に同意する。しかし先行研究が「依存」を正面から取り扱わず社会構造と結びつけて検討をしてこなかったがゆえに、例えばシングルの若い無業者女性が社会的に見えづらく支援される対象から外されるような、「自立」した「大人」こそが「社会」の「構成員」だという図式を強化してきたのではないかと考えた。そこで本研究では、今まで社会が想定してきた「自立」の虚構性を明らかにすると同時に、社会が若者の「自立」と「依存」とを保障していく展望の道筋を描くことを目的とした。

第1章では、日本社会の構造と若者の「自立」がどのように想定されてきたか、特に新自由主義が広まる中で「自立」がどのようにとらえられているのか、そして「自立」をめぐるどのような困難があるのかについてみてきた。日本の社会が家族主義と企業社会秩序によって若者の「自立」を「保障」していたこと、そこでは男性と女性で「自立」の形が異なっており、「ケア・レス稼ぎ手男性」の「自立」が「人間」の「自立」とされていたことが明らかになった。「ケア・レス稼ぎ手男性」の「自立」は産業社会の進展に伴い一般化され、新自由主義が広まる中でより個体化されてきた。それに伴い「依存」は忌避すべきものとして想定されてきた。そして、現在雇用をめぐる社会構造が変動しているために従来の「自立」ルートが立ち行かなくなったことが確認された。新自由主義によって、「エリート」「ノンエリート」「自立困難者」といった分断が起き、特に自立困難者はステイグマが付与された上で、無視、切り捨て、排除されている。さらに、「ノンエリート」と「自立困難者」の境界線はますます曖昧にかつ広範囲に及んできている。「自立」をめぐる困難はさまざまな範囲で起こっているが、性別や教育や年齢によってその困難の立ち現れ方は異なっている。このような状況が広がっている中、日本政府は道徳の重要性を強調している。そこで用いられる道徳の教科書は、権利主体を育てることではなく規範を受容する順々な人間を育成することを目指しており、日本政府はこの方針を支持している。

第2章では、「ケア・レス稼ぎ手男性」の「自立」が「人間」の「自立」とされていることの問題性を明らかにし、「依存」を排除するのではなく前提としたうえで人間観と社会観を再構築した。リベラリストの「正義の倫理」に対し、フェミニストは「ケアの倫理」を主張しその価値を訴えてきた。「依存」を排除する限り依存者と依存労働者も排除されてしまい平等な社会は達成されえないため、両者の議論を止揚させ、「依存」を前提に人間と社会を再構築する必要がある。「依存」を前提とすると、「依存」によって結ばれる関係性の網の目の中に人間は存在していると捉えられる。依存関係は不平等な関係であるため、依存労働を搾取しないように、また関係自体が支配関係とならないように細心の注意を払

わなければならないが、そこでは信頼や情緒といった感情を育むことにもなる。現在までの社会は家族が国家の単位となっており、ゆえに性別によって「自立」と「依存」の役割が分業され「依存」は公的社会には存在してはならないものとして不可視化されてきた。そこで家族を単位とするのではなく個人を単位とし、「依存」を中心とした人称的な関係性とその関係性の中で「自立」へと向かっていく道筋を社会が保障する必要がある。そのため、人々が人生のいつでも「依存」と関わるができるように、社会はケア権を保障し、制度設計も「依存」を前提として組み直す必要がある。学習権と意見表明権を軸として関係性のなかで、依存者は差異に敏感で、社会的文脈を注視し、関係性に開かれた個人として成長していく。新自由主義が个体化されたものとして「自立」を捉え称揚する一方「依存」を忌避すべきものとして対置し排除していたのに対し、「ケアの倫理」は「自立」を「依存」と両立するものとして捉えゆえに関係性のなかで人は「正義の倫理」と「ケアの倫理」を兼ね備えた「自立」をすることが明らかになった。

第3章では、「依存」を前提に「自立」していく人間を形成する事例としてデンマークのフォルケホイスコーレの1つであるIPCの事例を確認した。ここでは、個人一個人、個人一集団など様々な人々の間で結ばれ、さまざまな差異がさまざまな方法で応答される、そのような関係性が結ばれていることが確認された。その中でも教師は、心身がリラックスできる環境をつくり、社会的文脈を見ることを促し、そして応答する方法を多く持ち、そして関係性をもつことを促す中心的な人間として存在していることが分かった。そして、そのようなフォルケホイスコーレがデンマーク社会から支援を受けていることで成立しており、また人々がデンマーク社会に声を届けまた応答される関係性が成立していることも示された。そしてそのような社会全体が、個人を単位としたジェンダー平等な社会であり、同時に様々な差異に敏感で応答する社会と呼びうることを確認した。それは、「依存」の程度に関わらずすべての人が社会の構成員であり社会の一部であり、そこにいる人々が差異に敏感で社会的文脈を注視し関係性に開かれているからにほかならない。

本論を通じて、以下のことが言える。

従来「自立」しているとされてきた者は、その者をケアしてくれた者がいた・いる・いるだろうからこそ成立していた。今までの社会は、性別によってまた公私を区分することで「依存」を隠ぺいしてきたからである。「自立」が単独で存在していると思うことは、その事実を忘れケアにただ乗りしている点で不正義であると言える。「依存」をすべての人が経験するからこそ、そして「依存」をめぐる関係性は不平等で脆弱だからこそ、社会は支える責任がある。

人は単独で「自立」するのではなく、「依存」するからこそ関係性を持つ。そしてこい
個々人の幸福追求を基盤とした「ケアの倫理」にもとづく道徳を獲得することが「自立」の過程であり、それは関係性のなかで行なわれる必要がある。そしてその「自立」を高め

るためには、他者と関係性を結び関わる中で（関係性を持つ権利、ケア権）、個々人の差異に気づき表明し（意見表明権）、お互いの差異に気づき合い応答し合い（意見表明権）、社会的文脈に照らし合わせる（学習権）こと、不適切な場合には退出をすることを認めることが必要である。

そしてそのような関係性を支え、それぞれが「自立」へと向かうためには、対人間ではデンマークのIPCの教師のような、より差異に敏感で、社会的文脈を注視し、関係性に関われた人間が、社会により多く存在することが重要である。また「依存」関係が結ばれている間その者たちは生産活動に携われないが「依存」を支えることは社会的責任であるため、経済的不利益や精神的不利益等を被らないよう支援していくことが求められる。そしてそのような社会は、人びとの声を反映し応答できるという、高度な民主主義社会へと近づいていくことにつながるのだ。

人間が関係性のなかで育っていく限り、人間の最も身近な関係性、すなわち日常生活とされる生活世界とその関係性に着目していくことが必要である。日常生活の関係性の中からそのような個人を目指していくことが求められるだろう。日常生活の中で「差異に敏感で、社会的文脈を注視し、関係性に関われた個人となっていく」ということは、つまり、自分自身が心身を含めた人生の主人公として生きていくためには、差異や社会的政治的事柄に敏感で注視し、他者に尊厳を見だし、排除ではなく関係性を持っていけるような日常生活と関係性をつくっていくことに他ならない。

しかし日本社会では、「ブラック企業」という言葉があるように、労働環境における人権侵害が広がっている。また、例えば友人間でのいじめやいじり、親や教師から子どもへのアメとムチによる「教育」など、日常にも暴力が浸透している。さらに、「JK産業」が「アウトサイドの包摂」となっていると指摘がある通り、いわゆるメインストリームの社会が困難を抱えた者たちへ応答せず、逆に性産業とつながっているスカウトマンらがあたかも信頼できる大人であるかのようにふるまうことで、女子高生を性的搾取の道へと誘導している。日常的な関係性が暴力にあふれ、しかもさらなる暴力的環境への道がぱっくりと口を開けているような社会では、「依存」している者たちが十全に育っていくことはできない。それどころか多少の暴力は「平気」だと思い込むことで、逆に差異や痛み鈍感になり、暴力の連鎖が続いていく。

そのような暴力の連鎖を止め、自分自身の差異や痛みに気が付くことができるかが、日本社会の若者の「自立」を考える上で重要であろう。日常的に接する場にある暴力を認識し、自分の差異や痛みに気づいていけるような取り組みをすることで、今を生きる若者たちの「自立」の基盤を確保していくことになるはずだ。そして、暴力に対して敏感で声を挙げられる人になることで、その人に関係する人々もまた自分の周りにある暴力に気づく変容が生まれることにつながるだろう。差異を差異として認識し受け止め、そして社会的

文脈と照らし合わせながら、すべての人の関係性を保障していくことが、すべての人に、そして社会に求められている。

第2節 残された課題

本稿で残された課題として、以下の3つを挙げることができるだろう。

1つ目は事例として取り上げたデンマーク社会及びフォルケホイスコーレについて、歴史的思想的道筋を追い、これからの方向性をも見すえ更なる検討が求められることだ。デンマークでは、グルントヴィの考えに影響を受けた者たちと協同組合とが連携することで福祉国家が進められ、「国民全員」を意識した政策がとられることになった。オルタナティブな教育であるフォルケホイスコーレが公教育や教会、行政などメインストリームの社会へと影響を与えてきた歴史的変化を示すことで、草の根レベルで民主主義が広がり社会全体が変革していく道筋が描けると考えられる。それは、「ケアの倫理」を持った人々が社会で増えることで社会が差異にひらかれていく過程とも重なりと推測される。また、デンマーク社会自体もグローバリゼーションや新自由主義の波の中で揺れ動いている。デンマークは2000年代に入ってから中道左派政権が与党の座を明け渡し、様々な面で変化が起こった。例えば、生徒による自由な問題設定のもと行われるプロジェクト型の試験から記述式の学力試験の比率が大きくなってきている。また例えば、デンマークのフォルケホイスコーレも2007年に出された『生涯学習戦略』に現れるように、成人学習での学びも労働市場へとより結びつきやすいような能力を目指す方向に変わりつつある。これらの動きは中道左派の連立政権になってからも続いており、学生に支払われていた奨学金制度の見直しなどが進んでいる。他者と関わり、差異に気づきそれを表明し、双方の差異を交換し、学び合うということが、大きく社会運動や社会変革にどのようなつながっているのか、その道筋を見ることは民主主義そのものを考えることにもつながると考えられ、だからこそさらに検討をしていくことが必要だ。

2つ目は、関係性のなかで学び権利を行使できる主体となっていく、その具体的な内容について検討の余地が求められることだ。認識論的誤謬という特徴を持ちかつリスクが増し広がっている後期近代社会において、「過渡期」は若い者のみに起こるのではなく、あらゆる人びとがあらゆるときに経験するものとなる。その人々が経験する「依存」を標準的な学習で解決できるものではあり得ない。その人に合った学びを提供するためにも、その人々のもつニーズや声をくみ取れるよう、「ケアの倫理」視点から学びを考え直す必要性はより高まっている。また、差異の存在や社会的政治的事柄と認識されにくいのは、「私的なこと」とされがちなことである。それは「私的なこと」とは「政治的なこと」とされてこなかったもしくはしてはならないとされてきたからだ。その中でも性に関わる事柄は国家

に管理・利用されてきた事実があり、人間の発達や身体、関係性、喜びといった事柄に関連しているにも関わらず差異を認識しづらい領域である。実際 1 章で確認したように、『私たちの道徳 中学校』では、「異性を好きになるのは当然」と書かれ、異性愛が「正統な」セクシュアリティとされ、セクシュアリティが多様であることは無視されている。性に関わる事柄は「私的なこと」とされがちで差異を持つ声が沈黙させられがちだからこそ、情報を批判的に捉え科学的知識を持って差異に気づき社会的文脈を注視することが重要である。そのためにも、性を人権として位置づけたうえで、性の学習を権利として保障していく必要がある。例えばユネスコが 2009 年に出した”International Technical Guidance on Sexuality Education”、「性教育国際指針」には①人間関係、②価値観・態度・スキル、③文化・社会・人権、④人間の発達、⑤性行動、⑥性・性器の健康が示されている。人間関係が 1 番はじめにきていることから、性に関する事柄が関係性の中にあるがゆえに、その関係性を創り自分の生き方を選択していけるように価値観や態度、スキルを育てていく姿勢がうかがえる。それは田代美江子が言うように、「科学的な知識や情報を基盤に自分の価値観を形成し、それに基づく行動を選択できる力を保障する学びの中心に位置づける」¹ことである。その人がもっている差異をとらえ、くみとり、そこから学びがはじめられ人々に共有されていけるようにするためにも、またその人自身が人生の主体となり選択や行動をしていけるためにも、学習権と意見表明権とのつながりや、関係性のなかで育つ過程の図の妥当性といった理論部分も含め、更なる検討が必要だろう。

3 つ目は、関係性のなかで育つといった時の、関係性の内実およびそのような関係性が成り立つ社会の内実について、注意深く一層の検討を重ねていかなければならないことだ。例えば、お互いの「ケータイ」をチェックし合うなどして互いの行動を制限し束縛し合い閉じきった 2 人きりの世界をつくっている恋人 2 人がいるとする。それら行為はデート DV であり相手の社会的側面への暴力に該当するが、両者がそれを愛の証と考えそのような関係を心地よいと思っていることがあり得るだろう。問われるべきは、なぜ彼らが閉じきった 2 人きりの世界に価値を感じつくり出すことになったのか、その社会的背景や社会構造である。様々な他者と安心して出会える場及び学びの環境があって、人は十全に成長していく。しかし、例えばその関係性が暴力的であれば暴力と親和的になりやすいだろう。また例えば、頼ることのできる関係性がなかったからこそ、多少の暴力や危険性を伴っても応答してくれる関係性があればそちらの関係性を選ぶことは十分に考えられる。また、「お互いのことをなんでも知っているのは恋人なら『当然』」といった恋愛に関する図式が消費されつづけていけば、「愛」とは排他的でプライバシーのないものとして価値観を受容するだろう。確かに本稿では、親密な関係であればあるほど暴力が起こる危険性が増すことを踏まえ、依存関係が支配関係とならないよう、自他の区別をすることや、「発言」と「退出」と言った概念に着目し、区別を行ってきた。しかし、「親密」「信頼」「情緒」「愛」と

いった言葉は美しいからこそ、そこに存在する暴力や抑圧を隠ぺいする効果を強力に有しており、現実の日本社会には日常の生活に暴力や抑圧が潜んでいる。現実の社会を参照すべき正義や社会的文脈ととらえず批判的に考えるためにも、暴力や抑圧との区別をさらに明確化していかなければならないだろう。

¹ 田代美江子「学習指導要領の枠組みの中で日本の性教育の可能性を考える - 『日本における包括的性教育の手引き』構築の試み」、 “人間と性” 研究協議会『季刊セクシュアリティ 第 65 号』エイデル研究所、2014、23 頁。

参考文献

- 2006年国民教育文化総合研究所『海外視察報告書 子どもと教職員の自主性を求めて』
- NHKスペシャル「ワーキングプア」取材班『ワーキングプア ―日本を蝕む病』ポプラ社、2007
- OECD「図表で見る教育 2013年版」
- Undervisningsministeriet, *Danmarks strategi for livslang læring*, 2007
- Max Lawson and IPC 1996, *The international people's college 1921-1996 A Celebration of Security Five Years of Working for Peace and International Friendship*, Handy-print A/S, Skive, 1996
- 「座談会 若者支援の現場から」教育科学研究会『教育 第57号第12巻』2007、国土社日本社会教育学会 60周年記念出版部会編『希望への社会教育 ―3.11後社会のために』東洋館出版社、2013
- 浅野仁、牧野正憲、平林孝裕編『デンマークの歴史・文化・社会』創元社、2006
- 新しい生き方基準をつくる会著、中西新太郎監修『フツーを生きぬく進路術 17歳編』青木書店、2005
- 新しい生き方基準をつくる会著、中西新太郎監修『フツーをつくる仕事・生活術 28歳編』青木書店、2007
- 有賀美和子『フェミニズム正義論 ケアの絆を紡ぐために』勁草書房、2011
- アンディ・ファーロン、フレッドカートメル著 乾彰夫、西村貴之、平塚真樹、丸井妙子訳『若者と社会変容 ―リスク社会を生きる』大月書店、2009
- 伊田広行『シングル単位の恋愛・家族論 ―ジェンダー・フリーな関係へ』世界思想社、1998
- 伊田広行『シングル単位の社会論 ―ジェンダー・フリーな関係へ』世界思想社、1998
- 伊田広行「“エリートでない者”がエンパワメントされる教育 ―貧困から脱出する学びと援助のしくみをつくる」岩川直樹、伊田広行編著『貧困と学力』明石書店、2007
- 乾彰夫「『戦後的青年期』の解体 ―青年期研究の今日的課題―」教育科学研究会『教育 第50巻第3号』2000年、国土社
- 乾彰夫編著『高卒五年 どう生き、これからどう生きるのか ―若者たちが今く大人になる>とは』大月書店、2013
- 上野千鶴子『ケアの社会学 ―当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011
- 植野ルナ「若年無業女性“ガールズ”の自立支援に取り組んで」、月刊社会教育『月刊社会教育 第58巻第12号』、国土社、2014
- ウルリヒ・ベック著、東廉／伊藤美登里訳『危険社会 新しい近代への道』法政大学出版局、1998
- エヴァ・フェダー・キテイ著、岡野八代、牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケ

アの正義論』白澤社、2010

- エヴァ・フェダー・キテイ著、岡野八代、牟田和恵編著・訳『ケアの倫理からはじめる正義論 支えあう平等』白澤社、2011
- オーヴェ・コースゴー著、川崎一彦監訳、高倉尚子訳『光を求めて ―デンマークの成人教育 500年の歴史』東海大学出版会、1999
- 大江洋「権利と関係性」『立教法学 第53号』1999
- 岡野八代「総論 ケアの倫理の可能性」第12回ジェンダー法学会シンポジウム配布資料、2014
- 岡野八代『フェミニズムの政治学 ―ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房、2012
- 荻上チキ『彼女たちの売春 ―社会からの斥力、出会い系の引力』扶桑社、2012
- 折出健二『市民社会の教育 ―関係性と方法』創風社、2003
- キャロル・ギリガン著、岩男寿美子監訳『もうひとつの声』川島書店、1986
- 経済同友会 憲法問題調査会意見書「自立した個人、自立した国たるために」2005
- 月刊社会教育『月刊社会教育 第58巻第12号』、国土社、2014
- 厚生労働省『平成10年版 厚生白書』2004
- 厚生労働省『平成25年度版 厚生労働白書』2014
- 国民教育文化総合研究所「2006年国民教育文化総合研究所 海外視察報告書 ―子どもと教職員の自主性を求めて」
- 国立社会保障人口問題研究所企画部「社会保障費の国際比較統計--SOCX2010ed.の解説と国際基準の動向」 国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究 (173)』2010
- 小杉礼子編『自由の代償／フリーター』日本労働研究機構、2002
- 後藤道夫、吉崎祥司、竹内章郎、中西新太郎、渡辺憲正『格差社会とたたかう ―＜努力・チャンス・自律＞論批判』青木書店、2007
- 後藤道夫「ワーキングプア急増の背景と日本社会の課題(＜特集＞ワーキングプア-労働・生活・運動 社会政策学会第117回大会共通論題)」 社会政策学会『社会政策 1(4)』社会政策学会、2010.2
- 後藤道夫「現代日本の格差拡大とワーキング・プア(大会報告・共通論題:格差拡大社会-史的接近と現状分析-)」 政治経済学・経済史学会『歴史と経済 49(3)』農林統計協会、2007.4
- 子どもと教科書全国ネット 21『「道徳」が教科になると子どもは……』マルコー企画印刷、2014
- 子どもの権利を守る国連 NGO DCI 日本支部編『子ども期の回復 ―子どもの“ことば”をうばわない関係を求めて』花伝社、1999

- 子どもの権利・教育・文化全国センター『'10改訂版 ポケット版・子どもの権利ノート』2010
- 斎藤純一「依存する他者へのケアをめぐって ―非対称性における自由と責任―」日本政治学会編『「性」と政治』岩波書店、2003
- 財団法人 明るい選挙推進協会『第46回衆議院議員総選挙全国意識調査 調査結果の概要』2013
- 坂口緑「現代デンマークの生涯学習政策 ―多文化化という課題」明治学院大学社会学会『明治学院大学社会学・社会福祉学研究 第137号』2012
- 佐貫浩、世取山洋介編『新自由主義教育改革 その理論・実態と対抗軸』大月書店、2008
- 佐貫浩『「知識資本主義」『知識基盤社会論』批判 ―グローバル化と新自由主義教育政策課の学力問題を考えるために―』法政大学キャリアデザイン学会紀要『生涯学習とキャリアデザイン 11(2)』2014.3
- 佐藤洋作、平塚眞樹編著『ニート・フリーターと学力』明石書店、2005
- 柴野昌山『青少年・若者の自立支援 ―ユースワークによる学校・地域の再生』世界思想社、2009
- 清水満『改訂新版 生のための学校―デンマークで生まれたフリースクール「フォルケホイスコーレ」の世界』新評論、1996
- ジョン・ロールズ著、川本隆史、福間聡、神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊国屋書店、2010
- スティーヴン・ボーリッシュ著、難波克彰監修、福井信子監訳『生者の国 ―デンマークに学ぶ全員参加の社会』新評論、2011
- 竹内常一、高生研編『揺らぐ<学校から仕事へ> 労働市場の変容と10代』青木書店、2002
- 竹中恵美子著『竹中恵美子著作集 第VI巻 家事労働（アンペイド・ワーク）論』明石書店、2011
- 竹中恵美子著『竹中恵美子著作集 第VII巻 現代フェミニズムと労働論』明石書店、2011
- 田代美江子『「性教育国際指針」を読む No.1 “人間と性”研究協議会『季刊セクシュアリティ 第59号』エイデル研究所、2013
- 田中治彦、萩原健次郎編著『若者の居場所と参加 ユースワークが築く新たな社会』東洋館出版、2012
- 辻村みよ子『ジェンダーと人権 ―歴史と理論から学ぶ』日本評論社、2008
- 辻由希著『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房、2012
- 東京都立大学「高卒者の進路動向に関する調査」グループ著、乾彰夫編『18歳の今を

生きぬく ー高卒1年目の選択』青木書店、2006

- 鳥澤孝之「諸外国の同性婚制度等の動向：2010年以降を中心に」国立国会図書館調査及び立法考査局『調査と情報第798号』2013
- ナンシー・フレイザー著、仲正昌樹監訳『中断された正義 ー「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房、2003
- 永井憲一、今橋盛勝『教育法入門』日本評論社、1985
- 永井憲一、寺脇隆夫、喜多明人、荒牧重人編『新解説 子どもの権利条約』日本評論社、2000
- 中西正司、上野千鶴子『当事者主権』岩波書店、2003
- 中西新太郎、高山智樹編『ノンエリート青年の社会空間』大月書店、2009
- 中西新太郎「縁辺化される若者たち ー社会システムの崩壊と知性の変容」 『世界No.674』
- 中西新太郎『「問題」としての青少年 現代日本の<文化ー社会>構造』大月書店、2012
- 仲正昌樹『いまこそロールズに学べ 「正義」とは何か』春秋社、2013
- 内閣府『平成17年 青少年の就労に関する研究調査』
- 内閣府『平成26年度版 子ども・若者白書』2014
- 二宮厚美『現代資本主義と新自由主義の暴走』新日本出版社、1999
- “人間と性”研究協議会『季刊セクシュアリティ 第65号』エイデル研究所、2014
- 野村武夫『「生活大国」デンマークの福祉政策 ーウェルビーイングが育つ条件』ミネルヴァ書房、2010
- 橋本紀子、木村元、小林千枝子、中野新之祐編『青年の社会的自立と教育 高度成長期日本における地域・学校・家族』大月書店、2011
- 平塚眞樹「日本の若者問題をめぐる‘公共圏と規範’」樋口明彦、上村康裕、平塚眞樹編著『若者問題と教育・雇用・社会保障 東アジアと周縁から考える』法政大学出版局、2011
- 平野裕二「国連・子どもの権利委員会の動向」日本子どもを守る会編『子ども白書 2006 子どもを大切にす国・しない国 Part.2 ー人口減少時代の未来をひらく想像力』草土文化社、2006
- 福田雅章「問われた先進国日本の『子ども期の喪失』 ー人間関係を形成する権利としての意見表明権」子どもの権利を守る国連 NGO DCI 日本支部『国連・子どもの権利委員会最終所見の実現を 子ども期の回復 ー子どもの“ことば”をうばわない関係を求めて』花伝社、1999
- 堀有喜衣編『フリーターに停留する若者たち』勁草書房、2007
- 堀尾輝久、松原治郎、寺崎昌夫『教育の原理 I ー人間と社会への問い』東京大学出版会、1985

- 堀尾輝久『地球時代の教養と学力 ―学ぶとは、わかるとは』かもがわ出版、2005
- 本田由紀『若者と仕事 ―「学校経由の就職」を超えて』東京大学出版会、2005
- 本田由紀、内藤朝雄、後藤和智『「ニート」って言うな!』光文社新書、2006
- マーサ・アルバートソン・ファインマン著、上野千鶴子監訳『家族、積みすぎた方舟 ―ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房、2003
- みずほ情報総研株式会社「ICT の活用による生涯学習支援事業（国外における実態調査）報告書」（平成 22 年度文部科学省委託事業）、2011
- 三浦玲一、早坂静編著『ジェンダーと「自由」 ―理論、リベラリズム、クィア』彩流社、2013
- 三成美保「公と私をジェンダー論から考える」日本学術会議『学術の動向 vol.12』2007
- 三成美保「ケアとジェンダー趣旨説明」第 12 回ジェンダー法学会学術総会シンポジウム当日資料、2014
- 三宅良子「子どもの権利とジェンダー ―2 つの視点はどのように重なるのだろうか」民主教育研究所『ジェンダーと教育の現在 民主教育所年報 2004 第 5 号』2004
- 宮崎隆志「中間地帯の再建による社会空間の変容 ―『若者問題』が要請する新たな社会教育像」日本社会教育学会 60 周年記念出版部会編『希望への社会教育 ―3.11 後社会のために』東洋館出版社、2013
- 牟田和恵編『家族を超える社会学 新たな生の基盤を求めて』新曜社、2009
- 明治安田生活福祉研究所「福利厚生施策の新たな方向性 ～より効率的・効果的な運営を目指して～」2008
- 森川美絵「ケアする権利／ケアしない権利」上野千鶴子、大熊由紀子、大沢真理、神野直彦、副田義也編『家族のケア 家族へのケア』岩波書店、2008
- 文部科学省『ICT の活用による生涯学習支援事業』2010
- 文部科学省『わたしたちの道徳 中学校』
- 山田昌弘『パラサイト・シングルの時代』筑摩書房、1999
- 湯浅誠『反貧困 ―「すべり台社会」からの脱出』岩波書店、2008
- 吉澤昇、為本六花治、堀尾輝久著『ルソーエミール入門』有斐閣、1985
- 世取山洋介「子どもの権利条約と学校教育」教育科学研究会『教育 第 44 巻第 9 号』1994
- 世取山洋介「子どもの意見表明権の Vygotsky 心理学に基づく存在論的正当化とその法的含意」新潟大学『法政理論 第 36 巻第 1 号』2003
- 世取山洋介・福祉国家構想研究会編『公教育の無償性を実現する―教育財政法の再構築』大月書店、2012
- 渡邊泰彦「ヨーロッパ人権条約における同性婚と登録パートナーシップ ―ヨーロッパ人権裁判所シャルクとコプフ対オーストリア事件とその後のオーストリア憲法裁判

所範例より」京都産業大学『産大法学 47(1)』2013

参考 URL (最終アクセス日 2015年1月16日)

Hojskolerne

<http://www.danishfolkhighschools.com/>

Danish Ministry of Education

<http://eng.uvm.dk/>

International People's College Den International Hojskole

<http://www.ipc.dk/>

OECD Family database 2014 child poverty

<http://www.oecd.org/social/family/database.htm>

Folkehojskolernes Forening I Danmark

<http://www.ffd.dk/>

OECD Aid to developing countries rebounds in 2013 to reach an all-time high

<http://www.oecd.org/newsroom/aid-to-developing-countries-rebounds-in-2013-to-reach-an-all-time-high.htm>

外務省 デンマーク基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/denmark/data.html#section2>

Statistics Denmark Population in Denmark

<http://www.dst.dk/en/Statistik/emner/befolkning-og-befolkningsfremskrivning/folketal.aspx>

Education at a Glance 2014: OECD Indicators

<http://www.oecd.org/edu/eag.htm>

IDEA Voter turnout data for Denmark

<http://www.idea.int/vt/countryview.cfm?CountryCode=DK>

ISSP General information 2002

<http://www.issp.org/>

International People's College

<http://www.ipc.dk/>

国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集 (2014)

<http://www.ipss.go.jp/>

文部科学省『学校基本調査』年次統計 進学率

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

OECD Social Expenditure Database(SOCX)

<http://www.oecd.org/social/expenditure.htm>

総務省統計局 労働力調査 長期時系列データ 四半期平均結果等—全国

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>

経済戦略会議答申「日本経済再生への戦略」

http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/5/makuro_kei11_1.pdf

「若者自立・挑戦戦略会議」の経過

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/wakamono/h17/002.htm

総務省 国政選挙の年代別投票率の推移

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/

DCI 日本 関連資料 国連子どもの権利委員会一般的注釈（世取山洋介・仮訳）

<http://www.dci-jp.com/g7.html>